

仙台市地域防災計画（共通編）修正案 新旧対照表（抄）

旧頁	旧	新	備考
<p>共通編 P20</p> <p>第1部 第2章 第2節 想定される災害</p>	<p>2. 本市において想定される風水害等</p> <p>(1) 氾濫 ア～イ（略）</p> <p>(2) 土砂災害 ア～ウ（略）</p> <p>本市では、内水氾濫の危険箇所は、人口集中地区の概ね全域に分布しています。平野部である宮城野区、若林区、太白区東部を中心に河川氾濫の危険が示されており、丘陵～台地部及びその境界である泉区西部、青葉区、太白区では土石流危険区域への指定が多いことが特徴的です。地すべり危険区域は青葉区、太白区、泉区において指定されており、崖崩れの危険性はほぼ全域に分布しています。</p> <p>(図)</p>	<p>2. 本市において想定される風水害等</p> <p>(1) 氾濫 ア～イ（略）</p> <p>(2) 土砂災害 ア～ウ（略）</p> <p><u>(以降の文章及び図を全削除)</u></p>	<p>第2節第3項 (3) 風水害等発生地域の地域特性(P25)と内容が重なるため</p>
<p>共通編 P22-24</p> <p>第1部 第2章 第2節 想定される災害</p>	<p>3. 風水害等基礎調査</p> <p>本市における風水害の災害履歴や地形状況等の自然的素因、人や建物の状況等の社会的素因、土地利用の変遷等を踏まえ、河川氾濫、内水氾濫、崖崩れ、地すべり、土石流の土砂災害について以下に示します。</p> <p><u>(1) 風水害等の発生履歴の概要</u></p> <p>本市において、風水害（特に水害）は江戸時代以降、ほぼ毎年～隔年ペースで発生しており、近年の災害をみると、小規模な水害であれば本市のどこかで毎年発生していることとなります。昭和前期までは河川氾濫が多く見られましたが、1950年8月以降現在までは発生していません。これは治水事業が進展したことも一因として挙げられます。一方で、最近の内水氾濫が頻発しており、小規模な水害もあります。</p> <p><u>この他、崖崩れの発生箇所は丘陵地に集中していますが、この他に山地部にも地すべりや土石流の発生の可能性がある箇所が分布しています。</u></p> <p><u>これまでに発生した風水害等の詳細については、大規模なものや特徴的なもの等を抽出し、第3節「過去の災害による被害」において述べます。</u></p> <p><u>(2) 風水害等発生時の気象特性</u></p> <p>本市における風水害の発生月は8月及び9月が最も多く、既往水害の半数以上がこの時期に発生しており、河川氾濫を伴う大規模水害も、ほとんどがこの2ヵ月間で起っています。月降水量の平均値（過去10年間）をみると、平均的に7月～9月に降水量が多くなっていることがわかります。(図1)</p> <p>また、日降水量の最大値が大きいのは8月、9月であることがわかります。(図2)</p> <p>さらに、最大1時間雨量から、降雨強度が大きい豪雨も7～9月に発生していることがわかります。(図3)</p> <p>図1 仙台市内アメダスデータによる月降水量の平均値（平成15～24年の10年間の平均値：鷹巣山は現在観測を廃止しており、昭和62年～平成8年の10年間の平均値）、各月とも左から順番に、仙台、新川、泉ヶ岳、鷹巣山</p>	<p>3. 風水害等基礎調査</p> <p>本市における風水害の災害履歴や地形状況等の自然的素因、人や建物の状況等の社会的素因、土地利用の変遷等を踏まえ、河川氾濫、内水氾濫、崖崩れ、地すべり、土石流の土砂災害について以下に示します。<u>これまでに発生した風水害等の詳細については、大規模なものや特徴的なもの等を抽出し、第3節「過去の災害による被害」において述べます。</u></p> <p><u>(全削除)</u></p> <p><u>(1) 風水害等発生時の気象特性</u></p> <p>本市における風水害の発生月は8月及び9月が最も多く、既往水害の半数以上がこの時期に発生しており、河川氾濫を伴う大規模水害も、ほとんどがこの2ヵ月間で起っています。月降水量の平均値（過去10年間）をみると、平均的に7月～9月に降水量が多くなっていることがわかります。(図1)</p> <p>また、日降水量の最大値が大きいのは8月、9月であることがわかります。(図2)</p> <p>さらに、最大1時間雨量から、降雨強度が大きい豪雨も7～9月に発生していることがわかります。(図3)</p> <p>図1 仙台市内アメダスデータによる月降水量の平均値（平成18～27年の10年間の平均値）、各月とも左から順番に、仙台、新川</p>	<p>第3節第2項 (P37 以降)と内容が重なるため</p>

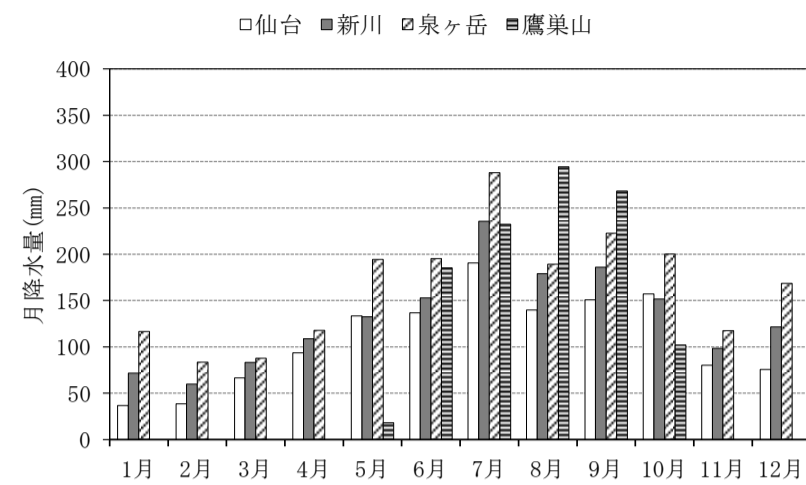


図2 仙台市内アメダスデータによる日降水量の最大値（既往最大値）：各月とも左から順番に、仙台、新川、泉ヶ岳、鷹巣山

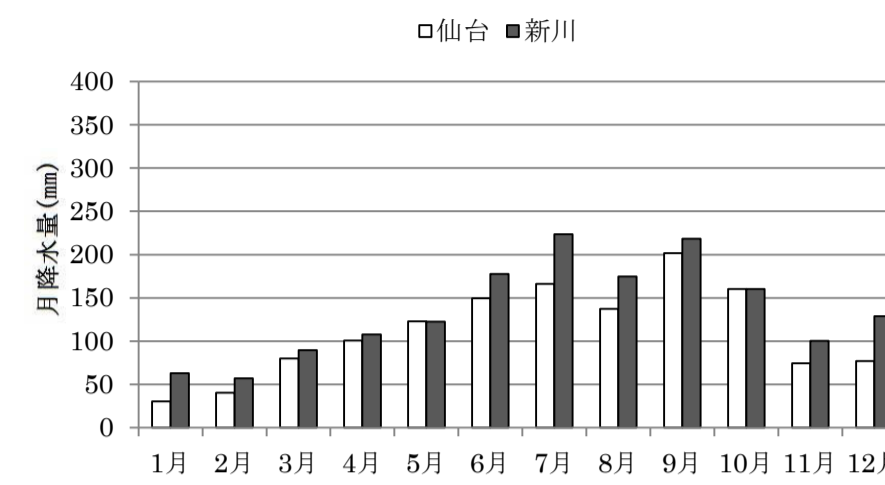


図2 仙台市内アメダスデータによる日降水量の最大値（既往最大値）：各月とも左から順番に、仙台、新川、泉ヶ岳、鷹巣山

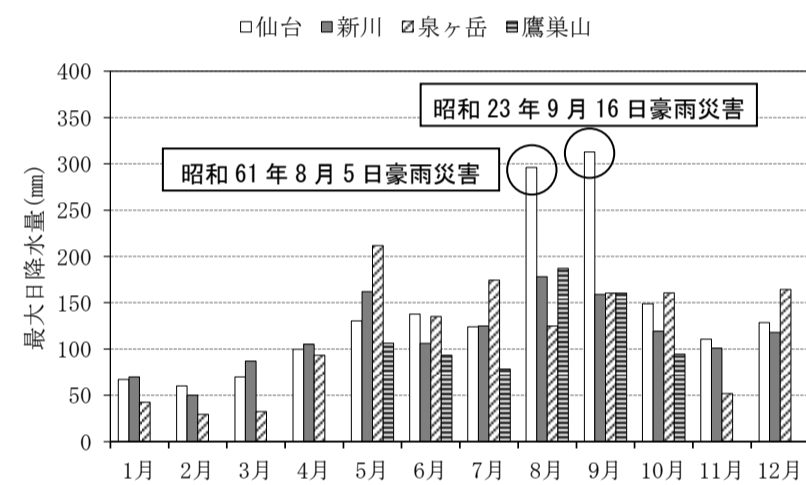


図3 仙台市内アメダスデータによる1時間降水量の最大値（既往最大値）：各月とも左から順番に、仙台、新川、泉ヶ岳、鷹巣山

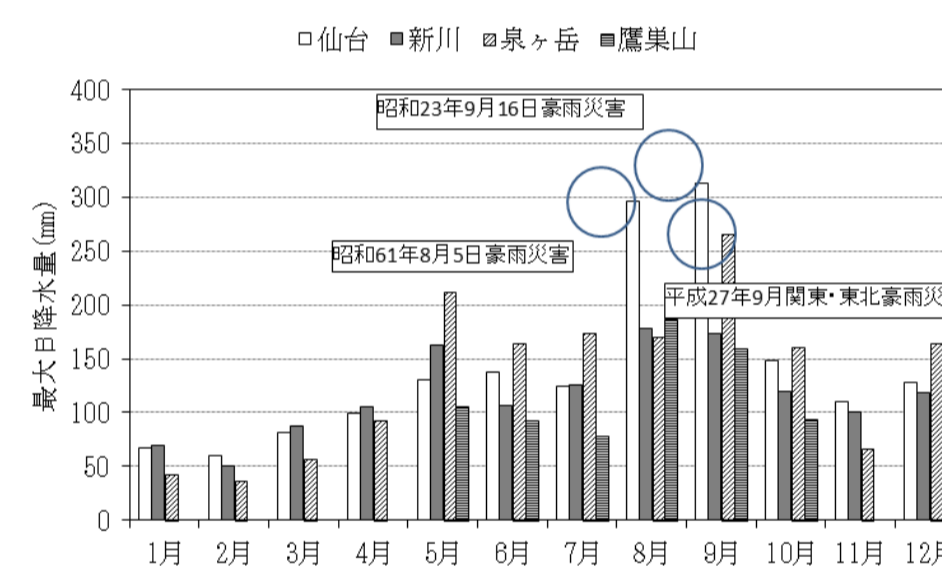
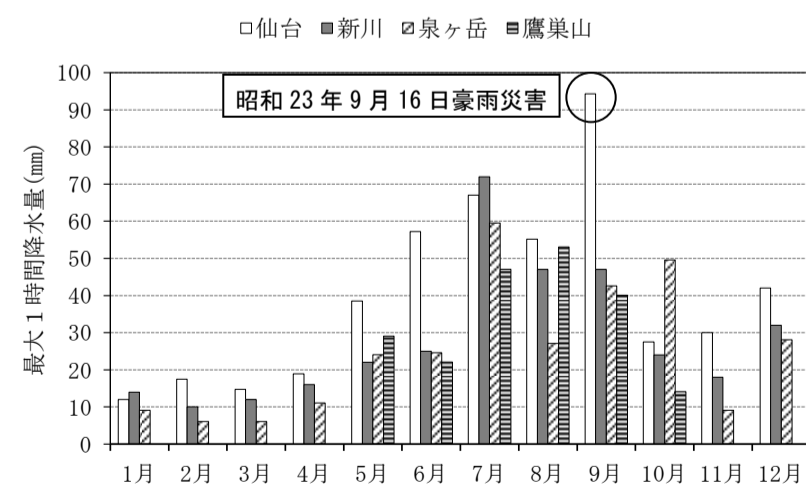
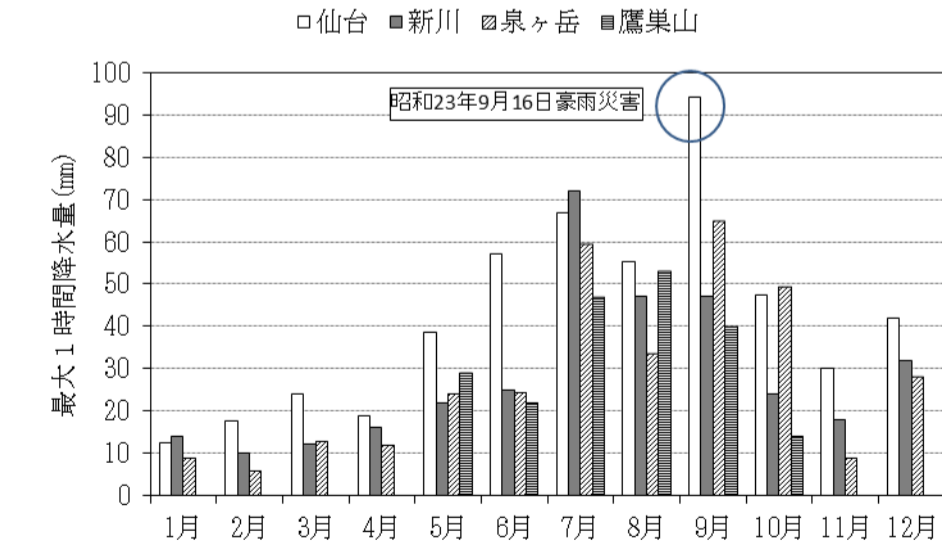


図3 仙台市内アメダスデータによる1時間降水量の最大値（既往最大値）：各月とも左から順番に、仙台、新川、泉ヶ岳、鷹巣山



(中略)



(中略)

平成27年9月関東・東北豪雨による数値の更新

平成27年9月関東・東北豪雨による数値の更新

平成27年9月関東・東北豪雨による数値の更新

本市における降水量と風速の既往最大値を下表に示します。仙台管区気象台の観測値では、日降水量の最大が312.7mm、日最大1時間降水量の最大が94.3mmでいずれも昭和23年9月16日ですが、これはアイオン台風によるもので、市内約3,000戸に被害が発生しています。月最大24時間降水量は381.0mmが既往最大値であり、この豪雨により昭和61年8月5日水害が発生しています。

表：仙台市内の観測所における降水量・風速の既往最大値（各値は気象庁による）

観測所名	仙 台	泉ヶ岳	新 川	鷹巣山*
日降水量 (mm)	312.7 (S23/9/16)	211.5 (H24/5/3)	178 (S63/8/11)	187 (H1/8/27)
日最大1時間降水量 (mm)	94.3 (S23/9/16)	59.5 (H25/7/28)	72 (H2/7/24)	53 (H1/8/27)
月最大24時間降水量 (mm)	381.0 (S61/8/4)	—	—	—
月降水量 (mm)	638.5 (H6/9)	582.5 (H26/6)	628 (H6/9)	684 (H6/9)
日最大風速・風向 (m/s)	24.0 西北西 (H9/3/11)	観測なし	25.9 西 (H24/4/4)	観測なし
日最大瞬間風速・風向 (m/s)	41.2 西北西 (H24/3/11)	観測なし	42.2 西南西 (H24/4/4)	観測なし

※アメダス鷹巣山はH8/10/25まで観測

(3) 風水害等発生地域の地域特性
(略)

(4) 風水害等危険区域の予測

ア 河川氾濫及び内水氾濫による浸水危険区域の予測

浸水危険区域の予測は、過去の浸水実績や地形条件に着目し、これまでの豪雨に基づく統計的な雨量を用い、コンピューターシミュレーションにより氾濫範囲を想定しています。本市の浸水危険区域は、以下の地図に示されています。

- ・仙台市洪水災害予測地図（河川氾濫による洪水ハザードマップ）
- ・仙台市ホームページ せんだいくらしのマップ（河川氾濫による洪水ハザードマップ）
- ・仙台市浸水想定区域図（内水ハザードマップ）

内水氾濫や各河川のシミュレーションにおける降雨の条件は異なっており、下表のとおりとなっています。

計算対象	降水量	確率年	作成主体
七北田川	24時間降水量 351mm	100年	宮城県
梅田川	1時間雨量 76.6mm	30年	宮城県
広瀬川	2日間雨量 388.4mm	150年	国土交通省 東北地方整備局 仙台河川国道事務所
名取川	2日間雨量	150年	国土交通省 東北地方整備局

本市における降水量と風速の既往最大値を下表に示します。仙台管区気象台では、日降水量の最大が312.7mm、日最大1時間降水量の最大が94.3mmでいずれも昭和23年9月16日に観測されていますが、これはアイオン台風によるもので、市内約3,000戸に被害が発生しています。月最大24時間降水量は381.0mmが既往最大値であり、この豪雨により昭和61年8月5日水害が発生しています。

表：仙台市内の観測所における降水量・風速の既往最大値（各値は気象庁による）

観測所名	仙 台	泉ヶ岳	新 川	鷹巣山*
日降水量 (mm)	312.7 (S23/9/16)	265.5 (H27/9/10)	178 (S63/8/11)	187 (H1/8/27)
日最大1時間降水量 (mm)	94.3 (S23/9/16)	65.0 (H27/9/10)	72 (H2/7/24)	53 (H1/8/27)
月最大24時間降水量 (mm)	381.0 (S61/8/4)	—	—	—
月降水量 (mm)	638.5 (H6/9)	582.5 (H26/6)	628 (H6/9)	684 (H6/9)
日最大風速・風向 (m/s)	24.0 西北西 (H9/3/11)	観測なし	25.9 西 (H24/4/4)	観測なし
日最大瞬間風速・風向 (m/s)	41.2 西北西 (H9/3/11)	観測なし	42.2 西南西 (H24/4/4)	観測なし

※アメダス鷹巣山はH8/10/25まで観測

(3) 風水害等発生地域の地域特性
(略)

(4) 風水害等危険区域の予測

ア 河川氾濫及び内水氾濫による浸水のおそれのある区域

浸水危険区域の予測は、過去の浸水実績や地形条件に着目し、これまでの豪雨に基づく統計的な雨量を用い、コンピューターシミュレーションにより氾濫範囲を想定しています。

内水氾濫や各河川のシミュレーションにおける降雨の条件は異なっており、下表のとおりとなっています。

また、これらのシミュレーションによる浸水想定区域は、仙台市洪水災害予測地図（河川氾濫による洪水ハザードマップ）、せんだい水害・土砂災害ハザードマップ等で表示されています。

計算対象	降水量	確率年	作成主体	指定・作成年月日
七北田川	24時間降水量 351mm	100年	宮城県	平成17年6月7日
梅田川	1時間雨量 76.6mm	30年	宮城県	平成21年6月5日
広瀬川	2日間雨量 388.4mm	150年	国土交通省 東北地方整備局 仙台河川国道事務所	平成13年11月30日
			宮城県	平成17年10月18日
名取川	2日間雨量 362.8mm	150年	国土交通省 東北地方整備局	平成13年11月30日

表現修正
(関係機関意見反映)

平成27年9月関東・東北豪雨による数値の更新

表現修正

表現修正
※個々のハザードマップにおいて説明している内容のため一部省略

	362.8mm		局 仙台河川国道事務所
内水氾濫	平成2年9月20日 1時間雨量 72.0mm	過去50年における 最大1時間雨量	仙台市

計算対象によって確率年が異なっていますが、河川氾濫シミュレーションは河川毎に個別に計算されており、それぞれの流域・河川の特徴に応じて計算されていることや、内水氾濫の特性により選定したものであり、複数河川の同時氾濫や、想定を超える豪雨が発生した場合、ハザードマップに示す範囲を超えて浸水する可能性もあります。さらに、各河川の特徴により、同じ降雨でも洪水の危険性が異なることから、事前の監視体制、水防活動の準備及び対応等の体制を河川毎に検討し、避難のためのリードタイムの違い等も含めて検討しておく必要があります。

なお、河川氾濫による洪水ハザードマップは、各河川の計算結果を合成しており、隣接する河川からの氾濫水が重なる範囲については、その中で最も高い浸水深を示しています。

これらの浸水想定区域は、想定浸水深により下表のように区分され、表示されています。

洪水災害予測地図（河川氾濫による洪水ハザードマップ）浸水深の目安	
5.0m以上	2階の屋根以上
2.0～5.0m	2階の軒下
1.0～2.0m	1階の軒下
0.5～1.0m	大人の腰～胸程度・床上浸水
0.5m	大人の膝程度・床下浸水

浸水想定区域図（内水ハザードマップ）浸水深の目安	
45cm以上	大人の移動限界・床上浸水
20～45cm	子どもの移動限界・車の移動限界
5～20cm	車のブレーキが利かない

イ 土砂災害危険区域の予測

土砂災害が発生するおそれのある箇所については、国の調査要領・点検要領により宮城県が実施した調査で抽出された、土石流、地すべり、急傾斜地の崩壊が発生するおそれのある土砂災害危険箇所があり、それぞれ「土石流危険渓流」、「地すべり危険箇所」、「急傾斜地崩壊危険箇所」と呼ばれています。崖崩れの危険区域である急傾斜地崩壊危険箇所は、仙台市街周辺の宅地造成地に集中して分布しています。また、市域西部の丘陵や山地には自然傾斜の危険箇所が点在しています。

土石流危険渓流は、仙台市街地に隣接するものは数箇所、多くは丘陵地から山地にかけて分布しています。地すべり危険箇所は、広瀬川や七北田川などの河川に面した丘陵地や山地にかけて分布しています。

急傾斜地崩壊危険箇所は、市街地の河岸段丘、丘陵地の宅地造成地の周辺及び西部の山地まで広く分布しています。これらの土砂災害危険箇所については、以下に公表されています。

配布とホームページ掲載

- ・仙台市土砂災害ハザードマップ（「仙台市土砂災害ハザードマップ」参照）

ホームページ掲載

- ・仙台市ホームページ [せんだいくらしのマップ 防災＞土砂災害危険地マップ](#)
- ・仙台市ホームページ [くらしの安全・安心＞防災・災害対策＞防災関連資料＞仙台市宅地造成履歴等情](#)

			仙台河川国道事務所	
内水氾濫	平成2年9月20日 1時間雨量 72.0mm	過去50年における 最大1時間雨量	仙台市	平成25年6月28日

イ 土砂災害のおそれのある区域

土砂災害のおそれのある区域として、土砂災害危険箇所があります。また、土砂災害危険箇所を基に法律により指定された土砂災害警戒区域等及び土砂三法に基づく指定区域があります。

これらの区域は仙台市土砂災害ハザードマップ、せんだい水害・土砂災害ハザードマップ等で表示されています。

① 土砂災害危険箇所について

「土砂災害危険箇所」とは、土砂災害のおそれのある場所で、「土石流危険渓流」、「地すべり危険箇所」、「急傾斜地崩壊危険箇所」の総称です。

名称	概要
土石流危険渓流	土石流のおそれのある渓流（多くは市域西部の丘陵地や山地のほか市街地周辺の丘陵地にも分布）
地すべり危険箇所	地すべりのおそれのある箇所（広瀬川や七北田川などの河川に面した丘陵地や山地にかけて分布）
急傾斜地崩壊危険箇所	がけ崩れのおそれのある、がけの勾配が30度以上で、

表現修正
※個々のハザードマップにおいて説明している内容のため一部省略

報マップ（土砂災害危険箇所図）

また、土砂災害危険箇所の中には、関係法令に基づいて宮城県が区域指定をしている「地すべり防止区域」、「急傾斜地崩壊危険区域」、「土石流危険渓流」（以上は資料10-1「土砂災害危険区域等一覧」）、及び「土砂災害警戒区域等」（資料10-2「土砂災害警戒区域等一覧」）のある箇所があります。

これらの法指定区域については、以下から確認することができます。

ホームページ掲載

・仙台市ホームページ 住みよい街に>都市開発>都市計画>仙台市都市計画情報インターネット提供サービス（土砂三法（急傾、地滑り、砂防）、土砂災害防止法）

かつ高さが5メートル以上のがけ地（市街地周辺の丘陵地、市域西部の丘陵地及び山地に面したところに多く分布）

② 土砂災害警戒区域等について

「土砂災害危険箇所」を基に宮城県で調査を行って指定された区域で「土砂災害警戒区域」、「土砂災害特別警戒区域」があります。

名称	概要
土砂災害警戒区域（イエローゾーン）	土砂災害が発生した場合、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがある区域として、県知事が指定した区域
土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）	土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがある区域として、県知事が指定した区域

③ 土砂三法に基づく指定区域について

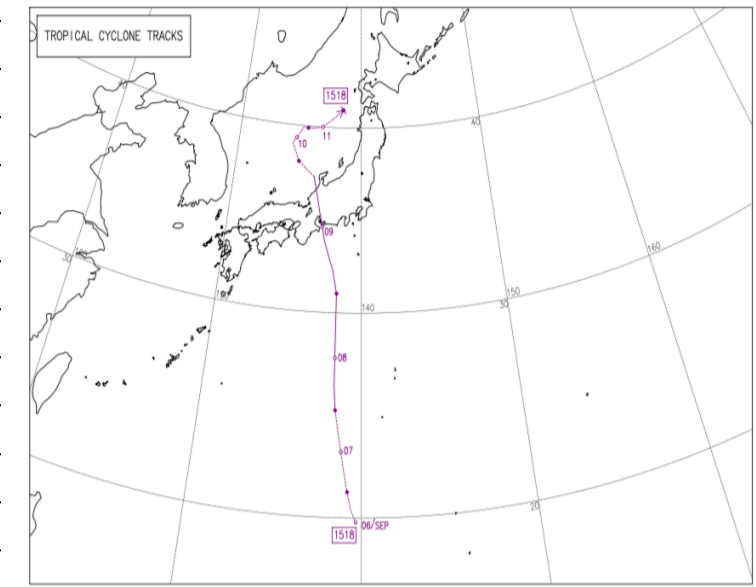
土砂三法（砂防法、地すべり等防止法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律）に基づく指定区域とは、「砂防指定地」、「地すべり防止区域」、「急傾斜地崩壊危険区域」の総称です。

名称	概要
砂防指定地	土砂の流出による被害を防止するために砂防えん堤等の砂防設備が必要と判断される土地又は区域内で行われる一定の行為を制限する必要がある土地について「砂防法」に基づき国土交通大臣が指定した区域
地すべり防止区域	地すべりによる崩壊を防止するために必要な施設（排水施設、擁壁等）を設置するとともに、一定の行為を制限する必要がある土地について「地すべり等防止法」に基づき農林水産大臣又は国土交通大臣が指定した区域
急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊から住民の生命を保護するため、がけの勾配が30度以上で、かつ高さが5メートル以上のがけ地のうち、一定の行為を制限する必要がある

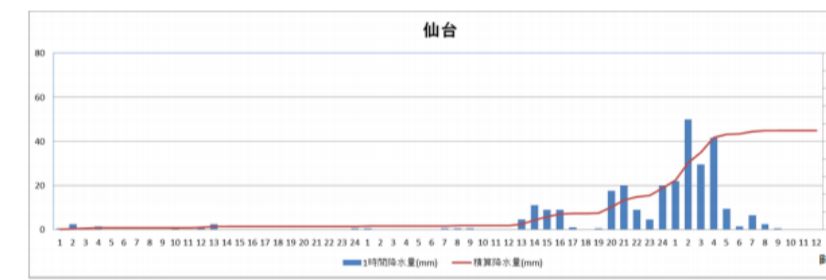
			る土地について「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づき 県知事が指定した区域																																																																	
共通編 P32 第1部 第2章 第3節 過去の災害による被害	<p>1. 地震被害</p> <p>本市における過去の主な地震としては、昭和53年の宮城県沖地震と、平成23年の東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）が挙げられます。それぞれの地震による被害の概要は以下のとおりです。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 東日本大震災</p> <p>ア 東日本大震災の特徴</p> <p>平成23年（2011年）3月11日14時46分頃、三陸沖（北緯38度06.2分、東経142度51.6分）を中心に東北地方太平洋沖地震発生。国内最大規模のマグニチュード9.0、市内最大震度は、宮城野区で震度6強を観測しました。この地震により津波が発生し、津波の高さは7.2m（推定）に達しました。最大余震は4月7日でマグニチュード7.2、宮城野区で震度6強を記録しました。</p>	<p>1. 地震被害</p> <p>本市における過去の主な地震としては、昭和53年の宮城県沖地震と、平成23年の東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）が挙げられます。それぞれの地震による被害の概要は以下のとおりです。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 東日本大震災</p> <p>ア 東日本大震災の特徴</p> <p>平成23年（2011年）3月11日14時46分頃、三陸沖（北緯38度06.2分、東経142度51.6分）を震源とする地震（平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震）が発生。国内最大規模のマグニチュード9.0、市内最大震度は、宮城野区で震度6強を記録しました。この地震により津波が発生し、津波の高さは7.1m（推定）に達しました。最大余震は4月7日でマグニチュード7.2、宮城野区で震度6強を記録しました。</p>		表現修正 (関係機関意見反映)																																																																
共通編 P37-38 第1部 第2章 第3節 過去の災害による被害	<p>2. 風水害</p> <p>本市では、これまで発生した大規模な風水害を教訓にハード整備が進み、災害の規模も小さくなってきた経緯があります。その一方で短時間集中豪雨の増加など、気象条件は近年より厳しくなりつつあり、都市型水害の増加、造成地における土砂災害の発生など、災害形態も変化してきています。</p> <p>今後も発生し得る自然災害の被害を最小限に抑えるためには、ハード・ソフト対策両面から整備を進めることが重要ですが、より減災力を高めていくためには、過去の災害をよく知り、そのときの被害や対応を教訓として活かしていくことが必要です。本市においてこれまで発生した災害について示し、中でも特徴的な災害について詳しく述べます。</p> <p>(1) 本市の降雨の特徴</p> <p>(略)</p> <p>表：本市における風水害等災害履歴</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発生年月日</th> <th>災害種別</th> <th>災害原因</th> <th>仙台市付近の気象等記録</th> <th>仙台市内の被害概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昭和22年(1947年)9月14日</td> <td>水害</td> <td>カスリン台風(台風第9号)</td> <td>総降水量184mm 最大1時間降水量54.8mm</td> <td>流失・浸水等1,218戸</td> </tr> <tr> <td>昭和23年(1948年)9月16日</td> <td>水害</td> <td>アイオン台風(台風第21号)</td> <td>総降水量351mm 最大1時間降水量94.3mm</td> <td>流失・浸水等3,007戸</td> </tr> <tr> <td>昭和25年(1950年)8月3日</td> <td>水害</td> <td>台風第11号</td> <td>総降水量201mm 最大1時間降水量67.0mm</td> <td>死者3、不明8、負傷90、家屋流失157、家屋倒壊33、床上浸水2,740、床下浸水3,200、鉄道不通、橋流失、田冠水500町歩</td> </tr> <tr> <td>昭和33年(1958年)9月26日</td> <td>水害</td> <td>台風第21号</td> <td>総降水量186mm 最大1時間降水量24.4mm</td> <td>流失・浸水等903戸</td> </tr> <tr> <td>昭和41年</td> <td>水害</td> <td></td> <td>総降水量137mm</td> <td>流失・浸水等2,799戸</td> </tr> </tbody> </table>	発生年月日	災害種別	災害原因	仙台市付近の気象等記録	仙台市内の被害概要	昭和22年(1947年)9月14日	水害	カスリン台風(台風第9号)	総降水量184mm 最大1時間降水量54.8mm	流失・浸水等1,218戸	昭和23年(1948年)9月16日	水害	アイオン台風(台風第21号)	総降水量351mm 最大1時間降水量94.3mm	流失・浸水等3,007戸	昭和25年(1950年)8月3日	水害	台風第11号	総降水量201mm 最大1時間降水量67.0mm	死者3、不明8、負傷90、家屋流失157、家屋倒壊33、床上浸水2,740、床下浸水3,200、鉄道不通、橋流失、田冠水500町歩	昭和33年(1958年)9月26日	水害	台風第21号	総降水量186mm 最大1時間降水量24.4mm	流失・浸水等903戸	昭和41年	水害		総降水量137mm	流失・浸水等2,799戸	<p>2. 風水害</p> <p>本市では、短時間集中豪雨の増加など、気象条件は近年より厳しくなりつつあり、都市型水害の増加、造成地における土砂災害の発生など、災害形態も変化してきています。</p> <p>今後も発生し得る自然災害の被害を最小限に抑えるためには、ハード・ソフト対策両面から整備を進めることが重要ですが、より減災力を高めていくためには、過去の災害をよく知り、そのときの被害や対応を教訓として活かしていくことが必要です。本市においてこれまで発生した災害について示し、中でも特徴的な災害について詳しく述べます。</p> <p>(1) 本市の降雨の特徴</p> <p>(略)</p> <p>表：本市における風水害等災害履歴</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発生年月日</th> <th>災害種別</th> <th>災害原因</th> <th>仙台市付近の気象等記録</th> <th>仙台市内の被害概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昭和22年(1947年)9月14日</td> <td>水害</td> <td>カスリン台風(台風第9号)</td> <td>総降水量185.5mm(14~15日) 最大1時間降水量54.8mm</td> <td>流失・浸水等1,218戸</td> </tr> <tr> <td>昭和23年(1948年)9月16日</td> <td>水害</td> <td>アイオン台風(台風第21号)</td> <td>総降水量351.1mm(16~17日) 最大1時間降水量94.3mm</td> <td>流失・浸水等3,007戸</td> </tr> <tr> <td>昭和25年(1950年)8月3~4日</td> <td>水害</td> <td>台風第11号</td> <td>総降水量236.6mm(2~5日) 最大1時間降水量30.6mm</td> <td>死者3、不明8、負傷90、家屋流失157、家屋倒壊33、床上浸水2,740、床下浸水3,200、鉄道不通、橋流失、田冠水500町歩</td> </tr> <tr> <td>昭和33年(1958年)9月26~27日</td> <td>水害</td> <td>台風第22号</td> <td>総降水量182.4mm(26~27日) 最大1時間降水量21.6mm</td> <td>流失・浸水等903戸</td> </tr> <tr> <td>昭和41年(1966年)6月28日</td> <td>水害</td> <td>台風第4号</td> <td>総降水量150.1mm(27~29日) 最大1時間降水量20.0mm</td> <td>流失・浸水等2,799戸</td> </tr> <tr> <td>昭和57年</td> <td>水害</td> <td>台風第18号</td> <td>総降水量160.5mm(9~12日)</td> <td>流失・浸水等455戸</td> </tr> </tbody> </table>	発生年月日	災害種別	災害原因	仙台市付近の気象等記録	仙台市内の被害概要	昭和22年(1947年)9月14日	水害	カスリン台風(台風第9号)	総降水量185.5mm(14~15日) 最大1時間降水量54.8mm	流失・浸水等1,218戸	昭和23年(1948年)9月16日	水害	アイオン台風(台風第21号)	総降水量351.1mm(16~17日) 最大1時間降水量94.3mm	流失・浸水等3,007戸	昭和25年(1950年)8月3~4日	水害	台風第11号	総降水量236.6mm(2~5日) 最大1時間降水量30.6mm	死者3、不明8、負傷90、家屋流失157、家屋倒壊33、床上浸水2,740、床下浸水3,200、鉄道不通、橋流失、田冠水500町歩	昭和33年(1958年)9月26~27日	水害	台風第22号	総降水量182.4mm(26~27日) 最大1時間降水量21.6mm	流失・浸水等903戸	昭和41年(1966年)6月28日	水害	台風第4号	総降水量150.1mm(27~29日) 最大1時間降水量20.0mm	流失・浸水等2,799戸	昭和57年	水害	台風第18号	総降水量160.5mm(9~12日)	流失・浸水等455戸	内容の適正化
発生年月日	災害種別	災害原因	仙台市付近の気象等記録	仙台市内の被害概要																																																																
昭和22年(1947年)9月14日	水害	カスリン台風(台風第9号)	総降水量184mm 最大1時間降水量54.8mm	流失・浸水等1,218戸																																																																
昭和23年(1948年)9月16日	水害	アイオン台風(台風第21号)	総降水量351mm 最大1時間降水量94.3mm	流失・浸水等3,007戸																																																																
昭和25年(1950年)8月3日	水害	台風第11号	総降水量201mm 最大1時間降水量67.0mm	死者3、不明8、負傷90、家屋流失157、家屋倒壊33、床上浸水2,740、床下浸水3,200、鉄道不通、橋流失、田冠水500町歩																																																																
昭和33年(1958年)9月26日	水害	台風第21号	総降水量186mm 最大1時間降水量24.4mm	流失・浸水等903戸																																																																
昭和41年	水害		総降水量137mm	流失・浸水等2,799戸																																																																
発生年月日	災害種別	災害原因	仙台市付近の気象等記録	仙台市内の被害概要																																																																
昭和22年(1947年)9月14日	水害	カスリン台風(台風第9号)	総降水量185.5mm(14~15日) 最大1時間降水量54.8mm	流失・浸水等1,218戸																																																																
昭和23年(1948年)9月16日	水害	アイオン台風(台風第21号)	総降水量351.1mm(16~17日) 最大1時間降水量94.3mm	流失・浸水等3,007戸																																																																
昭和25年(1950年)8月3~4日	水害	台風第11号	総降水量236.6mm(2~5日) 最大1時間降水量30.6mm	死者3、不明8、負傷90、家屋流失157、家屋倒壊33、床上浸水2,740、床下浸水3,200、鉄道不通、橋流失、田冠水500町歩																																																																
昭和33年(1958年)9月26~27日	水害	台風第22号	総降水量182.4mm(26~27日) 最大1時間降水量21.6mm	流失・浸水等903戸																																																																
昭和41年(1966年)6月28日	水害	台風第4号	総降水量150.1mm(27~29日) 最大1時間降水量20.0mm	流失・浸水等2,799戸																																																																
昭和57年	水害	台風第18号	総降水量160.5mm(9~12日)	流失・浸水等455戸																																																																

	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>(1966年)6月28日</td> <td></td> <td></td> <td>最大1時間降水量56.6mm</td> <td></td> </tr> <tr> <td>昭和57年(1982年)9月12日</td> <td>水害 地すべり</td> <td>台風第18号</td> <td>総降水量120mm 最大1時間降水量37.0mm</td> <td>流失・浸水等455戸 青葉山地すべり活動開始</td> </tr> <tr> <td>昭和58年(1983年)4月27日</td> <td>林野火災</td> <td></td> <td>最小湿度26%、最大瞬間風速24.9m/s</td> <td>市有林・私有林・県有林116.01ha焼失、青麻神社社務所3棟・1世帯7名焼損</td> </tr> <tr> <td>昭和61年(1986年)8月4日～5日</td> <td>水害</td> <td>台風第10号</td> <td>総降水量402mm 最大1時間降水量43.0mm</td> <td>重傷者1、住家全壊2、半壊5、一部損壊46、床上浸水2,434、床下浸水3,040、非住家被害12、計5,539戸10,084世帯に被害</td> </tr> <tr> <td>平成2年(1990年)9月19日～20日</td> <td>水害</td> <td></td> <td>総降水量180mm 最大1時間降水量71.5mm</td> <td>流失・浸水等2,628戸</td> </tr> <tr> <td>平成6年(1994年)9月22日</td> <td>水害</td> <td></td> <td>総降水量251mm 最大1時間降水量43.5mm</td> <td>流失・浸水等543戸</td> </tr> <tr> <td>平成14年(2002年)7月11日</td> <td>水害</td> <td></td> <td>総降水量235mm 最大1時間降水量42.0mm</td> <td>流失・浸水等129戸</td> </tr> <tr> <td>平成23年(2011年)9月22日</td> <td>水害・風害</td> <td>台風第15号</td> <td>総降水量318mm 最大1時間降水量51.0mm 最大瞬間風速60m/s</td> <td>死者2、家屋全壊1、半壊1、一部損壊5、床上浸水45、床下浸水161、崖崩れ23、風害16、道路冠水139、新幹線・在来線運休、フェリー欠航、国道・県道・高速道路通行止め、七北田川堤防決壊、田冠水</td> </tr> <tr> <td>平成24年(2012年)6月20日</td> <td>水害・風害</td> <td>台風第4号</td> <td>総降水量134.5mm、最大1時間降水量31mm、最大瞬間風速22.3m/s</td> <td>床上浸水5、床下浸水8、崖崩れ16、道路冠水20、橋梁流失、土砂流出等</td> </tr> <tr> <td>平成24年(2012年)9月30日</td> <td>水害・風害</td> <td>台風第17号</td> <td>総降水量26.5mm、最大1時間降水量10mm、最大瞬間風速26.3m/s</td> <td>床下浸水1、一部損壊3、車両浸水1、車両破損2、新幹線・在来線運休、停電1,000、高速道路通行止、法面崩落1</td> </tr> </tbody> </table>	(1966年)6月28日			最大1時間降水量56.6mm		昭和57年(1982年)9月12日	水害 地すべり	台風第18号	総降水量120mm 最大1時間降水量37.0mm	流失・浸水等455戸 青葉山地すべり活動開始	昭和58年(1983年)4月27日	林野火災		最小湿度26%、最大瞬間風速24.9m/s	市有林・私有林・県有林116.01ha焼失、青麻神社社務所3棟・1世帯7名焼損	昭和61年(1986年)8月4日～5日	水害	台風第10号	総降水量402mm 最大1時間降水量43.0mm	重傷者1、住家全壊2、半壊5、一部損壊46、床上浸水2,434、床下浸水3,040、非住家被害12、計5,539戸10,084世帯に被害	平成2年(1990年)9月19日～20日	水害		総降水量180mm 最大1時間降水量71.5mm	流失・浸水等2,628戸	平成6年(1994年)9月22日	水害		総降水量251mm 最大1時間降水量43.5mm	流失・浸水等543戸	平成14年(2002年)7月11日	水害		総降水量235mm 最大1時間降水量42.0mm	流失・浸水等129戸	平成23年(2011年)9月22日	水害・風害	台風第15号	総降水量318mm 最大1時間降水量51.0mm 最大瞬間風速60m/s	死者2、家屋全壊1、半壊1、一部損壊5、床上浸水45、床下浸水161、崖崩れ23、風害16、道路冠水139、新幹線・在来線運休、フェリー欠航、国道・県道・高速道路通行止め、七北田川堤防決壊、田冠水	平成24年(2012年)6月20日	水害・風害	台風第4号	総降水量134.5mm、最大1時間降水量31mm、最大瞬間風速22.3m/s	床上浸水5、床下浸水8、崖崩れ16、道路冠水20、橋梁流失、土砂流出等	平成24年(2012年)9月30日	水害・風害	台風第17号	総降水量26.5mm、最大1時間降水量10mm、最大瞬間風速26.3m/s	床下浸水1、一部損壊3、車両浸水1、車両破損2、新幹線・在来線運休、停電1,000、高速道路通行止、法面崩落1	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>(1982年)9月12日</td> <td>地すべり</td> <td>号</td> <td>最大1時間降水量37.0mm</td> <td>青葉山地すべり活動開始</td> </tr> <tr> <td>昭和58年(1983年)4月27日</td> <td>林野火災</td> <td></td> <td>最小湿度26%、最大瞬間風速24.9m/s</td> <td>市有林・私有林・県有林116.01ha焼失、青麻神社社務所3棟・1世帯7名焼損</td> </tr> <tr> <td>昭和61年(1986年)8月4日～5日</td> <td>水害</td> <td>台風第10号</td> <td>総降水量402.0mm(4～5日) 最大1時間降水量43.5mm</td> <td>重傷者1、住家全壊2、半壊5、一部損壊46、床上浸水2,434、床下浸水3,040、非住家被害12、計5,539戸10,084世帯に被害</td> </tr> <tr> <td>平成2年(1990年)9月19日～20日</td> <td>水害</td> <td>台風第19号</td> <td>総降水量180.0mm(19～20日) 最大1時間降水量72.0mm</td> <td>流失・浸水等2,628戸</td> </tr> <tr> <td>平成6年(1994年)9月22～23日</td> <td>水害</td> <td>寒冷低気圧</td> <td>総降水量250.5mm(22～23日) 最大1時間降水量43.5mm</td> <td>流失・浸水等543戸</td> </tr> <tr> <td>平成14年(2002年)7月10～11日</td> <td>水害</td> <td>台風第6号</td> <td>総降水量238.5mm(9～11日) 最大1時間降水量42.5mm</td> <td>流失・浸水等129戸</td> </tr> <tr> <td>平成23年(2011年)9月20～21日</td> <td>水害・風害</td> <td>台風第15号</td> <td>総降水量318.0mm(20～21日) 最大1時間降水量51.0mm 最大瞬間風速23.2m/s</td> <td>死者2、家屋全壊1、半壊1、一部損壊5、床上浸水45、床下浸水161、崖崩れ23、風害16、道路冠水139、新幹線・在来線運休、フェリー欠航、国道・県道・高速道路通行止め、七北田川堤防決壊、田冠水</td> </tr> <tr> <td>平成24年(2012年)6月19～20日</td> <td>水害・風害</td> <td>台風第4号</td> <td>総降水量134.5mm(19～20日)、最大1時間降水量31mm、最大瞬間風速22.3m/s</td> <td>床上浸水5、床下浸水8、崖崩れ16、道路冠水20、橋梁流失、土砂流出等</td> </tr> <tr> <td>平成24年(2012年)9月30日</td> <td>水害・風害</td> <td>台風第17号</td> <td>総降水量26.5mm(30～1日)、最大1時間降水量11.5mm、最大瞬間風速26.3m/s</td> <td>床下浸水1、一部損壊3、車両浸水1、車両破損2、新幹線・在来線運休、停電1,000、高速道路通行止、法面崩落1</td> </tr> <tr> <td>平成27年(2015年)9月10日～11日</td> <td>水害</td> <td>台風第18号</td> <td>総降水量271.5mm(2日間)、最大1時間降水量50mm</td> <td>床上浸水85、床下浸水157、崖崩れ114、道路冠水等175</td> </tr> </tbody> </table>	(1982年)9月12日	地すべり	号	最大1時間降水量37.0mm	青葉山地すべり活動開始	昭和58年(1983年)4月27日	林野火災		最小湿度26%、最大瞬間風速24.9m/s	市有林・私有林・県有林116.01ha焼失、青麻神社社務所3棟・1世帯7名焼損	昭和61年(1986年)8月4日～5日	水害	台風第10号	総降水量402.0mm(4～5日) 最大1時間降水量43.5mm	重傷者1、住家全壊2、半壊5、一部損壊46、床上浸水2,434、床下浸水3,040、非住家被害12、計5,539戸10,084世帯に被害	平成2年(1990年)9月19日～20日	水害	台風第19号	総降水量180.0mm(19～20日) 最大1時間降水量72.0mm	流失・浸水等2,628戸	平成6年(1994年)9月22～23日	水害	寒冷低気圧	総降水量250.5mm(22～23日) 最大1時間降水量43.5mm	流失・浸水等543戸	平成14年(2002年)7月10～11日	水害	台風第6号	総降水量238.5mm(9～11日) 最大1時間降水量42.5mm	流失・浸水等129戸	平成23年(2011年)9月20～21日	水害・風害	台風第15号	総降水量318.0mm(20～21日) 最大1時間降水量51.0mm 最大瞬間風速23.2m/s	死者2、家屋全壊1、半壊1、一部損壊5、床上浸水45、床下浸水161、崖崩れ23、風害16、道路冠水139、新幹線・在来線運休、フェリー欠航、国道・県道・高速道路通行止め、七北田川堤防決壊、田冠水	平成24年(2012年)6月19～20日	水害・風害	台風第4号	総降水量134.5mm(19～20日)、最大1時間降水量31mm、最大瞬間風速22.3m/s	床上浸水5、床下浸水8、崖崩れ16、道路冠水20、橋梁流失、土砂流出等	平成24年(2012年)9月30日	水害・風害	台風第17号	総降水量26.5mm(30～1日)、最大1時間降水量11.5mm、最大瞬間風速26.3m/s	床下浸水1、一部損壊3、車両浸水1、車両破損2、新幹線・在来線運休、停電1,000、高速道路通行止、法面崩落1	平成27年(2015年)9月10日～11日	水害	台風第18号	総降水量271.5mm(2日間)、最大1時間降水量50mm	床上浸水85、床下浸水157、崖崩れ114、道路冠水等175		
(1966年)6月28日			最大1時間降水量56.6mm																																																																																																					
昭和57年(1982年)9月12日	水害 地すべり	台風第18号	総降水量120mm 最大1時間降水量37.0mm	流失・浸水等455戸 青葉山地すべり活動開始																																																																																																				
昭和58年(1983年)4月27日	林野火災		最小湿度26%、最大瞬間風速24.9m/s	市有林・私有林・県有林116.01ha焼失、青麻神社社務所3棟・1世帯7名焼損																																																																																																				
昭和61年(1986年)8月4日～5日	水害	台風第10号	総降水量402mm 最大1時間降水量43.0mm	重傷者1、住家全壊2、半壊5、一部損壊46、床上浸水2,434、床下浸水3,040、非住家被害12、計5,539戸10,084世帯に被害																																																																																																				
平成2年(1990年)9月19日～20日	水害		総降水量180mm 最大1時間降水量71.5mm	流失・浸水等2,628戸																																																																																																				
平成6年(1994年)9月22日	水害		総降水量251mm 最大1時間降水量43.5mm	流失・浸水等543戸																																																																																																				
平成14年(2002年)7月11日	水害		総降水量235mm 最大1時間降水量42.0mm	流失・浸水等129戸																																																																																																				
平成23年(2011年)9月22日	水害・風害	台風第15号	総降水量318mm 最大1時間降水量51.0mm 最大瞬間風速60m/s	死者2、家屋全壊1、半壊1、一部損壊5、床上浸水45、床下浸水161、崖崩れ23、風害16、道路冠水139、新幹線・在来線運休、フェリー欠航、国道・県道・高速道路通行止め、七北田川堤防決壊、田冠水																																																																																																				
平成24年(2012年)6月20日	水害・風害	台風第4号	総降水量134.5mm、最大1時間降水量31mm、最大瞬間風速22.3m/s	床上浸水5、床下浸水8、崖崩れ16、道路冠水20、橋梁流失、土砂流出等																																																																																																				
平成24年(2012年)9月30日	水害・風害	台風第17号	総降水量26.5mm、最大1時間降水量10mm、最大瞬間風速26.3m/s	床下浸水1、一部損壊3、車両浸水1、車両破損2、新幹線・在来線運休、停電1,000、高速道路通行止、法面崩落1																																																																																																				
(1982年)9月12日	地すべり	号	最大1時間降水量37.0mm	青葉山地すべり活動開始																																																																																																				
昭和58年(1983年)4月27日	林野火災		最小湿度26%、最大瞬間風速24.9m/s	市有林・私有林・県有林116.01ha焼失、青麻神社社務所3棟・1世帯7名焼損																																																																																																				
昭和61年(1986年)8月4日～5日	水害	台風第10号	総降水量402.0mm(4～5日) 最大1時間降水量43.5mm	重傷者1、住家全壊2、半壊5、一部損壊46、床上浸水2,434、床下浸水3,040、非住家被害12、計5,539戸10,084世帯に被害																																																																																																				
平成2年(1990年)9月19日～20日	水害	台風第19号	総降水量180.0mm(19～20日) 最大1時間降水量72.0mm	流失・浸水等2,628戸																																																																																																				
平成6年(1994年)9月22～23日	水害	寒冷低気圧	総降水量250.5mm(22～23日) 最大1時間降水量43.5mm	流失・浸水等543戸																																																																																																				
平成14年(2002年)7月10～11日	水害	台風第6号	総降水量238.5mm(9～11日) 最大1時間降水量42.5mm	流失・浸水等129戸																																																																																																				
平成23年(2011年)9月20～21日	水害・風害	台風第15号	総降水量318.0mm(20～21日) 最大1時間降水量51.0mm 最大瞬間風速23.2m/s	死者2、家屋全壊1、半壊1、一部損壊5、床上浸水45、床下浸水161、崖崩れ23、風害16、道路冠水139、新幹線・在来線運休、フェリー欠航、国道・県道・高速道路通行止め、七北田川堤防決壊、田冠水																																																																																																				
平成24年(2012年)6月19～20日	水害・風害	台風第4号	総降水量134.5mm(19～20日)、最大1時間降水量31mm、最大瞬間風速22.3m/s	床上浸水5、床下浸水8、崖崩れ16、道路冠水20、橋梁流失、土砂流出等																																																																																																				
平成24年(2012年)9月30日	水害・風害	台風第17号	総降水量26.5mm(30～1日)、最大1時間降水量11.5mm、最大瞬間風速26.3m/s	床下浸水1、一部損壊3、車両浸水1、車両破損2、新幹線・在来線運休、停電1,000、高速道路通行止、法面崩落1																																																																																																				
平成27年(2015年)9月10日～11日	水害	台風第18号	総降水量271.5mm(2日間)、最大1時間降水量50mm	床上浸水85、床下浸水157、崖崩れ114、道路冠水等175																																																																																																				
共通編 P40 第1部 第2章 第3節 過去の災害による被害	<p>2. 風水害</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 昭和61年台風第10号による風水害</p> <p>《概要》</p> <p>昭和61年台風第10号は、8月1日にルソン島の東海上で発生し、発達しながら4日には本州の南海上に達しました。台風は4日21時、静岡県石廊崎の南で温帯低気圧に変わりましたが、5日未明にかけて房総半島を縦断して、5日21時には金華山の南東に達し、その後福島県の東海上で動きが遅くなりました。それに伴い、東海、関東、東北地方で記録的な豪雨に見舞われ、<u>仙台市</u>では総降水量402.0mm という<u>仙台管区気象台の観測史上最大の降水量</u>となりました。</p>	<p>2. 風水害</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 昭和61年台風第10号による風水害</p> <p>《概要》</p> <p>昭和61年台風第10号は、8月1日にルソン島の東海上で発生し、発達しながら4日には本州の南海上に達しました。台風は4日21時、静岡県石廊崎の南で温帯低気圧に変わりましたが、5日未明にかけて房総半島を縦断して、5日21時には金華山の南東に達し、その後福島県の東海上で動きが遅くなりました。それに伴い、東海、関東、東北地方で記録的な豪雨に見舞われ、<u>仙台管区気象台</u>では<u>8月4日から5日にかけて総降水量402.0mmを観測</u>しました。</p>	<p>平成27年9月関東・東北豪雨に関する記載を追加</p> <p>表現修正 (関係機関意見反映)</p>																																																																																																					
共通編 P50	(追加)			<p>(8) 平成27年9月関東・東北豪雨による被害</p> <p>《概要》</p>	<p>平成27年9月関東・東北豪雨に</p>																																																																																																			

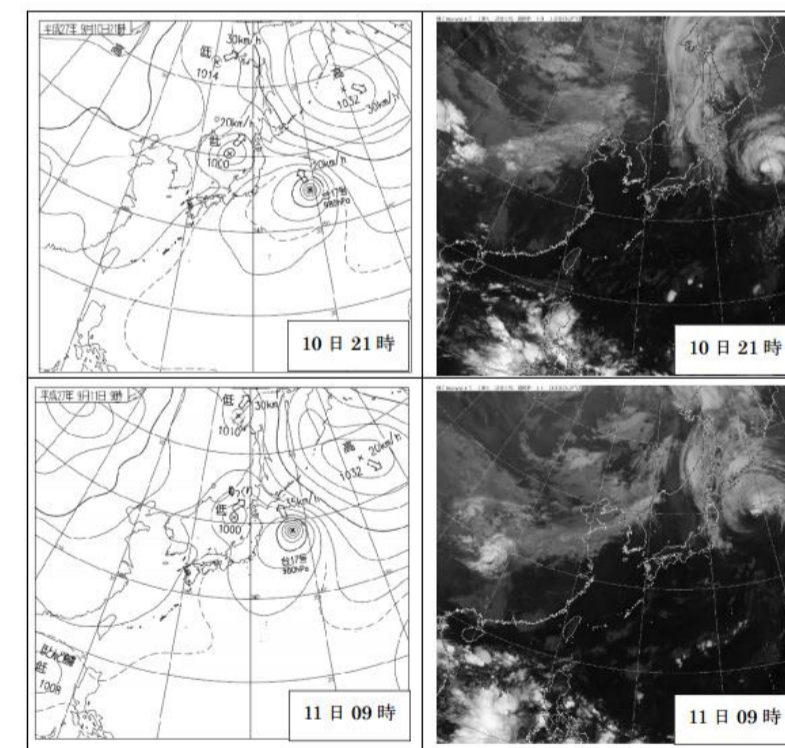
平成27年9月7日3時に発生した台風第18号は、日本の南海上に北上し、9月9日10時過ぎに愛知県知多半島に上陸した後、日本海に進み、同日21時に温帯低気圧に変わりました。台風第18号や前線の影響で、西日本から北日本にかけての広い範囲で大雨となり、特に9月9日から11日にかけては、台風第18号から変わった低気圧に向けて南から流れ込む湿った風と、日本の東海上を北上していた台風第17号から流れ込む湿った風の影響により多数の線状降水帯が次々と発生し、関東地方と東北地方では記録的な大雨となりました。市内においても泉ヶ岳で日降水量が観測史上最大値を更新するなど記録的な大雨となり、七北田川、旧筑川で河川氾濫が発生したほか、がけ崩れや道路冠水が多数発生し、避難勧告又は避難指示が市内ほぼ全域において発令されました。経済的にも大きな被害をもたらした。被害総額は推計で55億円余りとなりました。(気象概要：気象庁ホームページより)



(9月9日00時～11日12時)



図：平成27年9月9日～11日12時の降水量（仙台管区气象台データより）



図：天気図（気象庁ホームページ）

《被害状況》

区分	被害
----	----

人的被害	なし
住家等被害	○床上浸水 85 棟 (青葉区 9 棟、宮城野区 11 棟、若林区 13 棟、太白区 19 棟、泉区 33 棟) ○床下浸水 157 棟 (青葉区 36 棟、宮城野区 25 棟、若林区 26 棟、太白区 29 棟、泉区 41 棟)
道路冠水等	175 件 (青葉区 39 件、宮城野区 36 件、若林区 34 件、太白区 29 件、泉区 37 件)
がけ崩れ等	114 件 (青葉区 44 件、宮城野区 4 件、若林区 1 件、太白区 33 件、泉区 32 件)

《被害状況》

区分	被害	
交通 ライフライン 通信	道路冠水被害	道路冠水等 175 件
	主要幹線道路	○一時通行止め 国道 4 号 太白区越路地内 国道 45 号 宮城野区扇町地内 国道 48 号 青葉区作並 チェーン着脱場～山形県東根関山地内 国道 48 号愛子バイパス 青葉区栗生地内 国道 286 号 宮城・山形県境～川崎町笹谷 IC 入口
	高速道路	○一時通行止め 東北道：築館 IC～福島飯坂 IC 山形道：宮城川崎 IC～村田 JCT 仙台北部道路：富谷 IC～利府しらかし台 IC 仙台南部道路：仙台南 IC～山田 IC
	市営地下鉄	通常運行
	市営バス	全線始発から運転見合わせ→運行開始 (10 日 8 時)
	JR	運転見合わせ→運転再開 (12 日 6 時) 仙山線 上下線 常磐線 仙台駅～浜吉田駅 上下線 仙石線 上下線 仙石東北ライン 上下線 東北本線 一ノ関駅～白石駅
	東北電力	市内 7 戸停電 (青葉区大倉) →復旧 (11 日 9 時)
	ガス	若林区大和町地内にてガス管に水が入ったことにより 22 件の供給不良→復旧 (11 日 13 時)
	水道	泉区根白石 160 戸で断水→給水車による応急給水開始→復旧 (11 日 12 時)
	NTT・携帯 3 社	被害なし

		 <p>泉区上谷刈 無串橋付近</p>	 <p>泉区野村 泉パークタウン入口付近</p>					
		 <p>泉区根白石 馬橋付近①</p>	 <p>泉区根白石 馬橋付近②</p>					
		 <p>若林区御町四丁目付近</p>	 <p>太白区羽黒台付近</p>					
<p>共通編 P54</p> <p>第1部 第3章 第2節 本市及び 防災関係 機関等が 行うべき 業務の大 綱</p>	<p>2. 指定地方行政機関</p> <table border="1" data-bbox="323 1404 1240 1736"> <tr> <td data-bbox="323 1404 512 1736"> <p>東北地方整備局 (仙台河川 国道事務所) (釜房ダム管理 所) (塩釜港湾空港 工事事務所)</p> </td> <td data-bbox="512 1404 1240 1736"> <ol style="list-style-type: none"> 1 名取川及び広瀬川の直轄管理区間の河川管理、水象観測、洪水予報及び水防警報の発表及び伝達 2 一般国道指定区間の防災管理 3 名取川及び広瀬川の直轄管理区間及び一般国道指定区間の災害復旧（応急含む） 4 一般国道指定区間の交通確保（応急含む） 5 ダムの管理、水象観測、洪水調整並びに放流情報の発表及び伝達 6 ダムの災害復旧 7 港湾・空港施設等の整備 8 港湾・空港施設等に係る災害情報の収集及び災害対策の指導・協力 9 直轄工事中の港湾施設及び空港施設の災害応急対策 10 大規模地震対策の港湾施設整備による緊急輸送体系の確立 </td> </tr> </table>	<p>東北地方整備局 (仙台河川 国道事務所) (釜房ダム管理 所) (塩釜港湾空港 工事事務所)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 名取川及び広瀬川の直轄管理区間の河川管理、水象観測、洪水予報及び水防警報の発表及び伝達 2 一般国道指定区間の防災管理 3 名取川及び広瀬川の直轄管理区間及び一般国道指定区間の災害復旧（応急含む） 4 一般国道指定区間の交通確保（応急含む） 5 ダムの管理、水象観測、洪水調整並びに放流情報の発表及び伝達 6 ダムの災害復旧 7 港湾・空港施設等の整備 8 港湾・空港施設等に係る災害情報の収集及び災害対策の指導・協力 9 直轄工事中の港湾施設及び空港施設の災害応急対策 10 大規模地震対策の港湾施設整備による緊急輸送体系の確立 	<p>2. 指定地方行政機関</p> <table border="1" data-bbox="1512 1404 2420 1761"> <tr> <td data-bbox="1512 1404 1701 1761"> <p>東北地方整備局 (仙台河川 国道事務所) (釜房ダム管理 所) (塩釜港湾空港 工事事務所)</p> </td> <td data-bbox="1701 1404 2420 1761"> <ol style="list-style-type: none"> 1 名取川及び広瀬川の直轄管理区間の河川管理、水象観測、洪水予報及び水防警報の発表及び伝達 2 一般国道指定区間の維持管理及び災害時における情報収集及び伝達 3 名取川及び広瀬川の直轄管理区間及び一般国道指定区間の災害復旧（応急含む） 4 一般国道指定区間の交通確保（応急含む） 5 ダムの管理、水象観測、洪水調整並びに放流情報の発表及び伝達 6 ダムの災害復旧 7 港湾・空港施設等の整備 8 港湾・空港施設等に係る災害情報の収集及び災害対策の指導・協力 9 直轄工事中の港湾施設及び空港施設の災害応急対策 10 大規模地震対策の港湾施設整備による緊急輸送体系の確立 </td> </tr> </table>	<p>東北地方整備局 (仙台河川 国道事務所) (釜房ダム管理 所) (塩釜港湾空港 工事事務所)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 名取川及び広瀬川の直轄管理区間の河川管理、水象観測、洪水予報及び水防警報の発表及び伝達 2 一般国道指定区間の維持管理及び災害時における情報収集及び伝達 3 名取川及び広瀬川の直轄管理区間及び一般国道指定区間の災害復旧（応急含む） 4 一般国道指定区間の交通確保（応急含む） 5 ダムの管理、水象観測、洪水調整並びに放流情報の発表及び伝達 6 ダムの災害復旧 7 港湾・空港施設等の整備 8 港湾・空港施設等に係る災害情報の収集及び災害対策の指導・協力 9 直轄工事中の港湾施設及び空港施設の災害応急対策 10 大規模地震対策の港湾施設整備による緊急輸送体系の確立 		<p>内容の適正化 (関係機関意見 反映)</p>
<p>東北地方整備局 (仙台河川 国道事務所) (釜房ダム管理 所) (塩釜港湾空港 工事事務所)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 名取川及び広瀬川の直轄管理区間の河川管理、水象観測、洪水予報及び水防警報の発表及び伝達 2 一般国道指定区間の防災管理 3 名取川及び広瀬川の直轄管理区間及び一般国道指定区間の災害復旧（応急含む） 4 一般国道指定区間の交通確保（応急含む） 5 ダムの管理、水象観測、洪水調整並びに放流情報の発表及び伝達 6 ダムの災害復旧 7 港湾・空港施設等の整備 8 港湾・空港施設等に係る災害情報の収集及び災害対策の指導・協力 9 直轄工事中の港湾施設及び空港施設の災害応急対策 10 大規模地震対策の港湾施設整備による緊急輸送体系の確立 							
<p>東北地方整備局 (仙台河川 国道事務所) (釜房ダム管理 所) (塩釜港湾空港 工事事務所)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 名取川及び広瀬川の直轄管理区間の河川管理、水象観測、洪水予報及び水防警報の発表及び伝達 2 一般国道指定区間の維持管理及び災害時における情報収集及び伝達 3 名取川及び広瀬川の直轄管理区間及び一般国道指定区間の災害復旧（応急含む） 4 一般国道指定区間の交通確保（応急含む） 5 ダムの管理、水象観測、洪水調整並びに放流情報の発表及び伝達 6 ダムの災害復旧 7 港湾・空港施設等の整備 8 港湾・空港施設等に係る災害情報の収集及び災害対策の指導・協力 9 直轄工事中の港湾施設及び空港施設の災害応急対策 10 大規模地震対策の港湾施設整備による緊急輸送体系の確立 							

<p>共通編 P56</p> <p>第1部 第3章 第2節 本市及び 防災関係 機関等が 行うべき 業務の大 綱</p>	<p>4. 指定公共機関</p> <table border="1" data-bbox="323 306 1240 602"> <tr> <td data-bbox="323 306 512 602"> <p>エヌ・ティ・テ ィ コ ミュ ニ ケー シ ョ ン ズ(株) (株)NTTドコモ (東北支社) K D D I(株) (東北総支社) ソフトバンク テレコム(株) ソフトバンク モバイル(株)</p> </td> <td data-bbox="512 306 1240 602"> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害に強く信頼性の高い通信設備の構築 2 電気通信システムの信頼性向上 3 災害時に重要通信を疎通させるための通信手段の確保 4 災害を受けた通信設備の早期復旧 5 災害復旧及び被災地における情報流通について、県、市町村及び防災関係機関との連携 </td> </tr> </table>	<p>エヌ・ティ・テ ィ コ ミュ ニ ケー シ ョ ン ズ(株) (株)NTTドコモ (東北支社) K D D I(株) (東北総支社) ソフトバンク テレコム(株) ソフトバンク モバイル(株)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害に強く信頼性の高い通信設備の構築 2 電気通信システムの信頼性向上 3 災害時に重要通信を疎通させるための通信手段の確保 4 災害を受けた通信設備の早期復旧 5 災害復旧及び被災地における情報流通について、県、市町村及び防災関係機関との連携 	<p>4. 指定公共機関</p> <table border="1" data-bbox="1503 306 2420 555"> <tr> <td data-bbox="1503 306 1692 555"> <p>エヌ・ティ・テ ィ コ ミュ ニ ケー シ ョ ン ズ(株) (株)NTTドコモ (東北支社) K D D I(株) (東北総支社) ソフトバンク(株)</p> </td> <td data-bbox="1692 306 2420 555"> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害に強く信頼性の高い通信設備の構築 2 電気通信システムの信頼性向上 3 災害時に重要通信を疎通させるための通信手段の確保 4 災害を受けた通信設備の早期復旧 5 災害復旧及び被災地における情報流通について、県、市町村及び防災関係機関との連携 </td> </tr> </table>	<p>エヌ・ティ・テ ィ コ ミュ ニ ケー シ ョ ン ズ(株) (株)NTTドコモ (東北支社) K D D I(株) (東北総支社) ソフトバンク(株)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害に強く信頼性の高い通信設備の構築 2 電気通信システムの信頼性向上 3 災害時に重要通信を疎通させるための通信手段の確保 4 災害を受けた通信設備の早期復旧 5 災害復旧及び被災地における情報流通について、県、市町村及び防災関係機関との連携 	<p>内容の適正化 (関係機関意見 反映)</p>				
<p>エヌ・ティ・テ ィ コ ミュ ニ ケー シ ョ ン ズ(株) (株)NTTドコモ (東北支社) K D D I(株) (東北総支社) ソフトバンク テレコム(株) ソフトバンク モバイル(株)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害に強く信頼性の高い通信設備の構築 2 電気通信システムの信頼性向上 3 災害時に重要通信を疎通させるための通信手段の確保 4 災害を受けた通信設備の早期復旧 5 災害復旧及び被災地における情報流通について、県、市町村及び防災関係機関との連携 										
<p>エヌ・ティ・テ ィ コ ミュ ニ ケー シ ョ ン ズ(株) (株)NTTドコモ (東北支社) K D D I(株) (東北総支社) ソフトバンク(株)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害に強く信頼性の高い通信設備の構築 2 電気通信システムの信頼性向上 3 災害時に重要通信を疎通させるための通信手段の確保 4 災害を受けた通信設備の早期復旧 5 災害復旧及び被災地における情報流通について、県、市町村及び防災関係機関との連携 										
<p>共通編 P57</p> <p>第1部 第3章 第2節 本市及び 防災関係 機関等が 行うべき 業務の大 綱</p>	<p>4. 指定公共機関 (表に追加)</p>	<p>4. 指定公共機関</p> <table border="1" data-bbox="1503 679 2420 1404"> <tr> <td data-bbox="1503 679 1692 886"> <p>独立行政法人地 域 医療機能推進機 構(北海道東北 地区事務所)</p> </td> <td data-bbox="1692 679 2420 886"> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における独立行政法人地域医療機能推進機構の医療並びに災害医療班の編成、連絡調整及び派遣の支援 2 広域災害における独立行政法人地域医療機能推進機構からの災害医療班の派遣及び輸送手段の確保の支援 3 災害時における独立行政法人地域医療機能推進機構の被災情報収集、通報 4 独立行政法人地域医療機能推進機構の災害予防計画、災害応急対策計画、災害復旧計画等の支援 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1503 886 1692 948"> <p>電力広域的運営 推 進 機 関</p> </td> <td data-bbox="1692 886 2420 948"> <ol style="list-style-type: none"> 1 電源の焚き増しや電力融通の指示又は連携復旧の要請等を行うことによる早期の需給状況の改善又は供給支障の解消 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1503 948 1692 1011"> <p>日本建設業協会 東 北 支 部</p> </td> <td data-bbox="1692 948 2420 1011"> <ol style="list-style-type: none"> 1 会員会社を含めた災害応急対策の円滑な実施 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1503 1011 1692 1404"> <p>出光興産株式会 社 太陽石油株式会 社 東熱ゼネラル石 油 株 式 会 社 昭和シェル石油 株 式 会 社 コスモ石油 株 式 会 社 富士石油株式会 社 J X エ ネ ル ギ ー 株 式 会 社</p> </td> <td data-bbox="1692 1011 2420 1404"> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における石油製品の安定供給 </td> </tr> </table>	<p>独立行政法人地 域 医療機能推進機 構(北海道東北 地区事務所)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における独立行政法人地域医療機能推進機構の医療並びに災害医療班の編成、連絡調整及び派遣の支援 2 広域災害における独立行政法人地域医療機能推進機構からの災害医療班の派遣及び輸送手段の確保の支援 3 災害時における独立行政法人地域医療機能推進機構の被災情報収集、通報 4 独立行政法人地域医療機能推進機構の災害予防計画、災害応急対策計画、災害復旧計画等の支援 	<p>電力広域的運営 推 進 機 関</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 電源の焚き増しや電力融通の指示又は連携復旧の要請等を行うことによる早期の需給状況の改善又は供給支障の解消 	<p>日本建設業協会 東 北 支 部</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 会員会社を含めた災害応急対策の円滑な実施 	<p>出光興産株式会 社 太陽石油株式会 社 東熱ゼネラル石 油 株 式 会 社 昭和シェル石油 株 式 会 社 コスモ石油 株 式 会 社 富士石油株式会 社 J X エ ネ ル ギ ー 株 式 会 社</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における石油製品の安定供給 	<p>指定公共機関の 追加指定</p>
<p>独立行政法人地 域 医療機能推進機 構(北海道東北 地区事務所)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における独立行政法人地域医療機能推進機構の医療並びに災害医療班の編成、連絡調整及び派遣の支援 2 広域災害における独立行政法人地域医療機能推進機構からの災害医療班の派遣及び輸送手段の確保の支援 3 災害時における独立行政法人地域医療機能推進機構の被災情報収集、通報 4 独立行政法人地域医療機能推進機構の災害予防計画、災害応急対策計画、災害復旧計画等の支援 										
<p>電力広域的運営 推 進 機 関</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 電源の焚き増しや電力融通の指示又は連携復旧の要請等を行うことによる早期の需給状況の改善又は供給支障の解消 										
<p>日本建設業協会 東 北 支 部</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 会員会社を含めた災害応急対策の円滑な実施 										
<p>出光興産株式会 社 太陽石油株式会 社 東熱ゼネラル石 油 株 式 会 社 昭和シェル石油 株 式 会 社 コスモ石油 株 式 会 社 富士石油株式会 社 J X エ ネ ル ギ ー 株 式 会 社</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における石油製品の安定供給 										
<p>共通編 P67</p> <p>第2部 第1章 第2節 家族や事 業所で災 害に備え る</p>	<p>【参考】市の取り組み 1～5. (略)</p> <p>6. ハザードマップ等による危険箇所の周知 市では、市内の主要河川が氾濫した場合の浸水想定区域や、近隣の避難所の所在地、避難勧告等の基準や避難開始時期等を示した「<u>河川氾濫による洪水ハザードマップ</u>」を作成し、配布や市ホームページへの掲載を行っています。 <u>雨の量が下水道などの排水能力を超えるとき場合などに発生する「内水氾濫」の浸水想定区域を示した「内水ハザードマップ」についても、同様に配付やホームページへの掲載</u></p>	<p>【参考】市の取り組み 1～5. (略)</p> <p>6. ハザードマップ等による危険箇所の周知 市では、<u>水害や土砂災害のおそれのある場所や、近隣の避難所の所在地、避難勧告等の基準や避難開始時期等を示した「<u>せんだい水害・土砂災害ハザードマップ</u>」を作成し、配布や市ホームページへの掲載を行っています。</u></p>	<p>内容の適正化</p>								

	<p>を行っています。</p> <p>また、土砂災害危険箇所等を図に示し、土砂災害の危険性や避難勧告等の内容について掲載した「仙台市土砂災害ハザードマップ」を作成し、配布及びホームページへの掲載を行っています。</p>	
<p>共通編 P70</p> <p>第2部 第1章 第2節 家族や事業所で災害に備える</p>	<p>6. 交通機関の機能停止に備える【市民・企業】</p> <p>【参考】市の取り組み</p> <p>帰宅困難者の対策のため、市では以下のような取り組みを行っています。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. (略) 2. (略) 3. 帰宅困難者等に対する情報提供 帰宅困難者が冷静な行動をとるために、必要な被害状況や公共交通機関の復旧見通しなど情報の提供手段等の検討を進めています。 <p>(1) (略)</p> <p>(2) 災害用伝言ダイヤルなど、家族や従業員等との安否確認手段の広報・啓発</p>	<p>6. 交通機関の機能停止に備える【市民・企業】</p> <p>【参考】市の取り組み</p> <p>帰宅困難者の対策のため、市では以下のような取り組みを行っています。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. (略) 2. (略) 3. 帰宅困難者等に対する情報提供 帰宅困難者が冷静な行動をとるために、必要な被害状況や公共交通機関の復旧見通しなど情報の提供手段等の検討を進めています。 <p>(1) (略)</p> <p>(2) 災害用伝言ダイヤル(171)など、家族や従業員等との安否確認手段の広報・啓発</p>
<p>共通編 P74-75</p> <p>第2部 第1章 第4節 情報を入手する方法を知る・確保する</p>	<p>【参考】情報収集の方法</p> <p>災害が発生したり、発生のおそれがあり、避難を要する事態が発生した場合には、以下の方法等により市や防災関係機関、報道機関が情報を発信しています。</p> <p>市民、企業、地域団体等は防災情報や避難情報を確実に把握できるよう、平時から情報収集の方法を確認し、家族や地域で共有してください。</p> <p>また、災害に遭遇した場所や状況によって、全ての方がこれらの手段から一律に情報を入手できるとは限らないことから、確実に情報を入手するために、複数の手段を確認しておきましょう。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>災害情報提供システム（杜の都防災 Web・杜の都防災メール）</u> 市では、災害に関する情報をホームページに掲載するほか、電子メールで送信するシステムを整備しています。（※メールの受信には登録が必要。） http://sendaicity.bosai.info/sendacity/fireinfo/index.html 2. <u>緊急速報メール</u> 大規模災害発生時において、市が配信する避難情報を、対象エリアにいる方の携帯電話（非対応の機種を除く）へ回線混雑の影響を受けずに配信可能な「緊急速報メール」の配信を、NTT ドコモ、KDDI(au)、ソフトバンクモバイルでそれぞれ行っています。 3. <u>津波情報伝達システム</u> 市では、津波警報等の発表時に、津波避難エリア（津波による浸水のおそれのある区域） 	<p>【参考】情報収集の方法</p> <p>災害が発生したり、発生のおそれがあり、避難を要する事態が発生した場合には、以下の方法等により市や防災関係機関、報道機関が情報を発信しています。</p> <p>市民、企業、地域団体等は防災情報や避難情報を確実に把握できるよう、平時から情報収集の方法を確認し、家族や地域で共有してください。</p> <p>また、災害に遭遇した場所や状況によって、全ての方がこれらの手段から一律に情報を入手できるとは限らないことから、確実に情報を入手するために、複数の手段を確認しておきましょう。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>テレビ・ラジオ・インターネット等</u> テレビやラジオ等のメディアから発信される情報により、災害情報や気象情報を確認することができます。また、市が避難勧告等を発令した場合は、報道機関への情報提供により、メディアからの避難情報等の伝達を実施します。 停電を伴う災害時や屋外での情報収集には携帯ラジオ、テレビを視聴できる状況下での情報収集にはテレビのデータ放送が有効です。 また、パソコン（タブレット）やスマートフォンなどを活用してインターネット上のホームページや SNS（ツイッター）などから、利用者が積極的に必要とする情報を引き出すことも有効です。 2. <u>緊急速報メール</u> 大規模災害発生時において、市が配信する避難情報を、対象エリアにいる方の携帯電話

表現修正
(関係機関意見
反映)

内容の適正化

	<p>内の市民等へ迅速に情報を伝達するため、エリア内に設置された屋外拡声装置から、避難情報等を伝達します。</p> <p>4. <u>ヘリコプター、消防車両、広報車による巡回広報</u> 市では、避難勧告等を発令した場合は、消防車両や広報車による関係地区の巡回広報を行うほか、災害が大規模で広範囲な場合などは、必要に応じてヘリコプターによる上空からの広報も実施します。</p> <p>5. <u>土砂災害警戒メール配信システム</u> 宮城県では、登録した地域における大雨警報・注意報や土砂災害警戒情報の発表状況をメールで送信するシステムを整備しています。(※メールの受信には登録が必要。) http://www.doshasaigai.pref.miyagi.jp/midski/mail/DoshaMail_pc.htm</p> <p>6. <u>テレビ・ラジオ・インターネット等</u> テレビやラジオ等のメディアから発信される情報により、災害情報や気象情報を確認することができます。また、市が避難勧告等を発令した場合は、報道機関への情報提供により、メディアからの避難情報等の伝達を実施します。 停電を伴う災害時や屋外での情報収集には携帯ラジオ、テレビを視聴できる状況下での情報収集にはテレビのデータ放送が有効です。 また、パソコン(タブレット)やスマートフォンなどを活用してインターネット上のホームページや SNS(ツイッター)などから、利用者が積極的に必要とする情報を引き出すことも有効です。</p>	<p>(非対応の機種を除く)へ回線混雑の影響を受けずに配信可能な「緊急速報メール」の配信を、NTT ドコモ、KDDI(au)、ソフトバンクモバイルでそれぞれ行っています。</p> <p>3. <u>災害情報提供システム(市の都防災 Web・市の都防災メール)</u> 市では、災害に関する情報をホームページに掲載するほか、電子メールで送信するシステムを整備しています。(※メールの受信には登録が必要。) http://sendaicity.bosai.info/sendaicity/fireinfo/index.html</p> <p>4. <u>危機管理室ツイッター</u> 仙台市が避難情報などを発信しています。このほか、防災豆知識や訓練・イベントなどをお知らせしています。 @sendai_kiki/</p> <p>5. <u>津波情報伝達システム</u> 市では、津波警報等の発表時に、津波避難エリア(津波による浸水のおそれのある区域)内の市民等へ迅速に情報を伝達するため、エリア内に設置された屋外拡声装置や戸別受信装置から、避難情報等を伝達します。</p> <p>6. <u>土砂災害警戒メール配信システム</u> 宮城県では、登録した地域における大雨警報・注意報や土砂災害警戒情報の発表状況をメールで送信するシステムを整備しています。(※メールの受信には登録が必要。) http://www.doshasaigai.pref.miyagi.jp/midski/mail/DoshaMail_pc.htm</p> <p>7. <u>ヘリコプター、消防車両、広報車による巡回広報</u> 市では、避難勧告等を発令した場合は、消防車両や広報車による関係地区の巡回広報を行うほか、災害が大規模で広範囲な場合などは、必要に応じてヘリコプターによる上空からの広報も実施します。</p>	
<p>共通編 P77 - 79</p> <p>第2部 第1章 第5節 安全を確保するための行動を確認する</p>	<p>1. 避難行動を確認する【市民・企業・地域団体等】 市民や企業、地域団体等は、次のような取り組みによって災害時の避難行動や安否確認方法を平時から確認しておきます。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>【参考】市の取り組み (略)</p> <p>【参考】仙台市の避難所に関する考え方 (略)</p> <p>【参考】避難所の区分 市では、災害時に緊急的に市民等の安全を守る場として、又は災害により住家を失った市民等の当面の生活の場として、必要な機能を持つ屋内施設や屋外スペースを各種避難所等として指定し、整備推進を図っています。避難所の区分は以下のとおりです。</p> <p>1. 緊急時に活用する避難所・避難場所(資料 6-6「指定緊急避難場所一覧表」参照)</p>	<p>1. 避難行動を確認する【市民・企業・地域団体等】 市民や企業、地域団体等は、次のような取り組みによって災害時の避難行動や安否確認方法を平時から確認しておきます。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>【参考】市の取り組み (略)</p> <p>【参考】仙台市の避難所に関する考え方 (略)</p> <p>【参考】避難場所等の区分 市では、災害時に緊急的に市民等の安全を守る場として、又は災害により住家を失った市民等の当面の生活の場として、必要な機能を持つ屋内施設や屋外スペースを各種避難所等として指定し、整備推進を図っています。避難所の区分は以下のとおりです。</p> <p>1. 緊急時に活用する避難所・避難場所(資料 6-5「指定緊急避難場所一覧表」参照)</p>	

	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="467 271 713 513">指定避難所</td> <td data-bbox="713 271 1282 513">地震、津波、洪水、土砂災害などにより切迫した災害の危険から逃れるための緊急的な避難施設であるとともに、被災により生活の場を失った住民が一定期間滞在して避難生活をするための施設です。 小学校区に1か所以上確保するものとし、避難するための広場と避難者を収容する施設を併せ持つ市立小中高等学校等を充てています。 (資料6-5「指定避難所一覧表」参照)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="467 513 713 721">津波避難施設 津波避難場所</td> <td data-bbox="713 513 1282 721">津波発生時に浸水が予想される「津波避難エリア」内において、エリア外に逃げるいとまがなく、津波から緊急に身の安全を守る必要がある場合に避難するための施設及び場所です。 津波に対し安全な高さに避難スペースを有する施設や高台をあらかじめ指定しています。 (資料3-4「津波からの避難の手引き(暫定版)」参照)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="467 721 713 886">帰宅困難者一時滞在施設 ・一時滞在場所</td> <td data-bbox="713 721 1282 886">公共交通機関の途絶等により帰宅が困難となった方(帰宅困難者)が一時的に滞在するための施設や場所で、仙台駅等の交通結節点を中心に、民間企業との協定等により計画的に整備を進めています。 (資料6-10「帰宅困難者一時滞在施設・場所一覧表」参照)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="467 886 713 1176">広域避難場所</td> <td data-bbox="713 886 1282 1176">火災の延焼拡大により地域全体に危険が及び、指定避難所等にとどまることが危険な場合等に一時的に避難するための場所です。火災の輻射熱や煙から身を守る広さのある場所で、津波やがけ崩れ等他の災害危険等も勘案して指定しています。 ■広域避難場所の指定条件 ・避難するための広場の有効面積をおおむね50,000㎡以上有すること ・避難に有効な幅員を有する避難路が確保できること (資料6-9「広域避難場所一覧表」参照)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="467 1176 713 1446">地域避難場所</td> <td data-bbox="713 1176 1282 1446">指定避難所への避難が困難な地域の一時的な避難場所として、下記の条件を有した屋外スペースを位置づけ、必要に応じて指定しています。 ■地域避難場所の指定条件 ・避難するための広場の有効面積を、おおむね2,500㎡以上有すること ・避難場所の出入口が2か所以上確保できること。 (資料6-8「地域避難場所一覧表」参照)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="467 1446 713 1618">いっつき避難場所</td> <td data-bbox="713 1446 1282 1618">地震災害発生直後に、住民が家屋倒壊の危険等から身の安全を守り、また、自主防災組織による避難行動や安否確認の活動を実施するための場所です。 いっつき避難場所は、近隣の公園や広場から、地域が自主的に話し合いの中で取り決め、運用するよう努めます。</td> </tr> </table> <p data-bbox="392 1694 751 1721">2. 当面の避難生活を行う避難所</p>	指定避難所	地震、津波、洪水、土砂災害などにより切迫した災害の危険から逃れるための緊急的な避難施設であるとともに、被災により生活の場を失った住民が一定期間滞在して避難生活をするための施設です。 小学校区に1か所以上確保するものとし、避難するための広場と避難者を収容する施設を併せ持つ市立小中高等学校等を充てています。 (資料6-5「指定避難所一覧表」参照)	津波避難施設 津波避難場所	津波発生時に浸水が予想される「津波避難エリア」内において、エリア外に逃げるいとまがなく、津波から緊急に身の安全を守る必要がある場合に避難するための施設及び場所です。 津波に対し安全な高さに避難スペースを有する施設や高台をあらかじめ指定しています。 (資料3-4「津波からの避難の手引き(暫定版)」参照)	帰宅困難者一時滞在施設 ・一時滞在場所	公共交通機関の途絶等により帰宅が困難となった方(帰宅困難者)が一時的に滞在するための施設や場所で、仙台駅等の交通結節点を中心に、民間企業との協定等により計画的に整備を進めています。 (資料6-10「帰宅困難者一時滞在施設・場所一覧表」参照)	広域避難場所	火災の延焼拡大により地域全体に危険が及び、指定避難所等にとどまることが危険な場合等に一時的に避難するための場所です。火災の輻射熱や煙から身を守る広さのある場所で、津波やがけ崩れ等他の災害危険等も勘案して指定しています。 ■広域避難場所の指定条件 ・避難するための広場の有効面積をおおむね50,000㎡以上有すること ・避難に有効な幅員を有する避難路が確保できること (資料6-9「広域避難場所一覧表」参照)	地域避難場所	指定避難所への避難が困難な地域の一時的な避難場所として、下記の条件を有した屋外スペースを位置づけ、必要に応じて指定しています。 ■地域避難場所の指定条件 ・避難するための広場の有効面積を、おおむね2,500㎡以上有すること ・避難場所の出入口が2か所以上確保できること。 (資料6-8「地域避難場所一覧表」参照)	いっつき避難場所	地震災害発生直後に、住民が家屋倒壊の危険等から身の安全を守り、また、自主防災組織による避難行動や安否確認の活動を実施するための場所です。 いっつき避難場所は、近隣の公園や広場から、地域が自主的に話し合いの中で取り決め、運用するよう努めます。	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1650 271 1896 513">指定避難所</td> <td data-bbox="1896 271 2465 513">地震、津波、洪水、土砂災害などにより切迫した災害の危険から逃れるための緊急的な避難施設であるとともに、被災により生活の場を失った住民が一定期間滞在して避難生活をするための施設です。 小学校区に1か所以上確保するものとし、避難するための広場と避難者を受け入れる施設を併せ持つ市立小中高等学校等を充てています。 (資料6-6「指定避難所一覧表」参照)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1650 513 1896 721">津波避難施設 津波避難場所</td> <td data-bbox="1896 513 2465 721">津波発生時に浸水が予想される「津波避難エリア」内において、エリア外に逃げるいとまがなく、津波から緊急に身の安全を守る必要がある場合に避難するための施設及び場所です。 津波に対し安全な高さに避難スペースを有する施設や高台をあらかじめ指定しています。 (資料3-4「津波からの避難の手引き(暫定版)」参照)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1650 866 1896 1156">広域避難場所</td> <td data-bbox="1896 866 2465 1156">火災の延焼拡大により地域全体に危険が及び、指定避難所等にとどまることが危険な場合等に一時的に避難するための場所です。火災の輻射熱や煙から身を守る広さのある場所で、津波やがけ崩れ等他の災害危険等も勘案して指定しています。 ■広域避難場所の指定条件 ・避難するための広場の有効面積をおおむね50,000㎡以上有すること ・避難に有効な幅員を有する避難路が確保できること (資料6-9「広域避難場所一覧表」参照)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1650 1197 1896 1431">地域避難場所</td> <td data-bbox="1896 1197 2465 1431">指定避難所への避難が困難な地域の一時的な避難場所として、下記の条件を有した屋外スペースを位置づけ、必要に応じて指定しています。 ■地域避難場所の指定条件 ・避難するための広場の有効面積を、おおむね2,500㎡以上有すること ・避難場所の出入口が2か所以上確保できること。 (資料6-8「地域避難場所一覧表」参照)</td> </tr> </table> <p data-bbox="1581 1680 1941 1707">2. 当面の避難生活を行う避難所</p>	指定避難所	地震、津波、洪水、土砂災害などにより切迫した災害の危険から逃れるための緊急的な避難施設であるとともに、被災により生活の場を失った住民が一定期間滞在して避難生活をするための施設です。 小学校区に1か所以上確保するものとし、避難するための広場と避難者を受け入れる施設を併せ持つ市立小中高等学校等を充てています。 (資料6-6「指定避難所一覧表」参照)	津波避難施設 津波避難場所	津波発生時に浸水が予想される「津波避難エリア」内において、エリア外に逃げるいとまがなく、津波から緊急に身の安全を守る必要がある場合に避難するための施設及び場所です。 津波に対し安全な高さに避難スペースを有する施設や高台をあらかじめ指定しています。 (資料3-4「津波からの避難の手引き(暫定版)」参照)	広域避難場所	火災の延焼拡大により地域全体に危険が及び、指定避難所等にとどまることが危険な場合等に一時的に避難するための場所です。火災の輻射熱や煙から身を守る広さのある場所で、津波やがけ崩れ等他の災害危険等も勘案して指定しています。 ■広域避難場所の指定条件 ・避難するための広場の有効面積をおおむね50,000㎡以上有すること ・避難に有効な幅員を有する避難路が確保できること (資料6-9「広域避難場所一覧表」参照)	地域避難場所	指定避難所への避難が困難な地域の一時的な避難場所として、下記の条件を有した屋外スペースを位置づけ、必要に応じて指定しています。 ■地域避難場所の指定条件 ・避難するための広場の有効面積を、おおむね2,500㎡以上有すること ・避難場所の出入口が2か所以上確保できること。 (資料6-8「地域避難場所一覧表」参照)	<p data-bbox="2660 348 2831 410">防災基本計画の修正の反映</p> <p data-bbox="2660 727 2789 754">項目の移動</p> <p data-bbox="2660 1493 2789 1520">項目の移動</p>
指定避難所	地震、津波、洪水、土砂災害などにより切迫した災害の危険から逃れるための緊急的な避難施設であるとともに、被災により生活の場を失った住民が一定期間滞在して避難生活をするための施設です。 小学校区に1か所以上確保するものとし、避難するための広場と避難者を収容する施設を併せ持つ市立小中高等学校等を充てています。 (資料6-5「指定避難所一覧表」参照)																						
津波避難施設 津波避難場所	津波発生時に浸水が予想される「津波避難エリア」内において、エリア外に逃げるいとまがなく、津波から緊急に身の安全を守る必要がある場合に避難するための施設及び場所です。 津波に対し安全な高さに避難スペースを有する施設や高台をあらかじめ指定しています。 (資料3-4「津波からの避難の手引き(暫定版)」参照)																						
帰宅困難者一時滞在施設 ・一時滞在場所	公共交通機関の途絶等により帰宅が困難となった方(帰宅困難者)が一時的に滞在するための施設や場所で、仙台駅等の交通結節点を中心に、民間企業との協定等により計画的に整備を進めています。 (資料6-10「帰宅困難者一時滞在施設・場所一覧表」参照)																						
広域避難場所	火災の延焼拡大により地域全体に危険が及び、指定避難所等にとどまることが危険な場合等に一時的に避難するための場所です。火災の輻射熱や煙から身を守る広さのある場所で、津波やがけ崩れ等他の災害危険等も勘案して指定しています。 ■広域避難場所の指定条件 ・避難するための広場の有効面積をおおむね50,000㎡以上有すること ・避難に有効な幅員を有する避難路が確保できること (資料6-9「広域避難場所一覧表」参照)																						
地域避難場所	指定避難所への避難が困難な地域の一時的な避難場所として、下記の条件を有した屋外スペースを位置づけ、必要に応じて指定しています。 ■地域避難場所の指定条件 ・避難するための広場の有効面積を、おおむね2,500㎡以上有すること ・避難場所の出入口が2か所以上確保できること。 (資料6-8「地域避難場所一覧表」参照)																						
いっつき避難場所	地震災害発生直後に、住民が家屋倒壊の危険等から身の安全を守り、また、自主防災組織による避難行動や安否確認の活動を実施するための場所です。 いっつき避難場所は、近隣の公園や広場から、地域が自主的に話し合いの中で取り決め、運用するよう努めます。																						
指定避難所	地震、津波、洪水、土砂災害などにより切迫した災害の危険から逃れるための緊急的な避難施設であるとともに、被災により生活の場を失った住民が一定期間滞在して避難生活をするための施設です。 小学校区に1か所以上確保するものとし、避難するための広場と避難者を受け入れる施設を併せ持つ市立小中高等学校等を充てています。 (資料6-6「指定避難所一覧表」参照)																						
津波避難施設 津波避難場所	津波発生時に浸水が予想される「津波避難エリア」内において、エリア外に逃げるいとまがなく、津波から緊急に身の安全を守る必要がある場合に避難するための施設及び場所です。 津波に対し安全な高さに避難スペースを有する施設や高台をあらかじめ指定しています。 (資料3-4「津波からの避難の手引き(暫定版)」参照)																						
広域避難場所	火災の延焼拡大により地域全体に危険が及び、指定避難所等にとどまることが危険な場合等に一時的に避難するための場所です。火災の輻射熱や煙から身を守る広さのある場所で、津波やがけ崩れ等他の災害危険等も勘案して指定しています。 ■広域避難場所の指定条件 ・避難するための広場の有効面積をおおむね50,000㎡以上有すること ・避難に有効な幅員を有する避難路が確保できること (資料6-9「広域避難場所一覧表」参照)																						
地域避難場所	指定避難所への避難が困難な地域の一時的な避難場所として、下記の条件を有した屋外スペースを位置づけ、必要に応じて指定しています。 ■地域避難場所の指定条件 ・避難するための広場の有効面積を、おおむね2,500㎡以上有すること ・避難場所の出入口が2か所以上確保できること。 (資料6-8「地域避難場所一覧表」参照)																						

	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="467 271 713 617">指定避難所</td> <td data-bbox="713 271 1285 617"> <p>被災により生活の場を失った住民が一定期間滞在して避難生活をするための施設であるとともに、各種災害などにより切迫した災害の危険から逃れるための緊急的な避難施設。物資の備蓄や無線の整備を行い、小学校区に1か所以上確保するものとし、避難するための広場と避難者を収容する施設を併せ持つ市立小中高等学校を充てています。</p> <p>ただし、施設の配置状況により市立学校への避難が困難な一部地域については、地域要望を踏まえ、特例措置として市民センターやコミュニティ・センター等の市有施設の一部を同様の施設として位置づけています。</p> <p>(資料6-5「指定避難所一覧表」参照)</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="467 617 713 1127">補助避難所</td> <td data-bbox="713 617 1285 1127"> <p>指定避難所を補完する施設として、必要に応じて活用できるよう物資の備蓄や無線の整備を行い、地域との事前協議により、地域の実情に応じて位置づけていくものとし、市民センターやコミュニティ・センター等の市有施設を充てています。</p> <p>以下のような場合に活用される施設であることを基本とし、活用方法、開設時期については事前協議の中で地域ごとにあらかじめ定めておくこととしています。</p> <p>■補助避難所の活用例(事前協議によりあらかじめ決定する事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定避難所での生活が困難な方(災害時要援護者など)を受け入れる施設として活用。 地域の立地条件から指定避難所への避難が困難な方を受け入れる施設として活用。 指定避難所の収容人員を超えた場合、損壊等により受け入れができない場合に活用。等 </td> </tr> </table>	指定避難所	<p>被災により生活の場を失った住民が一定期間滞在して避難生活をするための施設であるとともに、各種災害などにより切迫した災害の危険から逃れるための緊急的な避難施設。物資の備蓄や無線の整備を行い、小学校区に1か所以上確保するものとし、避難するための広場と避難者を収容する施設を併せ持つ市立小中高等学校を充てています。</p> <p>ただし、施設の配置状況により市立学校への避難が困難な一部地域については、地域要望を踏まえ、特例措置として市民センターやコミュニティ・センター等の市有施設の一部を同様の施設として位置づけています。</p> <p>(資料6-5「指定避難所一覧表」参照)</p>	補助避難所	<p>指定避難所を補完する施設として、必要に応じて活用できるよう物資の備蓄や無線の整備を行い、地域との事前協議により、地域の実情に応じて位置づけていくものとし、市民センターやコミュニティ・センター等の市有施設を充てています。</p> <p>以下のような場合に活用される施設であることを基本とし、活用方法、開設時期については事前協議の中で地域ごとにあらかじめ定めておくこととしています。</p> <p>■補助避難所の活用例(事前協議によりあらかじめ決定する事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定避難所での生活が困難な方(災害時要援護者など)を受け入れる施設として活用。 地域の立地条件から指定避難所への避難が困難な方を受け入れる施設として活用。 指定避難所の収容人員を超えた場合、損壊等により受け入れができない場合に活用。等 	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1650 271 1896 617">指定避難所</td> <td data-bbox="1896 271 2468 617"> <p>被災により生活の場を失った住民が一定期間滞在して避難生活をするための施設であるとともに、各種災害などにより切迫した災害の危険から逃れるための緊急的な避難施設。物資の備蓄や無線の整備を行い、小学校区に1か所以上確保するものとし、避難するための広場と避難者を受け入れる施設を併せ持つ市立小中高等学校を充てています。</p> <p>ただし、施設の配置状況により市立学校への避難が困難な一部地域については、地域要望を踏まえ、特例措置として市民センターやコミュニティ・センター等の市有施設の一部を同様の施設として位置づけています。</p> <p>(資料6-5「指定避難所一覧表」参照)</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1650 617 2468 1570"> <p>3. その他の補完的避難施設</p> </td> </tr> </table>	指定避難所	<p>被災により生活の場を失った住民が一定期間滞在して避難生活をするための施設であるとともに、各種災害などにより切迫した災害の危険から逃れるための緊急的な避難施設。物資の備蓄や無線の整備を行い、小学校区に1か所以上確保するものとし、避難するための広場と避難者を受け入れる施設を併せ持つ市立小中高等学校を充てています。</p> <p>ただし、施設の配置状況により市立学校への避難が困難な一部地域については、地域要望を踏まえ、特例措置として市民センターやコミュニティ・センター等の市有施設の一部を同様の施設として位置づけています。</p> <p>(資料6-5「指定避難所一覧表」参照)</p>	<p>3. その他の補完的避難施設</p>		<p>防災基本計画の修正の反映</p> <p>項目の移動</p> <p>項目の追加</p>
指定避難所	<p>被災により生活の場を失った住民が一定期間滞在して避難生活をするための施設であるとともに、各種災害などにより切迫した災害の危険から逃れるための緊急的な避難施設。物資の備蓄や無線の整備を行い、小学校区に1か所以上確保するものとし、避難するための広場と避難者を収容する施設を併せ持つ市立小中高等学校を充てています。</p> <p>ただし、施設の配置状況により市立学校への避難が困難な一部地域については、地域要望を踏まえ、特例措置として市民センターやコミュニティ・センター等の市有施設の一部を同様の施設として位置づけています。</p> <p>(資料6-5「指定避難所一覧表」参照)</p>										
補助避難所	<p>指定避難所を補完する施設として、必要に応じて活用できるよう物資の備蓄や無線の整備を行い、地域との事前協議により、地域の実情に応じて位置づけていくものとし、市民センターやコミュニティ・センター等の市有施設を充てています。</p> <p>以下のような場合に活用される施設であることを基本とし、活用方法、開設時期については事前協議の中で地域ごとにあらかじめ定めておくこととしています。</p> <p>■補助避難所の活用例(事前協議によりあらかじめ決定する事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定避難所での生活が困難な方(災害時要援護者など)を受け入れる施設として活用。 地域の立地条件から指定避難所への避難が困難な方を受け入れる施設として活用。 指定避難所の収容人員を超えた場合、損壊等により受け入れができない場合に活用。等 										
指定避難所	<p>被災により生活の場を失った住民が一定期間滞在して避難生活をするための施設であるとともに、各種災害などにより切迫した災害の危険から逃れるための緊急的な避難施設。物資の備蓄や無線の整備を行い、小学校区に1か所以上確保するものとし、避難するための広場と避難者を受け入れる施設を併せ持つ市立小中高等学校を充てています。</p> <p>ただし、施設の配置状況により市立学校への避難が困難な一部地域については、地域要望を踏まえ、特例措置として市民センターやコミュニティ・センター等の市有施設の一部を同様の施設として位置づけています。</p> <p>(資料6-5「指定避難所一覧表」参照)</p>										
<p>3. その他の補完的避難施設</p>											

<p>[その他の避難施設 ①] 地区避難施設 (がんばる避難施設)</p>	<p>食料の備蓄等を含めた平時の備え、災害時の運営は地域で行うことを前提に、集会所等地域の施設を活用し、自立して運営する避難施設です。</p> <p>■「地区避難施設」として活用する場合の前提条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 支援物資や情報の収集・提供について、指定避難所を通じて地域が自主的に動ける体制が整っている。 ・ 活用する集会所の施設面での安全確認が事前になされている。 ・ 地区避難施設の使い方を含めた避難所運営が地域主体で行える。 ・ 地区避難施設として必要な施設の整備や備蓄品の調達は、原則として地域が行う。 <p>認知については、地域の判断で「地区避難施設」を立ち上げて、各地域の指定避難所に報告を行うことを通じて認知されることとし、物資の公的支援は、指定避難所への物資の供給が可能となってから行うものとし、</p>
---	--

補助避難所	<p>地域の実情等により指定避難所以外の市有施設を活用する必要があり、地域、市、施設管理者との間で活用方法等の協議が整った場合に、指定緊急避難場所または指定避難所を補完する避難所として地域版避難所運営マニュアル等に位置付けを行って活用する施設です。市では市民センターやコミュニティ・センターを補助避難所として活用できるように、物資の備蓄や無線の整備を行います。</p> <p>以下のような場合を基本とし、活用方法、開設時期については事前協議の中で地域ごとにあらかじめ決めておくこととしています。</p> <p>■補助避難所の活用例（事前協議によりあらかじめ決定する事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定避難所での生活が困難な方（災害時要援護者など）を受け入れる施設として活用。 ・ 地域の立地条件から指定避難所への避難が困難な方を受け入れる施設として活用。 ・ 指定避難所の収容人員を超えた場合、損壊等により受け入れができない場合に活用。等
地区避難施設 (がんばる避難施設)	<p>食料の備蓄等を含めた平時の備え、災害時の運営は地域で行うことを前提に、集会所等地域の施設を活用し、自立して運営する避難施設です。</p> <p>■「地区避難施設」として活用する場合の前提条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 支援物資や情報の収集・提供について、指定避難所を通じて地域が自主的に動ける体制が整っている。 ・ 活用する集会所の施設面での安全確認が事前になされている。 ・ 地区避難施設の使い方を含めた避難所運営が地域主体で行える。 ・ 地区避難施設として必要な施設の整備や備蓄品の調達は、原則として地域が行う。 <p>認知については、地域の判断で「地区避難施設」を立ち上げて、各地域の指定避難所に報告を行うことを通じて認知されることとし、物資の公的支援は、指定避難所への物資の供給が可能となってから行うものとし、</p>
帰宅困難者一時滞在施設 ・一時滞在場所	<p>公共交通機関の途絶等により帰宅が困難となった方（帰宅困難者）が一時的に滞在するための施設や場所で、仙台駅等の交通結節点を中心に、民間企業との協定等により計画的に整備を進めています。 (資料 6-10「帰宅困難者一時滞在施設・場所一覧表」参照)</p>
いっとき避難場所	<p>地震災害発生直後に、住民が家屋倒壊の危険等から身の安全を守り、また、自主防災組織による避難行動や安否確認の活動を実施するための場所です。</p> <p>いっとき避難場所は、近隣の公園や広場から、地域が自主的に話し合いの中で取り決め、運用するよう努めます。</p>

表現修正

	<table border="1"> <tr> <td>[その他の避難施設 ②] 県有施設</td> <td> <p>県立高校等の県有施設については、指定避難所等の被害や収容状況から必要と判断される場合に、市災害対策本部長から知事や施設管理者へ開設を要請することとしています。</p> <p>地域の施設配置状況等を勘案し、指定避難所と同様の位置づけが必要な施設については、県との協定の締結により事前の整備を進めます。</p> </td> </tr> <tr> <td>福祉避難所</td> <td> <p>福祉避難所は、指定避難所や補助避難所等での生活が困難な高齢者や障害者等の災害時要援護者を受け入れるために開設する二次的避難所であり、社会福祉施設等を指定しています。 (資料 6-7「福祉避難所一覧表」参照)</p> </td> </tr> </table>	[その他の避難施設 ②] 県有施設	<p>県立高校等の県有施設については、指定避難所等の被害や収容状況から必要と判断される場合に、市災害対策本部長から知事や施設管理者へ開設を要請することとしています。</p> <p>地域の施設配置状況等を勘案し、指定避難所と同様の位置づけが必要な施設については、県との協定の締結により事前の整備を進めます。</p>	福祉避難所	<p>福祉避難所は、指定避難所や補助避難所等での生活が困難な高齢者や障害者等の災害時要援護者を受け入れるために開設する二次的避難所であり、社会福祉施設等を指定しています。 (資料 6-7「福祉避難所一覧表」参照)</p>	<table border="1"> <tr> <td>県有施設</td> <td> <p>県立高校等の県有施設については、指定避難所等の被害や受け入れ状況から必要と判断される場合に、市災害対策本部長から知事や施設管理者へ開設を要請することとしています。</p> <p>地域の施設配置状況等を勘案し、指定避難所と同様の位置づけが必要な施設については、県との協定の締結により事前の整備を進めます。</p> </td> </tr> <tr> <td>福祉避難所</td> <td> <p>福祉避難所は、指定避難所や補助避難所等での生活が困難な高齢者や障害者等の災害時要援護者を受け入れるために開設する二次的避難所であり、社会福祉施設等を指定しています。 (資料 6-7「福祉避難所一覧表」参照)</p> </td> </tr> </table>	県有施設	<p>県立高校等の県有施設については、指定避難所等の被害や受け入れ状況から必要と判断される場合に、市災害対策本部長から知事や施設管理者へ開設を要請することとしています。</p> <p>地域の施設配置状況等を勘案し、指定避難所と同様の位置づけが必要な施設については、県との協定の締結により事前の整備を進めます。</p>	福祉避難所	<p>福祉避難所は、指定避難所や補助避難所等での生活が困難な高齢者や障害者等の災害時要援護者を受け入れるために開設する二次的避難所であり、社会福祉施設等を指定しています。 (資料 6-7「福祉避難所一覧表」参照)</p>	<p>防災基本計画の修正の反映</p> <p>内容の適正化</p>
[その他の避難施設 ②] 県有施設	<p>県立高校等の県有施設については、指定避難所等の被害や収容状況から必要と判断される場合に、市災害対策本部長から知事や施設管理者へ開設を要請することとしています。</p> <p>地域の施設配置状況等を勘案し、指定避難所と同様の位置づけが必要な施設については、県との協定の締結により事前の整備を進めます。</p>										
福祉避難所	<p>福祉避難所は、指定避難所や補助避難所等での生活が困難な高齢者や障害者等の災害時要援護者を受け入れるために開設する二次的避難所であり、社会福祉施設等を指定しています。 (資料 6-7「福祉避難所一覧表」参照)</p>										
県有施設	<p>県立高校等の県有施設については、指定避難所等の被害や受け入れ状況から必要と判断される場合に、市災害対策本部長から知事や施設管理者へ開設を要請することとしています。</p> <p>地域の施設配置状況等を勘案し、指定避難所と同様の位置づけが必要な施設については、県との協定の締結により事前の整備を進めます。</p>										
福祉避難所	<p>福祉避難所は、指定避難所や補助避難所等での生活が困難な高齢者や障害者等の災害時要援護者を受け入れるために開設する二次的避難所であり、社会福祉施設等を指定しています。 (資料 6-7「福祉避難所一覧表」参照)</p>										
<p>共通編 P83</p> <p>第2部 第1章 第5節 安全を確保するための行動を確認する</p>	<p>【参考】市の取り組み</p> <p>市では、市内の主要河川が氾濫した場合の浸水想定区域や、近隣の避難所の所在地、避難勧告等の基準や避難開始時期等を示した「<u>河川氾濫による洪水ハザードマップ</u>」を作成し、配布や市ホームページへの掲載を行っています。</p> <p>また、市ホームページ「<u>せんだいくらしのマップ</u>」に、<u>土砂災害危険箇所</u>を掲載するとともに、宮城県が「<u>土砂災害警戒区域（土砂災害が発生した場合に被害が及ぶことが予想される範囲）</u>」を指定することに併せ、「<u>土砂災害ハザードマップ</u>」を作成することとしています。</p> <p>1. <u>河川氾濫による洪水ハザードマップ</u> http://www.city.sendai.jp/kurashi/shobo/bosai/0026.html</p>	<p>【参考】市の取り組み</p> <p>市では、<u>水害や土砂災害のおそれのある場所</u>や、近隣の避難所の所在地、避難勧告等の基準や避難開始時期等を示した「<u>せんだい水害・土砂災害ハザードマップ</u>」を作成し、配布や市ホームページへの掲載を行っています。</p> <p>また、これらの情報は、市ホームページ「<u>せんだいくらしのマップ</u>」にも掲載しています。</p> <p>1. <u>せんだい水害・土砂災害ハザードマップ</u> http://www.city.sendai.jp/kurashi/bosai/husui gai/1220928_2954.html</p>	<p>内容の適正化</p>								
<p>共通編 P91</p> <p>第2部 第1章 第6節 住民ネットワークで地域を守る</p>	<p>3. 避難所の運営【市民・地域団体等】</p> <p>(略)</p> <p>(1) 避難所の運営体制</p> <p>避難所は、以下の基本方針の下運営します。避難所運営に携わる地域団体等は、市、施設と協力し、体制整備に努めます。</p> <p>ア 避難所は、連合町内会等の地域団体及び避難者、市から派遣する避難所担当職員、避難所の施設管理者・職員がそれぞれの役割を果たし、協働し運営します。</p> <p>イ 災害の状況等により、特に大規模地震の発災初期段階においては、市職員の避難所への参集の遅れなども想定されることから、地域団体が主体的に避難所運営に関わります。</p>	<p>3. 避難所の運営【市民・地域団体等】</p> <p>(略)</p> <p>(1) 避難所の運営体制</p> <p>避難所は、以下の基本方針の下運営します。避難所運営に携わる地域団体等は、市、施設と協力し、体制整備に努めます。</p> <p>ア 避難所は、連合町内会等の地域団体及び避難者、市から派遣する避難所担当職員、避難所の施設管理者・職員がそれぞれの役割を果たし、協働し運営します。</p> <p>イ 災害の状況等により、特に大規模地震の発災初期段階等においては、市職員の避難所への参集の遅れなども想定されることから、地域団体が主体的に避難所運営に関わります。</p>	<p>平成27年9月の大雨を踏まえた避難所開設方針の反映</p>								
<p>共通編 P98 - 101</p> <p>第2部 第2章 第1節 避難体制の整備</p>	<p>3. 避難所・避難場所の区分【危機管理室、市民局、健康福祉局、建設局、教育局】</p> <p>災害時に緊急的に住民等の安全を守り、又は災害により住家を失った住民等の生活の場を確保するため、市は、必要な機能を持つ屋内施設を「<u>避難所（又は避難施設）</u>」、屋外スペースを「<u>避難場所</u>」として整備し、その用途により以下に区分する。</p> <p>(1) 緊急時に活用する避難所・避難場所</p>	<p>3. 避難場所等の区分【危機管理室、市民局、健康福祉局、建設局、教育局】</p> <p>災害時における避難場所等について、災害時に緊急的に住民等の安全を守り、又は災害により住家を失った住民等の生活の場を確保するため、<u>災害の危険が差し迫った場合における緊急時の避難場所等（指定緊急避難場所）</u>と、被災者が一定期間滞在して避難生活をするための避難所（<u>指定避難所</u>）を指定する。 (資料 6-6「指定緊急避難場所一覧表」参照)</p> <p>(1) 緊急時に活用する避難所・避難場所（<u>指定緊急避難場所</u>） 災害対策基本法第49条の4に基づく指定緊急避難場所として、防災施設の整備の状況、地形、地質その他</p>	<p>表現修正</p>								

	<p>ア 指定避難所 地震、津波、洪水、土砂災害などにより切迫した災害の危険から逃れるための緊急的な避難施設であるとともに、被災により生活の場を失った住民が一定期間滞在して避難生活をするための施設（<u>災害対策基本法第49条の4に基づき、地震、津波、洪水、土砂災害発生時の指定緊急避難場所として位置づける</u>）。 小学校区に1か所以上確保するものとし、避難するための広場と避難者を<u>収容する施設</u>を併せ持つ市立小中高等学校等を充てる。 ※1 「津波避難エリア内」の指定避難所については、想定される浸水高以上の階に限定する。 ※2 「土砂災害警戒区域及び土砂災害危険箇所」を敷地内に含む指定避難所については、該当部分に立ち入らないよう使用する。 <u>(資料6-5「指定避難所一覧表」参照)</u> <u>(資料6-6「指定緊急避難場所一覧表」参照)</u></p> <p>イ 津波避難施設・津波避難場所 津波発生時に浸水が予想される「津波避難エリア」内において、エリア外に逃げるいとまがなく、津波から緊急に身の安全を守る必要がある場合に避難するための施設及び場所（<u>災害対策基本法第49条の4に基づき、津波発生時の指定緊急避難場所として位置づける</u>）。 津波に対し<u>安全な高さに避難スペースを有する施設や高台等をあらかじめ指定する</u>。 <u>(資料3-4「津波からの避難の手引き（暫定版）」参照)</u> <u>(資料6-6「指定緊急避難場所一覧表」参照)</u> また、「仙台市震災復興計画」等に基づき、「避難施設^{*1}」、「避難の丘^{*2}」等について、計画的に整備を進めるとともに、民間企業との協定等により津波避難ビルの確保に努める。 ※1 「避難施設」は、「津波避難施設の整備に関する基本的な考え方」等に基づき、主にかさ上げ道路より西側の避難者が避難する施設として、タワー型を基本とし、消防団施設併設の場合はビル型として整備する。 ※2 「避難の丘」は、「津波避難施設の整備に関する基本的な考え方」及び「海岸公園復興基本計画」等に基づき、かさ上げ道路より東側の海岸部の避難者が避難する場所として整備する。</p> <p>ウ 帰宅困難者一時滞在施設・一時滞在場所 公共交通機関の途絶等により帰宅が困難となった者（帰宅困難者）が一時的に滞在するための施設及び場所（<u>災害対策基本法第49条の4に基づき、地震発生時の指定緊急避難場所として位置づける</u>）。 こうした施設及び場所について、仙台駅等の交通結節点を中心に、民間企業との協定等により計画的に整備を進める。 <u>(資料6-10「帰宅困難者一時滞在施設・場所一覧表」参照)</u> <u>(資料6-6「指定緊急避難場所一覧表」参照)</u></p> <p>エ 広域避難場所 火災の延焼拡大により地域全体に危険が及び、指定避難所等にとどまることが危険な場合等に一時的に避難するための場所（<u>災害対策基本法第49条の4に基づき、大規模延焼火災発生時の指定緊急避難場所として位置づける</u>）。 火災の輻射熱や煙から身を守るため、下記の条件を満たした屋外スペースとし、津波やがけ崩れ等の他の災害危険を勘案し、あらかじめ指定する。</p>	<p>の状況を総合的に勘案して、異常な現象の種類ごとに、同法施行令第20条の3に定める安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を指定する。</p> <p>ア 指定避難所 地震、津波、洪水、土砂災害などにより切迫した災害の危険から逃れるための緊急的な避難施設であるとともに、被災により生活の場を失った住民が一定期間滞在して避難生活をするための施設。 小学校区に1か所以上確保するものとし、避難するための広場と避難者を<u>受け入れる施設</u>を併せ持つ市立小中高等学校等を充てる。 ※1 「津波避難エリア内」<u>及び浸水想定区域内</u>の指定避難所については、想定される浸水高以上の階に限定する。 ※2 「土砂災害警戒区域及び土砂災害危険箇所」を敷地内に含む指定避難所については、該当部分に立ち入らないよう使用する。 <u>(資料6-5「指定避難所一覧表」参照)</u></p> <p>イ 津波避難施設・津波避難場所 津波発生時に浸水が予想される「津波避難エリア」内において、エリア外に逃げるいとまがなく、津波から緊急に身の安全を守る必要がある場合に避難するための施設及び場所。 津波に対し<u>安全な構造であるとともに、安全な高さを有する施設や高台等をあらかじめ指定する</u>。 <u>(資料3-4「津波からの避難の手引き（暫定版）」参照)</u> また、「仙台市震災復興計画」等に基づき、「避難施設^{*1}」、「避難の丘^{*2}」等について、計画的に整備を進めるとともに、民間企業との協定等により津波避難施設の確保に努める。 ※1 「避難施設」は、「津波避難施設の整備に関する基本的な考え方」等に基づき、主にかさ上げ道路より西側の避難者が避難する施設として、タワー型を基本とし、消防団施設併設の場合はビル型として整備する。 ※2 「避難の丘」は、「津波避難施設の整備に関する基本的な考え方」及び「海岸公園復興基本計画」等に基づき、かさ上げ道路より東側の海岸部の避難者が避難する場所として整備する。</p> <p>ウ 広域避難場所 火災の延焼拡大により地域全体に危険が及び、指定避難所等にとどまることが危険な場合等に一時的に避難するための場所。 火災の輻射熱や煙から身を守るため、下記の条件を満たした屋外スペースとし、津波やがけ崩れ等の他の災害危険を勘案し、あらかじめ指定する。</p>	<p>表現修正</p> <p>表現修正</p> <p>表現修正</p> <p>項目の移動 ((3)に移動)</p> <p>表現修正</p>
--	---	---	---

	<p>○指定条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難するための広場の有効面積をおおむね 50,000 m²以上有すること ・避難に有効な幅員を有する避難路が確保できること <p>(資料 6-9「広域避難場所一覧表」参照) (資料 6-6「指定緊急避難場所一覧表」参照)</p> <p>オ 地域避難場所 指定避難所への避難が困難な地域等で活用する一時的な避難場所(災害対策基本法第 49 条の 4 に基づき、地震発生時の指定緊急避難場所として位置づける)。 下記の条件を満たした屋外スペースから、必要に応じてあらかじめ指定する。</p> <p>○指定条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難するための広場の有効面積をおおむね 2,500 m²以上有すること ・避難場所の出入口が 2 か所以上確保できること <p>(資料 6-8「地域避難場所一覧表」参照) (資料 6-6「指定緊急避難場所一覧表」参照)</p> <p>カ いっとき避難場所 地震災害発生直後に、住民が家屋倒壊の危険等から身の安全を守り、また、自主防災組織による避難行動や安否確認の活動を実施するための場所。 いっとき避難場所は、自主防災組織等が近隣の公園や広場から自主的に決定するものとし、自主防災組織等への啓発事業の中で推進する。</p> <p>(2) 当面の避難生活を行う避難所</p> <p>ア 指定避難所 被災により生活の場を失った住民が一定期間滞在して避難生活をするための施設であるとともに、各種災害などにより切迫した災害の危険から逃れるための緊急的な避難施設(災害対策基本法第 49 条の 7 に基づく指定避難所として位置づける)。 物資の備蓄や無線の整備を行い、小学校区に 1 か所以上確保するものとし、避難するための広場と避難者を収容する施設を併せ持つ市立小中高等学校を充てる。 ただし、施設の配置状況により市立学校への避難が困難な一部地域については、地域要望を踏まえ、特例措置として市民センターやコミュニティ・センター等の市有施設の一部を同様の施設として位置づける。 (資料 6-5「指定避難所一覧表」参照)</p> <p>イ 補助避難所 指定避難所を補完する施設として、必要に応じて活用できるよう物資の備蓄や無線の整備を行い、地域との事前協議により、地域の実情に応じて位置づけていくものとし、市民センターやコミュニティ・センタ</p>	<p>○指定条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難するための広場の有効面積をおおむね 50,000 m²以上有すること ・避難に有効な幅員を有する避難路が確保できること <p>(資料 6-9「広域避難場所一覧表」参照)</p> <p>オ 地域避難場所 指定避難所への避難が困難な地域等で活用する一時的な避難場所。 下記の条件を満たした屋外スペースから、必要に応じてあらかじめ指定する。</p> <p>○指定条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難するための広場の有効面積をおおむね 2,500 m²以上有すること ・避難場所の出入口が 2 か所以上確保できること <p>(資料 6-8「地域避難場所一覧表」参照)</p> <p>(2) 当面の避難生活を行う避難所(指定避難所) 災害対策基本法第 49 条の 7 に基づく指定避難所として、被災により生活の場を失った住民が一定期間滞在して避難生活をするための施設であるとともに、各種災害などにより切迫した災害の危険から逃れるための緊急的な避難施設として一定の安全性等の基準を満たす施設又は場所を指定する。 物資の備蓄や無線の整備を行い、小学校区に 1 か所以上確保するものとし、避難するための広場と避難者を受け入れる施設を併せ持つ市立小中高等学校を充てる。 ただし、施設の配置状況により市立学校への避難が困難な一部地域については、地域要望を踏まえ、特例措置として市民センターやコミュニティ・センター等の市有施設の一部を同様の施設として位置づける。</p> <p>(資料 6-5「指定避難所一覧表」参照)</p>	<p>表現修正</p> <p>項目の移動 ((3)に移動)</p> <p>表現修正</p> <p>項目の移動 (アを削除し (2)と統合)</p> <p>項目の移動 ((3)に移動)</p>
--	--	---	---

	<p>一等の市有施設を充てる。 以下のような場合に活用される施設であることを基本とし、活用方法、開設時期については事前協議の中で地域ごとにあらかじめ定めておくものとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>○補助避難所の活用例（事前協議によりあらかじめ決定する事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定避難所での生活が困難な方（災害時要援護者など）を受け入れる施設として活用 ・地域の立地条件から指定避難所への避難が困難な方を受け入れる施設として活用 ・指定避難所の収容人員を超えた場合、損壊等により受け入れができない場合に活用 等 </div> <p>ウ その他の避難施設</p> <p>①地区避難施設（がんばる避難施設） （略）</p>	<p>(3) その他の補完的避難施設</p> <p>ア 補助避難所</p> <p>地域の実情等により指定避難所以外の市有施設を活用する必要があり、地域、市、施設管理者との間で活用方法等の協議が整った場合には、当該施設を指定緊急避難場所または指定避難所を補完する補助避難所として地域版避難所運営マニュアル等に位置づけを行って活用する施設。市では市民センターやコミュニティ・センターを補助避難所として活用できるよう、物資の備蓄や無線の整備を行う。</p> <p>以下のような場合を基本とし、活用方法、開設時期については事前協議の中で地域ごとにあらかじめ定めておくものとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>○補助避難所の活用例（事前協議によりあらかじめ決定する事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定避難所での生活が困難な方（災害時要援護者など）を受け入れる施設として活用 ・地域の立地条件から指定避難所への避難が困難な方を受け入れる施設として活用 ・指定避難所の収容人員を超えた場合、損壊等により受け入れができない場合に活用 等 </div> <p>イ 地区避難施設（がんばる避難施設） （略）</p> <p>ウ 帰宅困難者一時滞在施設・一時滞在场所</p> <p>公共交通機関の途絶等により帰宅が困難となった者（帰宅困難者）が一時的に滞在するための施設及び場所。</p> <p>こうした施設及び場所について、仙台駅等の交通結節点を中心に、民間企業との協定等により計画的に整備を進める。</p> <p style="text-align: right;">（資料 6-10「帰宅困難者一時滞在施設・場所一覧表」参照）</p> <p>エ いっとき避難場所</p> <p>地震災害発生直後に、住民が家屋倒壊の危険等から身の安全を守り、また、自主防災組織による避難行動や安否確認の活動を実施するための場所。</p>	<p>項目の追加 （ウ→（3））</p> <p>表現修正</p>
--	---	--	---------------------------------------

	<p>②県有施設 県立高校等の県有施設については、指定避難所等の被害や収容状況から必要と判断される場合に、市災害対策本部長から知事及び施設管理者へ開設を要請する施設として位置づける。 地域の施設配置状況等を勘案し、指定避難所等と同様の位置づけが必要な施設については、県との協定の締結により事前の整備を進める。</p> <p>エ 福祉避難所 指定避難所や補助避難所等での生活が困難な高齢者や障害者等の災害時要援護者を受け入れるために開設する二次的避難所であり、社会福祉施設等を指定する。 (資料 6-7「福祉避難所一覧表」参照)</p>	<p><u>いつとき避難場所は、自主防災組織等が近隣の公園や広場から自主的に決定するものとし、自主防災組織等への啓発事業の中で推進する。</u></p> <p>オ 県有施設 県立高校等の県有施設については、指定避難所等の被害や受け入れ状況から必要と判断される場合に、市災害対策本部長から知事及び施設管理者へ開設を要請する施設として位置づける。 地域の施設配置状況等を勘案し、指定避難所等と同様の位置づけが必要な施設については、県との協定の締結により事前の整備を進める。</p> <p>カ 福祉避難所 指定避難所や補助避難所等での生活が困難な高齢者や障害者等の災害時要援護者を受け入れるために開設する二次的避難所であり、社会福祉施設等を指定する。 (資料 6-7「福祉避難所一覧表」参照)</p>	<p>防災基本計画の修正の反映</p> <p>内容の適正化</p>
<p>共通編 P97</p> <p>第2部 第2章 第1節 避難体制の整備</p>	<p>2. 避難所・避難行動等の周知 【危機管理室、市民局、健康福祉局】</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 避難行動の周知 災害種別により、危険が及ぶことが予想される地域が異なること等を踏まえ、津波からの避難の手引き、<u>洪水ハザードマップ、土砂災害ハザードマップ等</u>、当該災害の危険が及ぶことが予想される地域、避難所等の所在地、住民等が円滑に避難を行う上で必要となる情報等を記載した防災マップを作成する。 また、防災マップについて、印刷物の配布、市ホームページへの掲載等により広く周知するとともに、防災訓練等あらゆる機会をとらえ、避難行動等に関する情報の周知を行う。</p>	<p>2. 避難所・避難行動等の周知 【危機管理室、市民局、健康福祉局】</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 避難行動の周知 災害種別により、危険が及ぶことが予想される地域が異なること等を踏まえ、津波からの避難の手引き、<u>せんだい水害・土砂災害ハザードマップ等</u>、当該災害の危険が及ぶことが予想される地域、避難所等の所在地、住民等が円滑に避難を行う上で必要となる情報等を記載した防災マップを作成する。 また、防災マップについて、印刷物の配布、市ホームページへの掲載等により広く周知するとともに、防災訓練等あらゆる機会をとらえ、避難行動等に関する情報の周知を行う。</p>	<p>内容の適正化</p>
<p>共通編 P102</p> <p>第2部 第2章 第1節 避難体制の整備</p>	<p>4. 危険区域等の避難所の取扱い 【危機管理室、都市整備局、建設局】</p> <p>(1) 土砂災害警戒区域等の避難所 <u>土砂災害警戒区域及び土砂災害危険箇所については、避難所の候補をあらかじめ複数選択している。</u> <u>住民等を避難させる必要がある場合は、二次災害の発生危険等を考慮の上、安全な避難所を選定し避難勧告等を発令する。</u> (資料 10-1「土砂災害危険区域等一覧」参照)</p> <p>(2) 石油コンビナート仙台地区避難所 (略)</p> <p>(3) 津波避難エリア内の避難所 (略)</p> <p>(4) 河川氾濫による浸水想定区域の避難所 (略)</p>	<p>4. 危険区域等の避難所の取扱い 【危機管理室、都市整備局、建設局】</p> <p>(1) 土砂災害警戒区域を含む避難所 <u>土砂災害警戒区域等を敷地に含む避難所については、土砂災害及び水害の危険性を鑑み、基本的に避難場所となる体育館が土砂災害警戒区域に含まれる場合又は浸水想定区域内の場合は使用不可としている。</u> <u>土砂災害の危険度が高まった場合は避難情報を発令するとともに、発令対象地域（5 kmメッシュ）の該当する避難所を選定し、開設する。</u> (資料 10-1「土砂災害危険区域等一覧」参照)</p> <p>(2) 石油コンビナート仙台地区避難所 (略)</p> <p>(3) 津波避難エリア内の避難所 (略)</p> <p>(4) 河川氾濫による浸水想定区域の避難所 (略)</p>	<p>内容の適正化</p>

<p>共通編 P103</p> <p>第2部 第2章 第1節 避難体制の整備</p>	<p>5. 避難所機能の整備 【危機管理室、市民局、健康福祉局、まちづくり政策局、都市整備局、建設局、消防局、教育局】</p> <p>(1) 指定避難所の整備</p> <p>ア 耐震補強による安全性の確保 昭和56年以前の学校施設については、耐震補強を完了した。今後は、非構造部材の耐震化について検討を行う。</p>	<p>5. 避難所機能の整備 【危機管理室、市民局、まちづくり政策局、健康福祉局、都市整備局、建設局、消防局、教育局】</p> <p>(1) 指定避難所の整備</p> <p>ア 耐震補強による安全性の確保 昭和56年以前に建てられた学校施設については、耐震補強を完了した。非構造部材の耐震化については対策を進めている。</p>	<p>表現修正 (関係部局意見反映)</p>																						
<p>共通編 P107</p> <p>第2部 第2章 第2節 津波災害の予防</p>	<p>5. 情報伝達体制の整備 【危機管理室、消防局、各区】</p> <p>津波発生時の被害を最小限にとどめるためには、迅速な情報伝達による速やかな避難行動が特に重要である。津波警報等の発表時に、津波避難エリア内の市民や海岸施設利用者等へ迅速に情報を伝達し、確実な避難行動につなげるため、様々な伝達手段を活用した情報伝達体制の多重化を図る。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 緊急速報メール 電気通信事業者が提供する「緊急速報メール」により津波情報と避難勧告等の情報配信を行う。</p> <p>(7) SNS (ツイッター) 通信事業者が提供するインターネット上のサービスであるSNS (ツイッター) により津波情報と避難勧告等の情報配信を行う。</p>	<p>5. 情報伝達体制の整備 【危機管理室、消防局、各区】</p> <p>津波発生時の被害を最小限にとどめるためには、迅速な情報伝達による速やかな避難行動が特に重要である。津波警報等の発表時に、津波避難エリア内の市民や海岸施設利用者等へ迅速に情報を伝達し、確実な避難行動につなげるため、様々な伝達手段を活用した情報伝達体制の多重化を図る。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 緊急速報メール 電気通信事業者が提供する「緊急速報メール」により特別警報、津波警報等及び避難勧告等の情報配信を行う。</p> <p>(7) SNS (ツイッター) 通信事業者が提供するインターネット上のサービスであるSNS (ツイッター) により津波情報や避難勧告などの情報配信を行う。</p>	<p>内容の適正化 (気象庁の意見反映)</p>																						
<p>共通編 P111～112</p> <p>第2部 第2章 第3節 風水害災害の予防</p>	<p>2. 公共下水道(雨水)の整備【建設局】</p> <p>本市においては、土地利用の高度化や市街地の拡大に伴い雨水流出量が増大し、局所的な浸水被害が度々発生している。</p> <p>(略)</p> <p>雨水幹線やポンプ場などの整備にあたっては、平成24年3月に策定した「仙台市下水道震災復興推進計画」に基づき、浸水被害が多発している地域や地震による地盤沈下で浸水被害のリスクが高まっている地域等における浸水対策の施設整備に取り組む。平成25年度末における10年確率降雨に対応した整備率は、事業認可面積17,541haを基準として、31.4% (5,506ha) となっている。</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;"><雨水幹線及び雨水ポンプ場の整備状況></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">地区</th> <th colspan="2">主な施設</th> </tr> <tr> <th>今後の整備計画</th> <th>施工済(平成24年度末現在)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仙台港背後地</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 西原第4号雨水幹線 西原雨水ポンプ場(一部) 中野雨水ポンプ場(一部) </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 福室第1号, 第3号, 第4号, 第6号雨水幹線 福室第2号雨水幹線(一部) 中野第1号, 第2号, 第5号雨水幹線 中野第3号雨水幹線(一部) 北新田雨水幹線 蒲生雨水幹線 西原第1号, 第3号雨水幹線 中野雨水ポンプ場(一部) </td> </tr> <tr> <td>霞目</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 佐久間堀雨水幹線 第2霞目雨水幹線 荒井東雨水幹線 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 霞目雨水幹線 霞目第1号雨水幹線 今泉雨水幹線 </td> </tr> </tbody> </table>	地区	主な施設		今後の整備計画	施工済(平成24年度末現在)	仙台港背後地	<ul style="list-style-type: none"> 西原第4号雨水幹線 西原雨水ポンプ場(一部) 中野雨水ポンプ場(一部) 	<ul style="list-style-type: none"> 福室第1号, 第3号, 第4号, 第6号雨水幹線 福室第2号雨水幹線(一部) 中野第1号, 第2号, 第5号雨水幹線 中野第3号雨水幹線(一部) 北新田雨水幹線 蒲生雨水幹線 西原第1号, 第3号雨水幹線 中野雨水ポンプ場(一部) 	霞目	<ul style="list-style-type: none"> 佐久間堀雨水幹線 第2霞目雨水幹線 荒井東雨水幹線 	<ul style="list-style-type: none"> 霞目雨水幹線 霞目第1号雨水幹線 今泉雨水幹線 	<p>2. 公共下水道(雨水)の整備【建設局】</p> <p>本市においては、土地利用の高度化や市街地の拡大に伴い雨水流出量が増大し、局所的な浸水被害が度々発生している。</p> <p>(略)</p> <p>雨水幹線やポンプ場などの整備にあたっては、平成24年3月に策定した「仙台市下水道震災復興推進計画」に基づき、浸水被害が多発している地域や地震による地盤沈下で浸水被害のリスクが高まっている地域等における浸水対策の施設整備に取り組む。平成26年度末における10年確率降雨に対応した整備率は、事業計画区域面積17,613haを基準として、33.5% (5,908ha) となっている。</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;"><雨水幹線及び雨水ポンプ場の整備状況></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">地区</th> <th colspan="2">主な施設</th> </tr> <tr> <th>今後の整備計画</th> <th>施工済(平成26年度末現在)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仙台港背後地</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 西原第4号雨水幹線 西原雨水ポンプ場 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 福室第1号, 第3号, 第4号, 第6号雨水幹線 福室第2号雨水幹線(一部) 中野第1号, 第2号, 第5号雨水幹線 中野第3号雨水幹線(一部) 北新田雨水幹線 蒲生雨水幹線 西原第1号, 第3号雨水幹線 中野雨水ポンプ場(一部) </td> </tr> <tr> <td>霞目</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 第2霞目雨水幹線 荒井東雨水幹線 荒井西1号雨水幹線 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 霞目雨水幹線 霞目第1号雨水幹線 今泉雨水幹線 </td> </tr> </tbody> </table>	地区	主な施設		今後の整備計画	施工済(平成26年度末現在)	仙台港背後地	<ul style="list-style-type: none"> 西原第4号雨水幹線 西原雨水ポンプ場 	<ul style="list-style-type: none"> 福室第1号, 第3号, 第4号, 第6号雨水幹線 福室第2号雨水幹線(一部) 中野第1号, 第2号, 第5号雨水幹線 中野第3号雨水幹線(一部) 北新田雨水幹線 蒲生雨水幹線 西原第1号, 第3号雨水幹線 中野雨水ポンプ場(一部) 	霞目	<ul style="list-style-type: none"> 第2霞目雨水幹線 荒井東雨水幹線 荒井西1号雨水幹線 	<ul style="list-style-type: none"> 霞目雨水幹線 霞目第1号雨水幹線 今泉雨水幹線 	<p>内容の適正化 (関係部局意見反映)</p>
地区	主な施設																								
	今後の整備計画	施工済(平成24年度末現在)																							
仙台港背後地	<ul style="list-style-type: none"> 西原第4号雨水幹線 西原雨水ポンプ場(一部) 中野雨水ポンプ場(一部) 	<ul style="list-style-type: none"> 福室第1号, 第3号, 第4号, 第6号雨水幹線 福室第2号雨水幹線(一部) 中野第1号, 第2号, 第5号雨水幹線 中野第3号雨水幹線(一部) 北新田雨水幹線 蒲生雨水幹線 西原第1号, 第3号雨水幹線 中野雨水ポンプ場(一部) 																							
霞目	<ul style="list-style-type: none"> 佐久間堀雨水幹線 第2霞目雨水幹線 荒井東雨水幹線 	<ul style="list-style-type: none"> 霞目雨水幹線 霞目第1号雨水幹線 今泉雨水幹線 																							
地区	主な施設																								
	今後の整備計画	施工済(平成26年度末現在)																							
仙台港背後地	<ul style="list-style-type: none"> 西原第4号雨水幹線 西原雨水ポンプ場 	<ul style="list-style-type: none"> 福室第1号, 第3号, 第4号, 第6号雨水幹線 福室第2号雨水幹線(一部) 中野第1号, 第2号, 第5号雨水幹線 中野第3号雨水幹線(一部) 北新田雨水幹線 蒲生雨水幹線 西原第1号, 第3号雨水幹線 中野雨水ポンプ場(一部) 																							
霞目	<ul style="list-style-type: none"> 第2霞目雨水幹線 荒井東雨水幹線 荒井西1号雨水幹線 	<ul style="list-style-type: none"> 霞目雨水幹線 霞目第1号雨水幹線 今泉雨水幹線 																							

		<ul style="list-style-type: none"> 荒井西雨水幹線 荒井西1号雨水幹線 荒井東雨水ポンプ場 	<ul style="list-style-type: none"> 沖野堀雨水幹線 神柵雨水幹線 荒井第1号(一部), 第2号, 第3号雨水幹線 今泉雨水ポンプ場 			<ul style="list-style-type: none"> 荒井東雨水ポンプ場 	<ul style="list-style-type: none"> 沖野堀雨水幹線 神柵雨水幹線 荒井第1号(一部), 第2号, 第3号雨水幹線 今泉雨水ポンプ場 		
	中田	<ul style="list-style-type: none"> 中田雨水幹線 	<ul style="list-style-type: none"> 九ヶ村堀第3号雨水幹線(一部) 九ヶ村堀雨水幹線 西中田雨水幹線 中田雨水幹線(一部) 鎌ヶ淵第1号雨水幹線 落合雨水ポンプ場 庄松雨水ポンプ場(一部) 			<ul style="list-style-type: none"> 鎌ヶ淵第3号雨水幹線 中田雨水幹線 	<ul style="list-style-type: none"> 九ヶ村堀第3号雨水幹線(一部) 九ヶ村堀雨水幹線 西中田雨水幹線 中田雨水幹線(一部) 鎌ヶ淵第1号雨水幹線 落合雨水ポンプ場 庄松雨水ポンプ場(一部) 		
	地区	主な施設				主な施設			
		今後の整備計画	施工済(平成24年度末現在)			今後の整備計画	施工済(平成26年度末現在)		
	愛子		<ul style="list-style-type: none"> 北原第1号雨水幹線 上原第1号, 第2号雨水幹線 遠野原第2号雨水幹線 松原雨水幹線 北原道上雨水幹線 				<ul style="list-style-type: none"> 北原第1号雨水幹線 上原第1号, 第2号雨水幹線 遠野原第2号雨水幹線 松原雨水幹線 北原道上雨水幹線 		
	長町	<ul style="list-style-type: none"> 長町第1ポンプ場(一部) 	<ul style="list-style-type: none"> 長町第1合流式雨水幹線および流入管 長町第1ポンプ場(一部) 長町第2雨水幹線 			<ul style="list-style-type: none"> 長町第1ポンプ場(一部) 	<ul style="list-style-type: none"> 長町第1合流式雨水幹線および流入管 長町第1ポンプ場(一部) 長町第2雨水幹線 		
	新田東		<ul style="list-style-type: none"> 新田東第1号, 第2号雨水幹線 新田東雨水ポンプ場 				<ul style="list-style-type: none"> 新田東第1号, 第2号雨水幹線 新田東雨水ポンプ場 		
	木町・通町		<ul style="list-style-type: none"> 広瀬川第2雨水幹線および流入管 				<ul style="list-style-type: none"> 広瀬川第2雨水幹線および流入管 		
	上杉		<ul style="list-style-type: none"> 梅田川第1合流式雨水幹線 				<ul style="list-style-type: none"> 梅田川第1合流式雨水幹線 		
	原町東部	<ul style="list-style-type: none"> 原町東部雨水幹線 鶴巻ポンプ場(増設) 	<ul style="list-style-type: none"> 七郷堀雨水幹線* 大江堀雨水幹線* 円寿堂堀雨水幹線* 鶴巻ポンプ場* 扇町雨水ポンプ場 苦竹雨水ポンプ場 苦竹雨水ポンプ場導水管 日の出町公園調整池* 日の出町公園調整池導水管(一部)* 			<ul style="list-style-type: none"> 原町東部雨水幹線 鶴巻ポンプ場 	<ul style="list-style-type: none"> 七郷堀雨水幹線* 大江堀雨水幹線* 円寿堂堀雨水幹線* 鶴巻ポンプ場* 扇町雨水ポンプ場 苦竹雨水ポンプ場 日の出町公園調整池* 日の出町公園調整池導水管(一部)* 		
	四郎丸	<ul style="list-style-type: none"> 地藏前雨水幹線 四郎丸雨水ポンプ場 				<ul style="list-style-type: none"> 地藏前雨水幹線 四郎丸雨水ポンプ場 			
	梅田川左岸	<ul style="list-style-type: none"> 福田町第3号雨水幹線 仙石排水ポンプ場 				<ul style="list-style-type: none"> 福田町第3号雨水幹線 仙石排水ポンプ場 			
	仙台駅東口	<ul style="list-style-type: none"> 榴岡雨水幹線 榴岡第2雨水調整池 	<ul style="list-style-type: none"> 榴岡第1雨水調整池 			<ul style="list-style-type: none"> 榴岡第2雨水調整池 	<ul style="list-style-type: none"> 榴岡第1雨水調整池 榴ヶ岡雨水幹線(一部) 		
	その他		<ul style="list-style-type: none"> 松森第1号雨水幹線(一部) 岩切雨水幹線(一部) 日向東雨水幹線(一部) 長町雨水幹線 大野田雨水幹線 東郡山雨水幹線 天ヶ沢第1号, 第2号, 第3号雨水幹線 				<ul style="list-style-type: none"> 松森第1号雨水幹線(一部) 岩切雨水幹線(一部) 日向東雨水幹線(一部) 長町雨水幹線 大野田雨水幹線 東郡山雨水幹線 天ヶ沢第1号, 第2号, 第3号雨水幹線 		
		<ul style="list-style-type: none"> 供用済施設のうち※印は, 10年確率降雨対応未満の施設を示す。 				<ul style="list-style-type: none"> 施行済欄の記述は, 未供用の施設を示す。 供用済施設のうち※印は, 10年確率降雨対応未満の施設を示す。 			

<p>共通編 P114</p> <p>第2部 第2章 第3節 風水害災害の予防</p>	<p>4. 雨水緊急対策事業〔建設局〕</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 住民協力による浸水被害軽減対策 現在、10年確率降雨である一時間に52ミリの大雨を想定して雨水対策施設の整備を進めているが、今なお市内各地で浸水被害が発生している状況から、浸水被害を軽減する身近な取り組みについて、市民の協力についてお願いする。</p> <p>ア 基本的な考え (略)</p> <p>イ 情報提供及び啓発活動 ホームページや市政だよりなどにより周知啓発を行う。</p>	<p>4. 雨水緊急対策事業〔建設局〕</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 住民協力による浸水被害軽減対策 現在、10年確率降雨である一時間に52ミリの大雨を想定して雨水対策施設の整備を進めているが、今なお市内各地で浸水被害が発生している状況から、浸水被害を軽減する身近な取り組みについて、市民の協力についてお願いする。</p> <p>ア 基本的な考え (略)</p> <p>イ 情報提供及び啓発活動 浸水想定区域図(内水ハザードマップ)や市政だよりなどにより周知啓発を行う。</p>	<p>内容の適正化 (関係部局意見反映)</p>												
<p>共通編 P114</p> <p>第2部 第2章 第3節 風水害災害の予防</p>	<p>5. 水防資機材の整備〔消防局〕</p> <p>集中豪雨や台風による水害被害を軽減するため、主要河川流域に21箇所、都市型水防対応として6箇所の計27箇所に水防倉庫を設置し、仙台市水防計画に基づく水防資機材を整備している。 また、浸水のおそれがある地域の水防倉庫には、救命用ボートを配備している。</p>	<p>5. 水防資器材の整備〔消防局〕</p> <p>集中豪雨や台風による水害被害を軽減するため、主要河川流域に21箇所、都市型水防対応として6箇所の計27箇所に水防倉庫を設置し、仙台市水防計画に基づく水防資器材を整備している。</p>	<p>表現修正 (関係部局意見反映)</p>												
<p>共通編 P122</p> <p>第2部 第2章 第5節 情報通信体制等の整備</p>	<p>2. 無線通信網の整備〔危機管理室、消防局、水道局、交通局、ガス局〕</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 消防救急無線の整備 災害時において迅速な情報収集伝達を行い、円滑な災害現場活動を行うため、消防救急活動に必要な最も基本的な装備である、消防救急無線(アナログ方式)の現状は次のとおりである。 また、現行の消防救急無線(アナログ方式)については、関係法令等の改正に伴い、平成28年5月末までにデジタル方式に移行することが求められており、今後はデジタル化の整備に向け、計画的に事業を推進する。 更に、現在運用している衛星基地局については、第二世代システムへの更新も見据えた運用を行う。</p> <p style="text-align: right;">平成26年4月1日現在</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #00a0e3; color: white;">平成25年度現況</th> <th style="background-color: #00a0e3; color: white;">今後の整備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>固定局 29局 携帯局 221局 基地局 30局 陸上移動局 498局 携帯基地局 2局 受信設備 68局 地球局 1局</td> <td>・消防救急デジタル無線の整備 ・衛星地球局の改修</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 航空用無線 消防防災ヘリコプターの統一した通信手段とヘリコプターの安全運航を確保するため、独立した航空用無線電話装置を整備し運用している。</p> <p style="text-align: right;">平成26年4月1日現在</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #00a0e3; color: white;">平成26年度現況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="background-color: #00a0e3; color: white;"> </td> </tr> </tbody> </table>	平成25年度現況	今後の整備	固定局 29局 携帯局 221局 基地局 30局 陸上移動局 498局 携帯基地局 2局 受信設備 68局 地球局 1局	・消防救急デジタル無線の整備 ・衛星地球局の改修	平成26年度現況		<p>2. 無線通信網の整備〔危機管理室、消防局、水道局、交通局、ガス局〕</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 消防救急無線の整備 災害時において迅速な情報収集とそれに基づく情報伝達を行う消防救急無線は消防隊にとって最も基本的な装備である。 関係法令等の改正に伴い、アナログ方式からデジタル方式に移行することが規定されたことから、本市においてもデジタル方式の消防救急無線の整備を行っており、平成27年度末から本格的な運用を開始したところである。(現況については下表のとおり。) また、現在運用している衛星基地局についても、次世代システムへの更新事務を進めることとしている。</p> <p style="text-align: right;">平成28年4月1日現在</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #00a0e3; color: white;">平成25年度現況</th> <th style="background-color: #00a0e3; color: white;">今後の整備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>固定局 6局 基地局 6局 陸上移動局 398局 携帯基地局 1局 地球局 1局</td> <td>・衛星地球局の改修</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 航空用無線 消防防災ヘリコプターの統一した通信手段とヘリコプターの安全運航を確保するため、独立した航空用無線電話装置を整備し運用している。</p> <p style="text-align: right;">平成27年4月1日現在</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #00a0e3; color: white;">平成26年度現況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="background-color: #00a0e3; color: white;"> </td> </tr> </tbody> </table>	平成25年度現況	今後の整備	固定局 6局 基地局 6局 陸上移動局 398局 携帯基地局 1局 地球局 1局	・衛星地球局の改修	平成26年度現況		<p>内容の適正化 (関係部局意見反映)</p> <p>内容の適正化 (関係部局意見反映)</p>
平成25年度現況	今後の整備														
固定局 29局 携帯局 221局 基地局 30局 陸上移動局 498局 携帯基地局 2局 受信設備 68局 地球局 1局	・消防救急デジタル無線の整備 ・衛星地球局の改修														
平成26年度現況															
平成25年度現況	今後の整備														
固定局 6局 基地局 6局 陸上移動局 398局 携帯基地局 1局 地球局 1局	・衛星地球局の改修														
平成26年度現況															

	航空機局（ヘリコプター）		2局		航空機局（ヘリコプター）		2局	
	航空局（ヘリコプターと交信するための無線）	固定型	1局		航空局（ヘリコプターと交信するための無線）	固定型	1局	
		携帯型	5局			携帯型	5局	
<p>共通編 P122-123</p> <p>第2部 第2章 第5節 情報通信 体制等の 整備</p>	<p>2. 無線通信網の整備 【危機管理室、消防局、水道局、交通局、ガス局】</p> <p>(4) 業務用無線</p> <p>ア 水道局 業務用無線設備及び携帯電話は、通常業務の連絡手段としての使用に加え、災害時には情報収集及び伝達の手段として活用するものであり、設備の現況は、無線設備が基地局 15 局、携帯用 56 局、車載用 124 局で、携帯携帯電話が 61 台、衛星携帯電話が 18 台である。 (資料 4-3「仙台市水道局業務用無線系統図」参照)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 交通局高速電車部 次の無線設備は、主に日常業務の通信手段として使用するほか、災害発生時には情報収集伝達の手段として活用するものである (略)</p> <p>エ ガス局 業務用無線設備は、主に保守作業時の通信手段として活用するほか、災害発生時における情報収集伝達の手段としても活用するものであり、無線設備の現況は基地局 1 局、携帯用 21 台、車載用 86 台である。 (資料 4-5「仙台市ガス局無線系統図」参照)</p>			<p>2. 無線通信網の整備 【危機管理室、消防局、水道局、交通局、ガス局】</p> <p>(4) 業務用無線</p> <p>ア 水道局 業務用無線設備及び携帯電話は、通常業務の連絡手段としての使用に加え、災害時には情報収集及び伝達の手段として活用するものであり、設備の現況は、無線設備が基地局 15 局、携帯用 56 局、車載用 125 局で、携帯電話が 59 台、衛星携帯電話が 18 台である。 (資料 4-3「仙台市水道局業務用無線系統図」参照)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 交通局鉄道管理部・鉄道技術部 次の無線設備は、主に日常業務の通信手段として使用するほか、災害発生時には情報収集伝達の手段として活用するものである。 (略)</p> <p>エ ガス局 業務用無線設備は、主に保守作業時の通信手段として活用するほか、災害発生時における情報収集伝達の手段としても活用するものであり、無線設備の現況は基地局 1 局、携帯用 24 台、車載用 68 台である。 (資料 4-5「仙台市ガス局無線系統図」参照)</p>			<p>内容の適正化 (関係部局意見 反映)</p> <p>内容の適正化 (関係部局意見 反映)</p> <p>内容の適正化 (関係部局意見 反映)</p>	
<p>共通編 P124</p> <p>第2部 第2章 第5節 情報通信 体制等の 整備</p>	<p>6. 関係機関との協力体制の確保 【危機管理室】</p> <p>(1) 電気通信事業者 災害時に優先的に取り扱われる非常通話及び緊急通話について、通信方法及び手段等を電気通信事業者と具体的に調整しておく。</p> <p>(2) 非常通信協議会 災害時の非常無線通信に関し、手続方法、通信方法等について、非常通信協議会を通じて無線局の設置者と具体的に調整しておく。 ※ 非常通信協議会は、総務省が中心となり、国、地方公共団体、電気通信事業者等の防災関係機関で構成する協議機関で、非常通信の円滑な運用を図るため、非常通信ルートの作成等、非常時の情報通信体制を整備するとともに、非常時には通信計画の作成その他の必要な措置をとる。</p> <p>(3) 民間団体 民間の無線従事者からの情報提供や非常時の多ルート通信網構築に備えて、市内のアマチュア無線愛好団体、タクシー無線取扱事業者、MCA 無線の利用者等の把握に努めるとともに、災害時の協力について協定等の締結を推進する。 (資料 7-1「災害時における応援協力に関する協定等一覧」参照)</p>			<p>6. 関係機関との協力体制の確保 【危機管理室】</p> <p>(1) 非常通信協議会 災害時の非常無線通信に関し、手続方法、通信方法等について、非常通信協議会を通じて無線局の設置者と具体的に調整しておく。 ※ 非常通信協議会は、総務省が中心となり、国、地方公共団体、電気通信事業者等の防災関係機関で構成する協議機関で、非常通信の円滑な運用を図るため、非常通信ルートの作成等、非常時の情報通信体制を整備するとともに、非常時には通信計画の作成その他の必要な措置をとる。</p> <p>(2) 民間団体 民間の無線従事者からの情報提供や非常時の多ルート通信網構築に備えて、市内のアマチュア無線愛好団体、タクシー無線取扱事業者、MCA 無線の利用者等の把握に努めるとともに、災害時の協力について協定等の締結を推進する。 (資料 7-1「災害時における応援協力に関する協定等一覧」参照)</p>			<p>内容の適正化 ※非常通話・緊急通話のサービス終了</p>	
<p>共通編 P125-127</p> <p>第2部 第2章 第6節 救急救護 体制の整</p>	<p>1. 救急救助体制の整備 【消防局】</p> <p>(1) ～ (5) (略)</p> <p>(5) 医療機関との連絡体制の強化 負傷者収容の可否や救急救命士の特定行為実施に必要な医師の指示を得られるよう医療機関との連絡体制の強化を図る。</p> <p>(6) ～ (9) (略)</p>			<p>1. 救急救助体制の整備 【消防局】</p> <p>(1) ～ (5) (略)</p> <p>(5) 医療機関との連絡体制の強化 負傷者受け入れの可否や救急救命士の特定行為実施に必要な医師の指示を得られるよう医療機関との連絡体制の強化を図る。</p> <p>(6) ～ (9) (略)</p>			<p>防災基本計画の 修正の反映</p>	

備	<p>2. 医療救護体制の整備〔健康福祉局〕</p> <p>(1) 災害時医療連絡調整本部 (略)</p> <p>(2) 救護所の整備 災害時に多数の負傷者に対する応急措置、軽傷者の手当て、トリアージ等の医療救護を行うため下記により救護所を設置する。 今後は、救護所の速やかな開設、人員や医薬品等の確保を図るとともに、救急告示医療機関その他収容能力のある医療機関や関係団体との協力体制の整備を図る。</p> <p>ア 応急救護所 区役所及び総合支所に設置する。</p> <p>イ 避難所内救護所 あらかじめ指定され、資機材の整備を行っている避難所に設置する。また、必要に応じ多数の被災者を収容している避難所にも設置する。</p>	<p>2. 医療救護体制の整備〔健康福祉局〕</p> <p>(1) 災害時医療連絡調整本部 (略)</p> <p>(2) 救護所の整備 災害時に多数の負傷者に対する応急措置、軽傷者の手当て、トリアージ等の医療救護を行うため下記により救護所を設置する。 今後は、救護所の速やかな開設、人員や医薬品等の確保を図るとともに、救急告示医療機関その他収容能力のある医療機関や関係団体との協力体制の整備を図る。</p> <p>ア 応急救護所 区役所及び総合支所に設置する。</p> <p>イ 避難所内救護所 あらかじめ指定され、資機材の整備を行っている避難所に設置する。また、必要に応じ多数の被災者を受け入れている避難所にも設置する。</p>	防災基本計画の修正の反映																												
<p>共通編 P128</p> <p>第2部 第2章 第7節 消防体制の整備</p>	<p>1. 消防施設の整備</p> <p>(1) 消防署所等の整備 消防署所数は、平成26年4月1日現在消防署6か所、消防分署3か所、消防出張所17か所、救急ステーション1か所である。 (略)</p> <p>(2) 航空消防体制の整備 (略) また、災害時におけるヘリコプターの活動拠点を確保するための飛行場外離着陸場（臨時離着陸場）適地調査を毎年実施し、平成26年11月1日現在、46か所（常設訓練場を含む）を指定している。</p>	<p>1. 消防施設の整備</p> <p>(1) 消防署所等の整備 消防署所数は、平成27年4月1日現在消防署6か所、消防分署3か所、消防出張所17か所、救急ステーション1か所である。 (略)</p> <p>(2) 航空消防体制の整備 (略) また、災害時におけるヘリコプターの活動拠点を確保するための飛行場外離着陸場（臨時離着陸場）適地調査を毎年実施し、平成27年11月1日現在、45か所（常設訓練場を含む）を指定している。</p>	<p>内容の適正化 (関係部局意見反映)</p> <p>内容の適正化 (関係部局意見反映)</p>																												
<p>共通編 P128</p> <p>第2部 第2章 第7節 消防体制の整備</p>	<p>2. 消防装備の整備</p> <p>(1) 消防車両等の整備 災害の発生態様が複雑多様化する中で、災害に適切に対応していくためには、災害形態に応じて消防車両を整備する必要がある。クラスA泡消火薬剤の混合装置やCAFS装置（圧縮空気泡消火装置）を装備した消防ポンプ自動車を導入するなど、消防署所の整備、消防車両の更新等と合わせた消防車両の整備を推進する。</p> <p style="text-align: center;"><消防車両等></p> <p style="text-align: right;">平成26年4月1日現在</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>え ポンプ自動車</th> <th>水槽付消 防 ポンプ自動車</th> <th>はしご付 消防自動 車</th> <th>化学消防 ポンプ自動車</th> <th>救助工作 車</th> <th>救急 車</th> <th>消 防 ヘリコプタ ー</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>19台</td> <td>26台</td> <td>6台</td> <td>6台</td> <td>9台</td> <td>31台</td> <td>2機</td> </tr> </tbody> </table>	え ポンプ自動車	水槽付消 防 ポンプ自動車	はしご付 消防自動 車	化学消防 ポンプ自動車	救助工作 車	救急 車	消 防 ヘリコプタ ー	19台	26台	6台	6台	9台	31台	2機	<p>2. 消防装備の整備</p> <p>(1) 消防車両等の整備 災害の発生態様が複雑多様化する中で、災害に適切に対応していくためには、災害形態に応じて消防車両を整備する必要がある。クラスA泡消火薬剤の混合装置やCAFS装置（圧縮空気泡消火装置）を装備した消防ポンプ自動車を導入するなど、消防署所の整備、消防車両の更新等と合わせた消防車両の整備を推進する。</p> <p style="text-align: center;"><消防車両等></p> <p style="text-align: right;">平成27年4月1日現在</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>消 防 ポンプ自動車</th> <th>水槽付消 防 ポンプ自動車</th> <th>はしご付 消防自動 車</th> <th>化学消防 ポンプ自動車</th> <th>救助工作 車</th> <th>救急 車</th> <th>消 防 ヘリコプタ ー</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>19台</td> <td>28台</td> <td>6台</td> <td>6台</td> <td>9台</td> <td>32台</td> <td>2機</td> </tr> </tbody> </table>	消 防 ポンプ自動車	水槽付消 防 ポンプ自動車	はしご付 消防自動 車	化学消防 ポンプ自動車	救助工作 車	救急 車	消 防 ヘリコプタ ー	19台	28台	6台	6台	9台	32台	2機	<p>内容の適正化 (関係部局意見反映)</p>
え ポンプ自動車	水槽付消 防 ポンプ自動車	はしご付 消防自動 車	化学消防 ポンプ自動車	救助工作 車	救急 車	消 防 ヘリコプタ ー																									
19台	26台	6台	6台	9台	31台	2機																									
消 防 ポンプ自動車	水槽付消 防 ポンプ自動車	はしご付 消防自動 車	化学消防 ポンプ自動車	救助工作 車	救急 車	消 防 ヘリコプタ ー																									
19台	28台	6台	6台	9台	32台	2機																									
<p>共通編 P129</p> <p>第2部 第2章</p>	<p>3. 消防団</p> <p>(1) 消防団の現況 消防団は、「地域密着性」「要員動員力」「即時対応力」という特性を有しており、地域防災の中核としての役割を果たすことが期待されている。</p>	<p>3. 消防団</p> <p>(1) 消防団の現況 消防団は、「地域密着性」「要員動員力」「即時対応力」という特性を有しており、地域防災の中核としての役割を果たすことが期待されている。</p>																													

第7節 消防体制 の整備	<p style="text-align: center;"><消防団の現況></p> <p style="text-align: right;">平成25年4月1日現在</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">現員</th> <th style="width: 10%;">定員</th> <th style="width: 10%;">団員数</th> <th style="width: 10%;">充足率</th> <th style="width: 10%;">機械器具 置場</th> <th style="width: 10%;">消 防 ポンプ車</th> <th style="width: 10%;">小型動力 ポンプ付積載 車</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7団56分 団</td> <td>2,430名</td> <td>2,134名</td> <td>87.8%</td> <td>115か所</td> <td>3台</td> <td>120台</td> </tr> </tbody> </table>	現員	定員	団員数	充足率	機械器具 置場	消 防 ポンプ車	小型動力 ポンプ付積載 車	7団56分 団	2,430名	2,134名	87.8%	115か所	3台	120台	<p style="text-align: center;"><消防団の現況></p> <p style="text-align: right;">平成27年4月1日現在</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">現員</th> <th style="width: 10%;">定員</th> <th style="width: 10%;">団員数</th> <th style="width: 10%;">充足率</th> <th style="width: 10%;">機械器具 置場</th> <th style="width: 10%;">消 防 ポンプ車</th> <th style="width: 10%;">小型動力 ポンプ付積載 車</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7団56分 団</td> <td>2,430名</td> <td>2,081名</td> <td>85.6%</td> <td>116か所</td> <td>2台</td> <td>118台</td> </tr> </tbody> </table>	現員	定員	団員数	充足率	機械器具 置場	消 防 ポンプ車	小型動力 ポンプ付積載 車	7団56分 団	2,430名	2,081名	85.6%	116か所	2台	118台	内容の適正化 (関係部局意見 反映)
現員	定員	団員数	充足率	機械器具 置場	消 防 ポンプ車	小型動力 ポンプ付積載 車																									
7団56分 団	2,430名	2,134名	87.8%	115か所	3台	120台																									
現員	定員	団員数	充足率	機械器具 置場	消 防 ポンプ車	小型動力 ポンプ付積載 車																									
7団56分 団	2,430名	2,081名	85.6%	116か所	2台	118台																									
共通編 P130 第2部 第2章 第7節 消防体制 の整備	<p>5. 消防活動強化区域</p> <p>(1) 現況 消防活動の対策を強化する必要がある次の地域を、消防活動強化区域として指定している。</p> <p style="text-align: center;"><消防活動強化区域の現況></p> <p style="text-align: right;">平成25年4月1日現在</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区</th> <th style="width: 90%;">区 域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>青 葉 区</td> <td>北山一丁目(1番~19番を除く)、青葉町(1番~12番、14番、15番を除く)</td> </tr> </tbody> </table>	区	区 域	青 葉 区	北山一丁目(1番~19番を除く)、青葉町(1番~12番、14番、15番を除く)	<p>5. 消防活動強化区域</p> <p>(1) 現況 消防活動の対策を強化する必要がある次の地域を、消防活動強化区域として指定している。</p> <p style="text-align: center;"><消防活動強化区域の現況></p> <p style="text-align: right;">平成27年4月1日現在</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区</th> <th style="width: 90%;">区 域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>青 葉 区</td> <td>北山一丁目(1番~19番を除く)、青葉町(1番~12番、14番、15番を除く)</td> </tr> </tbody> </table>	区	区 域	青 葉 区	北山一丁目(1番~19番を除く)、青葉町(1番~12番、14番、15番を除く)	内容の適正化 (関係部局意見 反映)																				
区	区 域																														
青 葉 区	北山一丁目(1番~19番を除く)、青葉町(1番~12番、14番、15番を除く)																														
区	区 域																														
青 葉 区	北山一丁目(1番~19番を除く)、青葉町(1番~12番、14番、15番を除く)																														
共通編 P135 第2部 第2章 第8節 自主防災 体制の整備	<p>8. 市職員の参加 [各局区]</p> <p>市職員は、地域住民の一員としての自覚を持ち、防災コミュニティの組織づくり、育成、活動の支援に努める。</p> <p>また、避難所運営に際して市が指定する避難所担当職員は、担当避難所の運営主体の一員として、地域団体等と共に、地域の防災力の向上のため、地域版避難所運営マニュアルの作成やそれに基づく訓練などを行う。</p>	<p>8. 市職員の参加 [各局区]</p> <p>市職員は、地域住民の一員としての自覚を持ち、防災コミュニティの組織づくり、育成、活動の支援に努める。</p> <p>また、避難所運営に際して市が指定する避難所担当職員は、担当避難所の運営主体の一員として、地域団体等と共に、避難所運営に関する協議を通じて、地域版避難所運営マニュアルの策定・定期的な見直しを促すとともに、地域が企画する防災訓練に積極的に参加し、地域団体や施設管理者との連携強化に努める。</p>	表現修正 (関係部局意見 反映)																												
共通編 P138 第2部 第2章 第10節 避難所運 営体制の 整備	<p>1. 避難所開錠体制の確保 [危機管理室、市民局、教育局、各局区]</p> <p>災害時に避難所の開設を迅速に行う体制の構築に向け、施設の鍵については、地域団体、市、施設の事前協議により、施設管理者のほか複数の地域住民や区役所等複数による保管を推進するとともに、特に夜間・休日等における避難所の開錠、避難者の収容等について、役割や手順を定めておくものとする。</p> <p>沿岸部において避難所となっている学校については、夜間・休日の津波対策として、昇降口等の鍵の管理者を地域住民から選定し、常に保管してもらい、津波警報等が発表された場合に、校舎の開錠を行うこととしている。</p>	<p>1. 避難所開錠体制の確保 [危機管理室、市民局、教育局、各局区]</p> <p>災害時に避難所の開設を迅速に行う体制の構築に向け、施設の鍵については、地域団体、市、施設の事前協議により、施設管理者のほか複数の地域住民や区役所等複数による保管を推進するとともに、特に夜間・休日等における避難所の開錠、避難者の受け入れ等について、役割や手順を定めておくものとする。</p> <p>沿岸部において避難所となっている学校については、夜間・休日の津波対策として、昇降口等の鍵の管理者を地域住民から選定し、常に保管してもらい、津波警報等が発表された場合に、校舎の開錠を行うこととしている。</p>	防災基本計画の 反映の修正																												
共通編 P138 第2部 第2章 第10節 避難所運 営体制の 整備	<p>2. 避難所運営体制の整備 [危機管理室、市民局、都市整備局、教育局、各局区]</p> <p>(2) 避難所運営の基本方針</p> <p>ア 避難所は、連合町内会等の地域団体及び避難者、市から派遣する避難所担当職員、避難所の施設管理者・職員がそれぞれの役割を果たし、協働し運営する。</p> <p>イ 災害の状況等により、特に大規模地震の発災初期段階においては、市職員の避難所への参集の遅れなども想定されることから、地域団体が主体的に避難所運営に関わることができるよう努めるものとする。</p>	<p>2. 避難所運営体制の整備 [危機管理室、市民局、都市整備局、教育局、各局区]</p> <p>(2) 避難所運営の基本方針</p> <p>ア 避難所は、連合町内会等の地域団体及び避難者、市から派遣する避難所担当職員、避難所の施設管理者・職員がそれぞれの役割を果たし、協働し運営する。</p> <p>イ 災害の状況等により、特に大規模地震の発災初期段階においては、市職員の避難所への参集の遅れなども想定されることから、地域団体が避難所運営に関わることができるよう努めるものとする。</p>	平成27年9月の 大雨を踏まえた 避難所開設方針 の反映																												
共通編 P139-140	<p>3. 避難所運営の連携強化 [危機管理室、市民局、各局区]</p> <p>(1) (略)</p>	<p>3. 避難所運営の連携強化 [危機管理室、市民局、各局区]</p> <p>(1) (略)</p>																													

<p>第2部 第2章 第10節 避難所運営体制の整備</p>	<p>(2) 避難所運営に関する事前協議 <u>避難所の円滑な運営のため、市は、平常時から避難所運営に携わる関係者の顔の見える関係を構築するとともに、各地域における運営方針について事前に協議する場の設置を推進する。</u> <u>また、事前協議の結果に基づき、各地域での地域版避難所運営マニュアルの作成を促進し、地域の実情に合ったマニュアルの運用を推進する。</u></p>	<p>(2) 避難所運営マニュアルの管理 <u>避難所運営に関する協議を通じて、地域版避難所運営マニュアルの策定・定期的な見直しを促す。</u></p>	<p>表現修正 (関係部局意見反映)</p>
<p>共通編 P145 第2部 第2章 第12節 物資・資器材等確保体制の充実</p>	<p>2. 公的備蓄の推進 【危機管理室、市民局、健康福祉局、環境局、教育局】 災害発生直後から必要となり、市民の安全に欠くことができない物資については、一定量を公的備蓄により確保することとし、計画的な整備を行う。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>〔備蓄場所の考え方〕</p> <p>① 拠点備蓄</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主に避難者等のニーズに応じ、配送場所や数量が決定される物資等を備蓄する。 ・ 地区の拠点施設（区役所、総合支所等）へ備蓄する。 <p>② 分散備蓄</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主に災害発生直後から大量に必要となり迅速な対応が必要となる物資、及び避難所運営において必要となる資機材等を備蓄する。 ・ 避難者を<u>収容する施設</u>（市立小中高等学校、市民センター、コミュニティ・センター）へ備蓄する。 ＊ 市立小中高等学校の備蓄スペースは、余裕教室等の活用を原則とし、これが確保できない場合は備蓄倉庫を整備する。 <p style="text-align: right;">（資料6-14「仙台市災害救助物資管理要綱」参照）</p> </div>	<p>2. 公的備蓄の推進 【危機管理室、市民局、健康福祉局、環境局、教育局】 災害発生直後から必要となり、市民の安全に欠くことができない物資については、一定量を公的備蓄により確保することとし、計画的な整備を行う。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>〔備蓄場所の考え方〕</p> <p>① 拠点備蓄</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主に避難者等のニーズに応じ、配送場所や数量が決定される物資等を備蓄する。 ・ 地区の拠点施設（区役所、総合支所等）へ備蓄する。 <p>② 分散備蓄</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主に災害発生直後から大量に必要となり迅速な対応が必要となる物資、及び避難所運営において必要となる資機材等を備蓄する。 ・ 避難者を<u>受け入れる施設</u>（市立小中高等学校、市民センター、コミュニティ・センター）へ備蓄する。 ＊ 市立小中高等学校の備蓄スペースは、余裕教室等の活用を原則とし、これが確保できない場合は備蓄倉庫を整備する。 <p style="text-align: right;">（資料6-14「仙台市災害救助物資管理要綱」参照）</p> </div>	<p>防災基本計画の修正の反映</p>

<p>共通編 P146</p> <p>第2部 第2章 第12節 物資・資器材等確保体制の充実</p>	<p>2. 公的備蓄の推進 【危機管理室、市民局、健康福祉局、環境局、教育局】</p> <p>災害発生直後から必要となり、市民の安全に欠くことができない物資については、一定量を公的備蓄により確保することとし、計画的な整備を行う。</p> <p>(略)</p> <p>(1) 食料、粉ミルク、飲料水の備蓄</p> <p style="text-align: right;">平成 26 年 11 月 1 日現在</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>品 目</th> <th>備 蓄 量</th> <th>備 蓄 場 所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>調理不要食</td> <td>57,000 食</td> <td>区役所、総合支所等 市立小中高等学校</td> </tr> <tr> <td>クラッカー類</td> <td>212,830 食</td> <td rowspan="3">区役所、総合支所等 市立小中高等学校 市民センター コミュニティ・センター</td> </tr> <tr> <td>アルファ米</td> <td>370,500 食</td> </tr> <tr> <td>アルファ粥</td> <td>17,300 食</td> </tr> <tr> <td>飲料水</td> <td>203,170 ℓ</td> <td rowspan="3">区役所、総合支所</td> </tr> <tr> <td>粉ミルク</td> <td>307,040 g</td> </tr> <tr> <td>哺乳瓶</td> <td>1,500 本</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 生活物資等の備蓄</p> <p style="text-align: right;">平成 26 年 11 月 1 日現在</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>品 目</th> <th>備 蓄 量</th> <th>備 蓄 場 所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>情報収集用テレビ</td> <td>194 台</td> <td>市立小中高等学校</td> </tr> <tr> <td>テント式 プライベートルーム</td> <td>388 基</td> <td>市立小中高等学校</td> </tr> <tr> <td>毛 布</td> <td>60,000 枚</td> <td>市立小中高等学校 コミュニティ防災センター等</td> </tr> <tr> <td>大型扇風機</td> <td>776 台</td> <td>市立小中高等学校</td> </tr> <tr> <td>L P G 発 電 機</td> <td>582 台</td> <td>市立小中高等学校</td> </tr> <tr> <td>L E D 投 光 器</td> <td>970 台</td> <td>市立小中高等学校</td> </tr> <tr> <td>災害用簡易組立トイレ</td> <td>754 基 (うち洋式 379 基)</td> <td>市立小中高等学校</td> </tr> <tr> <td>災害用携帯型簡易トイレ</td> <td>約 130,000 枚</td> <td>市立小中高等学校 環境事業所</td> </tr> <tr> <td>浄 水 機</td> <td>7 基</td> <td>区役所、総合支所</td> </tr> <tr> <td>石 油 ス ト ー プ</td> <td>164 台</td> <td>市民センター コミュニティ・センター</td> </tr> </tbody> </table> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>[備蓄目標量の考え方]</p> <p>①災害用組立仮設トイレ等 指定避難所（市立小中高等学校）を対象に、1校当たり災害用簡易組立トイレを5基（和式2基・洋式3基）、災害用携帯型簡易トイレを300枚整備する。 (略)</p> </div>	品 目	備 蓄 量	備 蓄 場 所	調理不要食	57,000 食	区役所、総合支所等 市立小中高等学校	クラッカー類	212,830 食	区役所、総合支所等 市立小中高等学校 市民センター コミュニティ・センター	アルファ米	370,500 食	アルファ粥	17,300 食	飲料水	203,170 ℓ	区役所、総合支所	粉ミルク	307,040 g	哺乳瓶	1,500 本	品 目	備 蓄 量	備 蓄 場 所	情報収集用テレビ	194 台	市立小中高等学校	テント式 プライベートルーム	388 基	市立小中高等学校	毛 布	60,000 枚	市立小中高等学校 コミュニティ防災センター等	大型扇風機	776 台	市立小中高等学校	L P G 発 電 機	582 台	市立小中高等学校	L E D 投 光 器	970 台	市立小中高等学校	災害用簡易組立トイレ	754 基 (うち洋式 379 基)	市立小中高等学校	災害用携帯型簡易トイレ	約 130,000 枚	市立小中高等学校 環境事業所	浄 水 機	7 基	区役所、総合支所	石 油 ス ト ー プ	164 台	市民センター コミュニティ・センター	<p>2. 公的備蓄の推進 【危機管理室、市民局、健康福祉局、環境局、教育局】</p> <p>災害発生直後から必要となり、市民の安全に欠くことができない物資については、一定量を公的備蓄により確保することとし、計画的な整備を行う。</p> <p>(略)</p> <p>(1) 食料、粉ミルク、飲料水の備蓄</p> <p style="text-align: right;">平成 27 年 11 月 1 日現在</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>品 目</th> <th>備 蓄 量</th> <th>備 蓄 場 所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>調理不要食</td> <td>111,480 食</td> <td>区役所、総合支所等 市立小中高等学校</td> </tr> <tr> <td>クラッカー類</td> <td>214,570 食</td> <td rowspan="3">区役所、総合支所等 市立小中高等学校 市民センター コミュニティ・センター</td> </tr> <tr> <td>アルファ米</td> <td>414,550 食</td> </tr> <tr> <td>アルファ粥</td> <td>21,250 食</td> </tr> <tr> <td>飲料水</td> <td>236,658 ℓ</td> <td rowspan="3">区役所、総合支所</td> </tr> <tr> <td>粉ミルク</td> <td>305,600 g</td> </tr> <tr> <td>哺乳瓶</td> <td>1,500 本</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 生活物資等の備蓄</p> <p style="text-align: right;">平成 27 年 11 月 1 日現在</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>品 目</th> <th>備 蓄 量</th> <th>備 蓄 場 所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>情報収集用テレビ</td> <td>194 台</td> <td>市立小中高等学校等</td> </tr> <tr> <td>テント式 プライベートルーム</td> <td>388 基</td> <td>市立小中高等学校</td> </tr> <tr> <td>毛 布</td> <td>60,000 枚</td> <td>市立小中高等学校 コミュニティ防災センター等</td> </tr> <tr> <td>大型扇風機</td> <td>780 台</td> <td>市立小中高等学校等</td> </tr> <tr> <td>L P G 発 電 機</td> <td>720 台</td> <td>市立小中高等学校 市民センター コミュニティ・センター等</td> </tr> <tr> <td>L E D 投 光 器</td> <td>1,117 台</td> <td>市立小中高等学校 市民センター コミュニティ・センター等</td> </tr> <tr> <td>災害用簡易組立トイレ</td> <td>858 基 (うち洋式 479 基)</td> <td>市立小中高等学校等</td> </tr> <tr> <td>災害用携帯型簡易トイレ</td> <td>約 130,000 枚</td> <td>市立小中高等学校等 環境事業所</td> </tr> <tr> <td>浄 水 機</td> <td>7 基</td> <td>区役所、総合支所</td> </tr> <tr> <td>石 油 ス ト ー プ</td> <td>164 台</td> <td>市民センター コミュニティ・センター</td> </tr> </tbody> </table> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>[備蓄目標量の考え方]</p> <p>①災害用組立仮設トイレ等 指定避難所（市立小中高等学校等）を対象に、1校当たり災害用簡易組立トイレを5基（和式2基・洋式3基）、災害用携帯型簡易トイレを300枚整備する。 (略)</p> </div>	品 目	備 蓄 量	備 蓄 場 所	調理不要食	111,480 食	区役所、総合支所等 市立小中高等学校	クラッカー類	214,570 食	区役所、総合支所等 市立小中高等学校 市民センター コミュニティ・センター	アルファ米	414,550 食	アルファ粥	21,250 食	飲料水	236,658 ℓ	区役所、総合支所	粉ミルク	305,600 g	哺乳瓶	1,500 本	品 目	備 蓄 量	備 蓄 場 所	情報収集用テレビ	194 台	市立小中高等学校等	テント式 プライベートルーム	388 基	市立小中高等学校	毛 布	60,000 枚	市立小中高等学校 コミュニティ防災センター等	大型扇風機	780 台	市立小中高等学校等	L P G 発 電 機	720 台	市立小中高等学校 市民センター コミュニティ・センター等	L E D 投 光 器	1,117 台	市立小中高等学校 市民センター コミュニティ・センター等	災害用簡易組立トイレ	858 基 (うち洋式 479 基)	市立小中高等学校等	災害用携帯型簡易トイレ	約 130,000 枚	市立小中高等学校等 環境事業所	浄 水 機	7 基	区役所、総合支所	石 油 ス ト ー プ	164 台	市民センター コミュニティ・センター	<p>内容の適正化 (関係部局意見反映)</p> <p>内容の適正化 (関係部局意見反映)</p>
品 目	備 蓄 量	備 蓄 場 所																																																																																																											
調理不要食	57,000 食	区役所、総合支所等 市立小中高等学校																																																																																																											
クラッカー類	212,830 食	区役所、総合支所等 市立小中高等学校 市民センター コミュニティ・センター																																																																																																											
アルファ米	370,500 食																																																																																																												
アルファ粥	17,300 食																																																																																																												
飲料水	203,170 ℓ	区役所、総合支所																																																																																																											
粉ミルク	307,040 g																																																																																																												
哺乳瓶	1,500 本																																																																																																												
品 目	備 蓄 量	備 蓄 場 所																																																																																																											
情報収集用テレビ	194 台	市立小中高等学校																																																																																																											
テント式 プライベートルーム	388 基	市立小中高等学校																																																																																																											
毛 布	60,000 枚	市立小中高等学校 コミュニティ防災センター等																																																																																																											
大型扇風機	776 台	市立小中高等学校																																																																																																											
L P G 発 電 機	582 台	市立小中高等学校																																																																																																											
L E D 投 光 器	970 台	市立小中高等学校																																																																																																											
災害用簡易組立トイレ	754 基 (うち洋式 379 基)	市立小中高等学校																																																																																																											
災害用携帯型簡易トイレ	約 130,000 枚	市立小中高等学校 環境事業所																																																																																																											
浄 水 機	7 基	区役所、総合支所																																																																																																											
石 油 ス ト ー プ	164 台	市民センター コミュニティ・センター																																																																																																											
品 目	備 蓄 量	備 蓄 場 所																																																																																																											
調理不要食	111,480 食	区役所、総合支所等 市立小中高等学校																																																																																																											
クラッカー類	214,570 食	区役所、総合支所等 市立小中高等学校 市民センター コミュニティ・センター																																																																																																											
アルファ米	414,550 食																																																																																																												
アルファ粥	21,250 食																																																																																																												
飲料水	236,658 ℓ	区役所、総合支所																																																																																																											
粉ミルク	305,600 g																																																																																																												
哺乳瓶	1,500 本																																																																																																												
品 目	備 蓄 量	備 蓄 場 所																																																																																																											
情報収集用テレビ	194 台	市立小中高等学校等																																																																																																											
テント式 プライベートルーム	388 基	市立小中高等学校																																																																																																											
毛 布	60,000 枚	市立小中高等学校 コミュニティ防災センター等																																																																																																											
大型扇風機	780 台	市立小中高等学校等																																																																																																											
L P G 発 電 機	720 台	市立小中高等学校 市民センター コミュニティ・センター等																																																																																																											
L E D 投 光 器	1,117 台	市立小中高等学校 市民センター コミュニティ・センター等																																																																																																											
災害用簡易組立トイレ	858 基 (うち洋式 479 基)	市立小中高等学校等																																																																																																											
災害用携帯型簡易トイレ	約 130,000 枚	市立小中高等学校等 環境事業所																																																																																																											
浄 水 機	7 基	区役所、総合支所																																																																																																											
石 油 ス ト ー プ	164 台	市民センター コミュニティ・センター																																																																																																											
<p>共通編</p>	<p>6. 井戸水の活用 【環境局】</p>	<p>6. 井戸水の活用 【環境局】</p>																																																																																																											

<p>P148</p> <p>第2部 第2章 第12節 物資・資器材等確保体制の充実</p>	<p>災害時においては、洗濯、清掃及びトイレ用水等の生活水の確保も重要である。災害時における地域の生活水の確保並びに井戸を核とした災害時にも有効に機能するコミュニティの醸成という観点から、現に使用されている井戸を「災害応急用井戸」として募集し、登録された井戸の位置情報を公開し地域での活用を進めている。</p> <p style="text-align: center;"><災害応急用井戸登録数></p> <p style="text-align: right;">平成 26 年 10 月 15 日現在</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #00a0e3; color: white;"></th> <th style="background-color: #00a0e3; color: white;">青葉区</th> <th style="background-color: #00a0e3; color: white;">宮城野区</th> <th style="background-color: #00a0e3; color: white;">若林区</th> <th style="background-color: #00a0e3; color: white;">太白区</th> <th style="background-color: #00a0e3; color: white;">泉区</th> <th style="background-color: #00a0e3; color: white;">合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="background-color: #00a0e3; color: white;">登録井戸数</td> <td style="text-align: center;">100</td> <td style="text-align: center;">44</td> <td style="text-align: center;">49</td> <td style="text-align: center;">35</td> <td style="text-align: center;">23</td> <td style="text-align: center;">251</td> </tr> </tbody> </table>		青葉区	宮城野区	若林区	太白区	泉区	合計	登録井戸数	100	44	49	35	23	251	<p>災害時においては、洗濯、清掃及びトイレ用水等の生活水の確保も重要である。災害時における地域の生活水の確保及び井戸を核とした災害時にも有効に機能するコミュニティの醸成という観点から、現に使用されている井戸を「災害応急用井戸」として募集し、登録された井戸の位置情報を公開し地域での活用を進めている。</p> <p style="text-align: center;"><災害応急用井戸登録数></p> <p style="text-align: right;">平成 27 年 10 月末日現在</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #00a0e3; color: white;"></th> <th style="background-color: #00a0e3; color: white;">青葉区</th> <th style="background-color: #00a0e3; color: white;">宮城野区</th> <th style="background-color: #00a0e3; color: white;">若林区</th> <th style="background-color: #00a0e3; color: white;">太白区</th> <th style="background-color: #00a0e3; color: white;">泉区</th> <th style="background-color: #00a0e3; color: white;">合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="background-color: #00a0e3; color: white;">登録井戸数</td> <td style="text-align: center;">137</td> <td style="text-align: center;">45</td> <td style="text-align: center;">49</td> <td style="text-align: center;">34</td> <td style="text-align: center;">24</td> <td style="text-align: center;">289</td> </tr> </tbody> </table>		青葉区	宮城野区	若林区	太白区	泉区	合計	登録井戸数	137	45	49	34	24	289	<p>内容の適正化 (関係部局意見反映)</p>
	青葉区	宮城野区	若林区	太白区	泉区	合計																									
登録井戸数	100	44	49	35	23	251																									
	青葉区	宮城野区	若林区	太白区	泉区	合計																									
登録井戸数	137	45	49	34	24	289																									
<p>共通編 P151</p> <p>第2部 第2章 第14節 建築物等の安全化</p>	<p>1. 建築物等の耐震化 【都市整備局、建設局、経済局、交通局】</p> <p>(1) 建築物の耐震性についての考え方 (略)</p> <p>ア 公共建築物</p> <p>既存公共建築物において、新耐震法改正以前に設計されたものについては、庁舎、消防署、学校、病院等防災上重要な機能を有する施設や市民センター、社会福祉施設をはじめとした不特定多数の者を収容する施設など、その重要性や規模、建築年次、利用状況等を考慮した上で、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の対象枠を拡大して取り組むものとし、市有建築物耐震化計画検討委員会報告に基づく、計画的な耐震補強等を行う。</p> <p>また、公共施設の建設に当たっては、重要度等を勘案した建築物の耐震性能の確保及び不燃化に努めるとともに、震災により被害を受けた市有建築物の早期の復旧、非構造部材や建築設備等の安全性の向上など総合的な耐震対策を行い、利用者の安全及び防災拠点の確保を図る。</p> <p>イ 一般建築物 (略)</p>	<p>1. 建築物等の耐震化 【都市整備局、建設局、経済局、交通局】</p> <p>(1) 建築物の耐震性についての考え方 (略)</p> <p>ア 公共建築物</p> <p>既存公共建築物において、新耐震法改正以前に設計されたものについては、庁舎、消防署、学校、病院等防災上重要な機能を有する施設や市民センター、社会福祉施設をはじめとした不特定多数の者を受け入れる施設など、その重要性や規模、建築年次、利用状況等を考慮した上で、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の対象枠を拡大して取り組むものとし、市有建築物耐震化計画検討委員会報告に基づく、計画的な耐震補強等を行う。</p> <p>また、公共施設の建設に当たっては、重要度等を勘案した建築物の耐震性能の確保及び不燃化に努めるとともに、震災により被害を受けた市有建築物の早期の復旧、非構造部材や建築設備等の安全性の向上など総合的な耐震対策を行い、利用者の安全及び防災拠点の確保を図る。</p> <p>イ 一般建築物 (略)</p>	<p>防災基本計画の修正の反映</p>																												
<p>共通編 P157</p> <p>第2部 第2章 第15節 地盤災害の防止</p>	<p>1. 擁壁等の崩壊による宅地災害の予防 【都市整備局】</p> <p>(略)</p> <p>(1) ~ (5) (略)</p> <p>(6) 宅地の防災のための融資制度のあっせん</p> <p>擁壁等の改善のために必要な資金については、住宅金融支援機構及び仙台市の宅地防災工事資金融資制度をあっせんする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #00a0e3; color: white;">種別</th> <th style="background-color: #00a0e3; color: white;">融資額</th> <th style="background-color: #00a0e3; color: white;">金利</th> <th style="background-color: #00a0e3; color: white;">融資の申込み対象者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住宅金融支援機構の宅地防災工事資金融資制度</td> <td style="text-align: center;">1,030万円 ※1</td> <td style="text-align: center;">※2</td> <td>・宅地造成等規制法、急傾斜地法又は建築基準法に基づき、宅地について勧告又は改善命令を受けた者</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">仙台市宅地防災工事資金融資制度</td> <td style="text-align: center;">200万円</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">※3</td> <td>・上記の融資が決定した者でなお必要な資金に不足が生じる者</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">300万円</td> <td>・災害対策基本法第59条第1項の規定による指示を受けた者 ・宅地造成工事規制区域外において災害防止のため改善指導を受けた者</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：1,030万円又は工事費の9割の、いずれか低い額が上限となる。 (略)</p>	種別	融資額	金利	融資の申込み対象者	住宅金融支援機構の宅地防災工事資金融資制度	1,030万円 ※1	※2	・宅地造成等規制法、急傾斜地法又は建築基準法に基づき、宅地について勧告又は改善命令を受けた者	仙台市宅地防災工事資金融資制度	200万円	※3	・上記の融資が決定した者でなお必要な資金に不足が生じる者	300万円	・災害対策基本法第59条第1項の規定による指示を受けた者 ・宅地造成工事規制区域外において災害防止のため改善指導を受けた者	<p>1. 擁壁等の崩壊による宅地災害の予防 【都市整備局】</p> <p>(略)</p> <p>(1) ~ (5) (略)</p> <p>(6) 宅地の防災のための融資制度のあっせん</p> <p>擁壁等の改善のために必要な資金については、住宅金融支援機構及び仙台市の宅地防災工事資金融資制度をあっせんする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #00a0e3; color: white;">種別</th> <th style="background-color: #00a0e3; color: white;">融資額</th> <th style="background-color: #00a0e3; color: white;">金利</th> <th style="background-color: #00a0e3; color: white;">融資の申込み対象者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住宅金融支援機構の宅地防災工事資金融資制度</td> <td style="text-align: center;">1,170万円 ※1</td> <td style="text-align: center;">※2</td> <td>・宅地造成等規制法、急傾斜地法又は建築基準法に基づき、宅地について勧告又は改善命令を受けた者</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">仙台市宅地防災工事資金融資制度</td> <td style="text-align: center;">200万円</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">※3</td> <td>・上記の融資が決定した者でなお必要な資金に不足が生じる者</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">300万円</td> <td>・災害対策基本法第59条第1項の規定による指示を受けた者 ・宅地造成工事規制区域外において災害防止のため改善指導を受けた者</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：1,170万円又は工事費の9割の、いずれか低い額が上限となる。 (略)</p>	種別	融資額	金利	融資の申込み対象者	住宅金融支援機構の宅地防災工事資金融資制度	1,170万円 ※1	※2	・宅地造成等規制法、急傾斜地法又は建築基準法に基づき、宅地について勧告又は改善命令を受けた者	仙台市宅地防災工事資金融資制度	200万円	※3	・上記の融資が決定した者でなお必要な資金に不足が生じる者	300万円	・災害対策基本法第59条第1項の規定による指示を受けた者 ・宅地造成工事規制区域外において災害防止のため改善指導を受けた者	<p>内容の適正化 (関係部局意見反映)</p>
種別	融資額	金利	融資の申込み対象者																												
住宅金融支援機構の宅地防災工事資金融資制度	1,030万円 ※1	※2	・宅地造成等規制法、急傾斜地法又は建築基準法に基づき、宅地について勧告又は改善命令を受けた者																												
仙台市宅地防災工事資金融資制度	200万円	※3	・上記の融資が決定した者でなお必要な資金に不足が生じる者																												
	300万円		・災害対策基本法第59条第1項の規定による指示を受けた者 ・宅地造成工事規制区域外において災害防止のため改善指導を受けた者																												
種別	融資額	金利	融資の申込み対象者																												
住宅金融支援機構の宅地防災工事資金融資制度	1,170万円 ※1	※2	・宅地造成等規制法、急傾斜地法又は建築基準法に基づき、宅地について勧告又は改善命令を受けた者																												
仙台市宅地防災工事資金融資制度	200万円	※3	・上記の融資が決定した者でなお必要な資金に不足が生じる者																												
	300万円		・災害対策基本法第59条第1項の規定による指示を受けた者 ・宅地造成工事規制区域外において災害防止のため改善指導を受けた者																												
<p>共通編</p>	<p>2. がけ崩れ、地すべり等による土砂災害の予防 【危機管理室、都市整備局、消防局】</p>	<p>2. がけ崩れ、地すべり等による土砂災害の予防 【危機管理室、都市整備局】</p>																													

<p>P159-160</p> <p>第2部 第2章 第15節 地盤災害の防止</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 急傾斜地崩壊対策事業の実績 本市における急傾斜地崩壊対策事業は昭和51年度から行われ、平成23年度末現在の事業実績は以下のとおりである。</p> <p>(3) ~ (5) (略)</p> <p>(6) 土砂災害防止法に基づく対応 (略) 土砂災害警戒区域は、県が基礎調査を行い、市長の意見を聞いた上で県知事が区域の指定を行っており、本市ではこれまで135か所が指定されている。 県が区域指定をすると、市は下表のような役割を担う。</p> <table border="1" data-bbox="314 679 1186 893"> <thead> <tr> <th>宮城県の役割</th> <th>仙台市の役割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①土砂災害警戒区域図の公表 ・警戒避難基準雨量情報の提供 ・危険箇所表示板の設置など</td> <td>①地域防災計画への反映 ②土砂災害ハザードマップの作成を含む警戒避難体制の整備</td> </tr> <tr> <td>②土砂災害警戒情報の発令（気象庁と共同）</td> <td>③避難勧告等の発令</td> </tr> <tr> <td>③特別警戒区域内の特定開発行為の制限、許可制</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	宮城県の役割	仙台市の役割	①土砂災害警戒区域図の公表 ・警戒避難基準雨量情報の提供 ・危険箇所表示板の設置など	①地域防災計画への反映 ②土砂災害ハザードマップの作成を含む警戒避難体制の整備	②土砂災害警戒情報の発令（気象庁と共同）	③避難勧告等の発令	③特別警戒区域内の特定開発行為の制限、許可制		<p>(1) (略)</p> <p>(2) 急傾斜地崩壊対策事業の実績 本市における急傾斜地崩壊対策事業は昭和51年度から行われ、平成26年度末現在の事業実績は以下のとおりである。</p> <p>(3) ~ (5) (略)</p> <p>(6) 土砂災害防止法に基づく対応 (略) 土砂災害警戒区域は、県が基礎調査を行い、市長の意見を聞いた上で県知事が区域の指定を行っている。 県が区域指定をすると、市は下表のような役割を担う。</p> <table border="1" data-bbox="1503 685 2375 928"> <thead> <tr> <th>宮城県の役割</th> <th>仙台市の役割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①土砂災害警戒区域図の公表 ・警戒避難基準雨量情報の提供 ・危険箇所表示板の設置など</td> <td>①地域防災計画への反映 ②土砂災害ハザードマップの作成を含む警戒避難体制の整備</td> </tr> <tr> <td>②土砂災害警戒情報の発表（仙台管区気象台と共同）</td> <td>③避難勧告等の発令</td> </tr> <tr> <td>③特別警戒区域内の特定開発行為の制限、許可制</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	宮城県の役割	仙台市の役割	①土砂災害警戒区域図の公表 ・警戒避難基準雨量情報の提供 ・危険箇所表示板の設置など	①地域防災計画への反映 ②土砂災害ハザードマップの作成を含む警戒避難体制の整備	②土砂災害警戒情報の発表（仙台管区気象台と共同）	③避難勧告等の発令	③特別警戒区域内の特定開発行為の制限、許可制		<p>内容の適正化 (関係部局意見反映)</p> <p>表現修正 (関係部局意見反映)</p> <p>内容の適正化 (関係部局意見反映)</p>
宮城県の役割	仙台市の役割																		
①土砂災害警戒区域図の公表 ・警戒避難基準雨量情報の提供 ・危険箇所表示板の設置など	①地域防災計画への反映 ②土砂災害ハザードマップの作成を含む警戒避難体制の整備																		
②土砂災害警戒情報の発令（気象庁と共同）	③避難勧告等の発令																		
③特別警戒区域内の特定開発行為の制限、許可制																			
宮城県の役割	仙台市の役割																		
①土砂災害警戒区域図の公表 ・警戒避難基準雨量情報の提供 ・危険箇所表示板の設置など	①地域防災計画への反映 ②土砂災害ハザードマップの作成を含む警戒避難体制の整備																		
②土砂災害警戒情報の発表（仙台管区気象台と共同）	③避難勧告等の発令																		
③特別警戒区域内の特定開発行為の制限、許可制																			
<p>共通編 P162</p> <p>第2部 第2章 第15節 地盤災害の防止</p>	<p>2. 東日本大震災における被災宅地等の復旧 【復興事業局】</p> <p>東日本大震災により被害を受けた宅地について、公共事業（「造成宅地滑動崩落緊急対策事業」及び「災害関連地域防災がけ崩れ対策事業」）により復旧を図るとともに、公共事業の対象外となる被災宅地については、「平成23年東北地方太平洋沖地震による被災宅地等に係る復旧工事に関する助成金」により復旧を支援することで、被災宅地の復旧、防災機能の向上及び再度災害の防止を図る。</p> <p>(1) 造成宅地滑動崩落緊急対策事業 東日本大震災により滑動崩落等が発生した造成宅地に対し、防災上重要で、滑動崩落対策を実施する必要がある箇所において、再度災害の防止を図るため緊急的に対策工事を実施する。 (資料3-2-2「造成宅地滑動崩落緊急対策事業による実施箇所」参照)</p> <p>(2) 災害関連地域防災がけ崩れ対策事業 住宅宅地の擁壁等に被害が生じ、これにより周辺住民や、災害時の避難のために不可欠な道路、周辺住民の生活維持のために不可欠な各種公共施設等に被害が生ずるおそれがあるものについて、緊急対策工事を実施する。 (資料3-2「災害関連地域防災がけ崩れ対策事業の特例措置による実施箇所」参照)</p> <p>(3) 平成23年東北地方太平洋沖地震による被災宅地等に係る復旧工事に関する助成金 被災宅地危険度判定による被災程度が「危険宅地」又は「要注意宅地」であると市が判定した宅地の所有者等が復旧工事を行う場合に、工事費用のうち、100万円を超える額に10分の9を乗じて得た額を、1,000万円を限度として助成する。</p> <p>(4) 緑ヶ丘4丁目地区等における防災集団移転促進事業 東日本大震災により大規模な宅地被害を受けた緑ヶ丘4丁目地区及び松森字陣ヶ原地区のうち一部において、地下水位が高く、湧水が見られることや土質状況などから、滑動崩落対策を施しても現地再建が困難と判断される箇所については、災害危険区域に指定し、住宅の新築や増築などを禁止し、移転を促進する。</p>		<p>全面削除 ※平成27年度で事業終了のため</p>																

<p>共通編 P165</p> <p>第2部 第2章 第16節 災害支援活動を支える体制の整備</p>	<p>3. 災害支援活動団体等との連携強化 【市民局、仙台市社会福祉協議会】</p> <p>災害時のボランティア活動が円滑に行われるよう、連携体制の整備に努める。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 宮城県災害ボランティアセンターとの連携 災害時には、宮城県地域防災計画に基づき設置される「宮城県災害ボランティアセンター」と連携し、必要な場合には関係団体と調整の上、スタッフ等を派遣する。 このようにつながりも視野に入れ、平常時から宮城県社会福祉協議会との情報共有等を行い、連携体制を構築する。</p>	<p>3. 災害支援活動団体等との連携強化 【市民局、仙台市社会福祉協議会】</p> <p>災害時のボランティア活動が円滑に行われるよう、連携体制の整備に努める。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 宮城県災害ボランティアセンター運営における広域連携 宮城県内の市町村社会福祉協議会及び宮城県社会福祉協議会がそれぞれの地域において災害が発生した際に、被災した地域の社会福祉協議会に対し、社会福祉協議会として専門性の高い支援活動が迅速かつ効果的に行われるよう、下記2つの災害時支援協定により、相互の支援を行う。 また、宮城県地域防災計画に基づき設置される「宮城県災害ボランティアセンター」と連携し、必要な場合には関係団体と調整の上スタッフ等を派遣する。 このようなことから、平常時から宮城県社会福祉協議会との情報の共有等を行い、連携体制を構築する。</p> <p>「仙台都市圏域市町村社会福祉協議会災害ボランティアセンターの相互支援に関する協定」 →仙台都市圏域 15 市町村社会福祉協議会が加盟 「災害時支援協定」 →県内 35 市町村社会福祉協議会及び宮城県社会福祉協議会が加盟</p>	<p>内容の適正化 (関係機関意見反映)</p>																														
<p>共通編 P168</p> <p>第2部 第2章 第17節 教育・訓練の推進</p>	<p>1. 自助を促進するための啓発 【危機管理室、市民局、消防局】</p> <p>関係局・区は、自助を促進するために、防災関係機関・研究機関等と連携し、防災知識の普及啓発に努める。普及啓発の実施に関しては、市民防災の日、防災週間、防災とボランティア週間等の様々な機会も活用する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 啓発の内容 ア～キ (略) ク 情報伝達の方法(公衆電話、災害伝言ダイヤル「171」、通信事業各社が提供する災害用伝言板等)</p>	<p>1. 自助を促進するための啓発 【危機管理室、市民局、消防局】</p> <p>関係局・区は、自助を促進するために、防災関係機関・研究機関等と連携し、防災知識の普及啓発に努める。普及啓発の実施に関しては、市民防災の日、防災週間、防災とボランティア週間等の様々な機会も活用する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 啓発の内容 ア～キ (略) ク 情報伝達の方法(公衆電話、災害伝言ダイヤル「171」、通信事業各社が提供する災害用伝言板等)</p>	<p>表現修正 (関係機関意見反映)</p>																														
<p>共通編 P172-173</p> <p>第2部 第2章 第18節 災害に強い街づくり</p>	<p>2. 災害対策関連事業の推進【環境局、都市整備局、建設局】</p> <p>災害に強い都市構造への転換を図るため下記の事業を推進する。</p> <p>(1) 道路整備事業 (略)</p> <p>ア 都市計画道路の整備</p> <p style="text-align: right;">平成 25 年 4 月 1 日現在</p> <table border="1" data-bbox="383 1466 1162 1576"> <thead> <tr> <th></th> <th>A 計画決定</th> <th>B 整備済</th> <th>進捗率 B/A</th> <th>C 事業中</th> <th>着手率 (B+C)/A</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路延長</td> <td>486.08km</td> <td>353.33km</td> <td>72.7%</td> <td>20.01km</td> <td>76.8%</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 道路防災対策 平成8年度、18年度及び24年度に実施した道路防災総点検において、対策が必要とされた箇所について、年次計画に基づき対策工事を実施するとともに、経過観察が必要とされた箇所について監視を続け、通過車両の安全を確保し、道路の安全性・信頼性を高めていく。</p> <table border="1" data-bbox="383 1777 1162 1808"> <tr> <td>事業目標</td> <td>平成24年度末</td> <td>平成25年度以降</td> </tr> </table>		A 計画決定	B 整備済	進捗率 B/A	C 事業中	着手率 (B+C)/A	道路延長	486.08km	353.33km	72.7%	20.01km	76.8%	事業目標	平成24年度末	平成25年度以降	<p>2. 災害対策関連事業の推進【環境局、都市整備局、建設局】</p> <p>災害に強い都市構造への転換を図るため下記の事業を推進する。</p> <p>(1) 道路整備事業 (略)</p> <p>ア 都市計画道路の整備</p> <p style="text-align: right;">平成 27 年 4 月 1 日現在</p> <table border="1" data-bbox="1569 1466 2348 1576"> <thead> <tr> <th></th> <th>A 計画決定</th> <th>B 整備済</th> <th>進捗率 B/A</th> <th>C 事業中</th> <th>着手率 (B+C)/A</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路延長</td> <td>438.52km</td> <td>356.27km</td> <td>81.2%</td> <td>18.12km</td> <td>85.4%</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 道路防災対策 平成8年度、18年度及び24年度に実施した道路防災総点検において、対策が必要とされた箇所について、年次計画に基づき対策工事を実施するとともに、経過観察が必要とされた箇所について監視を続け、通過車両の安全を確保し、道路の安全性・信頼性を高めていく。</p> <table border="1" data-bbox="1569 1777 2348 1808"> <tr> <td>事業目標</td> <td>平成26年度末</td> <td>平成27年度以降</td> </tr> </table>		A 計画決定	B 整備済	進捗率 B/A	C 事業中	着手率 (B+C)/A	道路延長	438.52km	356.27km	81.2%	18.12km	85.4%	事業目標	平成26年度末	平成27年度以降	<p>内容の適正化 (関係部局意見反映)</p>
	A 計画決定	B 整備済	進捗率 B/A	C 事業中	着手率 (B+C)/A																												
道路延長	486.08km	353.33km	72.7%	20.01km	76.8%																												
事業目標	平成24年度末	平成25年度以降																															
	A 計画決定	B 整備済	進捗率 B/A	C 事業中	着手率 (B+C)/A																												
道路延長	438.52km	356.27km	81.2%	18.12km	85.4%																												
事業目標	平成26年度末	平成27年度以降																															

要対策箇所	125か所	34か所	91か所
要監視継続箇所	200か所	14か所	186か所

ウ 橋梁震災対策

阪神淡路大震災の発生以降、主要な橋梁の耐震性を調査確認し、耐震補強の必要な橋梁について、災害発生時の救助活動及び物資輸送等に必要路線（緊急輸送道路）の通行確保のために必要性の高いものから、順次耐震補強工事を実施している。

平成25年4月1日現在

事業目標	平成24年度末	平成25年度以降
落橋防止対策 146橋	106橋	40橋
橋脚耐震化 114橋	34橋	80橋

注：落橋防止対策と橋脚耐震化とを重複して実施する橋梁は37橋

エ 電線類地中化対策

交通安全や景観向上のみならず、地震や台風時の災害にあっても、電柱の倒壊や電線の切断などの被害を未然に防止し、防災施設としての道路の通行と電気・通信の安定供給確保に重要な役割を担う事業である。

平成25年4月1日現在

事業内容	平成24年度末	平成25年度以降
電線類地中化の状況	49,686m	1,610m

(2) 公園整備事業

(略)

このように、防災上の観点からも身近な公園の果たす役割が認められていることから、従来からの広域避難地となる都市公園の整備のほか、身近な一次避難地（地震災害時において主として近隣の住民が避難する公共空地であって、面積1ヘクタール以上のもの）となる公園等の整備も積極的に進めていく。

ア 都市公園の現況

平成24年4月1日現在

	青葉区	宮城野区	若林区	太白区	泉区	合計
箇所数	429	230	198	427	352	1,636
面積 (ha)	429.8	160.3	113.6	201.5	397.8	1,303.1

※ 宮城野区には県営公園1か所 21.0 haを含む。

イ 都市公園のうち、広域防災拠点（海岸公園）、広域避難地及び一次避難地

区分	広域防災拠点 (50 ha以上)	広域避難地 (10 ha以上)	一次避難地 (1 ha以上)
箇所数	1公園	34公園	120公園
平成23年度末 整備対象面積	95.5ha	1,215.7ha	331.8 ha

要対策箇所	131か所	31か所	100か所
要監視継続箇所	178か所	0か所	178か所

ウ 橋梁震災対策

阪神淡路大震災の発生以降、主要な橋梁の耐震性を調査確認し、耐震補強の必要な橋梁について、災害発生時の救助活動及び物資輸送等に必要路線（緊急輸送道路）の通行確保のために必要性の高いものから、順次耐震補強工事を実施している。

平成27年4月1日現在

事業目標	平成26年度末	平成27年度以降
落橋防止対策 146橋	115橋	31橋
橋脚耐震化 114橋	42橋	72橋

エ 電線類地中化対策

交通安全や景観向上のみならず、地震や台風時の災害にあっても、電柱の倒壊や電線の切断などの被害を未然に防止し、防災施設としての道路の通行と電気・通信の安定供給確保に重要な役割を担う事業である。

平成27年4月1日現在

事業内容	平成26年度末	平成27年度以降
電線類地中化の状況	50,500m	2,390m

(2) 公園整備事業

(略)

このように、防災上の観点からも身近な公園の果たす役割が認められていることから、都市公園の整備計画のなかで、防災公園としては、広域避難地の機能を有する全体計画面積が10ha以上の都市公園（ただし、都市公園面積が10ha未満でも周辺空き地と併せて10ha以上になる都市公園も含む）の整備と、一次避難地の機能を有する全体計画面積1ha以上になる近隣公園や地区公園の整備を進めていく。

ア 都市公園の現況

平成27年4月1日現在

	青葉区	宮城野区	若林区	太白区	泉区	合計
箇所数	442	228	201	435	359	1,665
面積 (ha)	432.0	151.7	113.4	208.1	410.1	1315.4

※ 宮城野区には県営公園1か所 21.0 haを含む。

イ 都市公園のうち、広域防災拠点（海岸公園）、広域避難地及び一次避難地

区分	広域防災拠点 (50 ha以上)	広域避難地 (10 ha以上)	一次避難地 (1 ha以上)
箇所数	1公園	34公園	120公園
平成26年度末 整備対象面積	95.5ha	1,215.7ha	331.8 ha

共通編

1. 防災拠点の整備 【各局】

1. 防災拠点の整備 【各局】

内容の適正化
(関係部局意見
反映)

内容の適正化
(関係部局意見
反映)

内容の適正化
(関係部局意見
反映)

内容の適正化
(関係部局意見
反映)

内容の適正化
(関係部局意見
反映)

内容の適正化
(関係部局意見
反映)

<p>P179</p> <p>第2部 第2章 第20節 応急対応体制の整備</p>	<p>地震等災害時において、応急災害対策活動や避難を適切に進めるには、市役所等の災害対策の中枢を担う施設、指定避難所等の避難者収容施設、物資集配拠点等、それぞれの活動の拠点となる施設が機能を十分に発揮し、併せて、拠点間の連携が円滑に行われる必要がある。防災拠点となる施設については、耐震化、災害備蓄の拡充、非常用電源の整備や燃料確保体制の整備の推進に加え、物資配送・情報伝達機能の強化等、体制整備やシステムの構築を推進する。</p> <p>関連項目（略）</p>	<p>地震等災害時において、応急災害対策活動や避難を適切に進めるには、市役所等の災害対策の中枢を担う施設、指定避難所等の避難者受け入れ施設、物資集配拠点等、それぞれの活動の拠点となる施設が機能を十分に発揮し、併せて、拠点間の連携が円滑に行われる必要がある。防災拠点となる施設については、耐震化、災害備蓄の拡充、非常用電源の整備や燃料確保体制の整備の推進に加え、物資配送・情報伝達機能の強化等、体制整備やシステムの構築を推進する。</p> <p>関連項目（略）</p>	<p>防災基本計画の修正の反映</p>
<p>共通編 P187-188</p> <p>第2部 第2章 第22節 ライフライン施設の災害予防</p>	<p>2. 電信・電話施設等 【東日本電信電話株式会社宮城事業部】</p> <p>電気通信事業者は、電気通信施設の公共性に鑑み、災害時においても重要通信を確保できるように平常時から設備を強固にし、災害に強く、信頼性の高い通信施設の設計、設置の推進に努め、県及び市町村の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散、応急復旧器材の配備等を図るとともに、直接的な被害を受けなかった都市相互の通信が途絶したり、輻輳したりしないように通信網の整備をさらに促進し、電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取り組みの推進に努める。</p> <p>（略）</p> <p>3. ガス施設 【ガス局】</p> <p>（1）原料受入ラインの複数化</p> <p><u>海上輸送方式による LNG とパイプラインによる天然ガスとの 2 種類の原料受入ラインを確保するとともに、パイプラインの受入地点の複数化を進める。</u></p> <p>4.（略）</p> <p>5. 水道施設 【水道局】</p> <p><u>災害発生時における被害範囲を最小限にとどめるため、水道施設の耐震化や異なる水系間における水道水の相互融通などの水運用機能の強化を図るとともに、断水などの被害が生じた場合に円滑な応急給水が可能となるよう、災害時給水施設の整備を進める。</u></p> <p>（1）～（2）（略）</p> <p>（3）災害時給水施設の整備</p> <p><u>ア 災害時給水栓の設置</u></p> <p><u>小学校への災害時給水栓の設置を拡大し、より多くの場所で応急給水ができるようにする。</u></p> <p><u>イ 排水所への緊急遮断弁の設置</u></p> <p><u>主要な配水所に緊急遮断弁を整備し、破損した管路からの水道水の流出による二次災害を防止する。</u></p>	<p>2. 電信・電話施設等 【東日本電信電話株式会社宮城事業部】</p> <p>電気通信事業者は、電気通信施設の公共性に鑑み、災害時においても重要通信を確保できるように平常時から設備を強固にし、災害に強く、信頼性の高い通信施設の設計、設置の推進に努め、県及び市町村の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散、応急復旧器材の配備等を図るとともに、直接的な被害を受けなかった都市相互の通信が途絶したり、輻輳したりしないように通信網の整備をさらに促進し、電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取り組みの推進に努める。</p> <p>（略）</p> <p>3. ガス施設 【ガス局】</p> <p>（1）原料受入ラインの複数化</p> <p><u>海上輸送方式による LNG とパイプラインによる天然ガスとの 2 種類の原料受入ラインを確保し、港工場からのガス供給が困難になった際にパイプラインから天然ガスを受け入れる「緊急時ガス受入設備」（バックアップステーション）について、迅速かつ確実に運転できるよう適切な維持管理、および運転操作訓練を実施し、供給体制の一層の強化を図る。</u></p> <p>4.（略）</p> <p>5. 水道施設 【水道局】</p> <p><u>管路・施設の計画的な更新や震災被害の検証を踏まえた耐震化、異なる水系間での水道水の相互融通機能の強化などにより、防災機能を高めた強靱な水道づくりを進める。</u></p> <p><u>また、大規模災害などの発生時に迅速な応急給水や復旧活動が実施できるよう、体制や設備を強化し、災害時給水施設の設置拡大、地域住民や他都市との連携強化など、ハード・ソフト両面において災害対応力を強化する。</u></p> <p>（1）～（2）（略）</p> <p>（3）災害時給水施設の整備</p> <p><u>大規模災害などにより断水が発生した場合に、効果的な応急給水が実施できるよう、指定避難所である市立小学校に加え、平成 30 年度以降は中学校にも災害時給水栓を整備する。</u></p>	<p>内容の適正化（関係部局意見反映）</p> <p>表現の修正（関係部局意見反映）</p> <p>内容の適正化（関係部局意見反映）</p>